



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則(第61号)…………… 3099

◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第62号)…………… 3100

◇川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第63号)…………… 3101

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第64号)…………… 3101

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第65号)…………… 3102

告 示

◇川崎市岡本太郎美術館における観覧料の収納事務の委託(第402号)…………… 3102

◇川崎市青少年科学館におけるプラネタリウム観覧料の収納事務の委託(第403号)…………… 3102

◇川崎市立日本民家園における入園料の収納事務の委託(第404号)…………… 3102

◇道路区域の変更(第405号)…………… 3103

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第406号)…………… 3103

◇予防接種の業務を行う医師(第407号)…………… 3103

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第408号)…………… 3103

◇自転車等の撤去と保管(第409号)…………… 3103

◇道路区域の変更(第410号)…………… 3104

◇道路の供用開始(第411号)…………… 3104

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第412号)…………… 3104

◇地縁団体の告示事項の変更(第413号)…………… 3106

◇自転車等の撤去と保管(第414号)…………… 3106

◇公印の新調(第415号)…………… 3106

◇身体障害者福祉法による医師の指定(第416号)…………… 3106

◇身体障害者福祉法による医師の指定内容の変更(第417号)…………… 3111

◇身体障害者福祉法による医師の指定の取消(第418号)…………… 3114

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイル及び保有個人情報業務の届出(第419号)…………… 3117

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第420号)…………… 3117

◇川崎市保育所等の利用者負担額の収納事務の委託(第421号)…………… 3117

◇大師中央地域包括支援センターの所在地の変更(第422号)…………… 3117

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第423号)…………… 3117

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第424号)…………… 3117

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第425号)…………… 3117

公 告

◇一般競争入札の執行(第576号)…………… 3118

◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告(第577号)…………… 3118

◇一般競争入札の執行(第578号)…………… 3119

◇一般競争入札の執行(第579号)…………… 3121

◇令和2年度地籍調査事業の実施(第580号)…………… 3124

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第581号)…………… 3124

◇川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の公募(第582号)…………… 3125

◇川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の公募(第583号)…………… 3126

◇川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の公募(第584号)…………… 3127

◇川崎市多摩スポーツセンターの指定 管理者の公募 (第585号)……………	3128	◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第621号)……………	3173
◇川崎市麻生スポーツセンターの指定 管理者の公募 (第586号)……………	3129	◇開発行為に関する工事の完了 (第622 号)……………	3173
◇川崎市国際交流センターの指定管理 者の公募 (第587号)……………	3130	◇一般競争入札の執行 (第623号)……………	3174
◇一般競争入札の執行 (第588号)……………	3130	◇一般競争入札の執行 (第624号)……………	3174
◇一般競争入札の執行 (第589号)……………	3134	◇川崎市北部リハビリテーションセン ターの指定管理者の公募 (第625号)……………	3176
◇公告の訂正 (第590号)……………	3134	<b>公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第591号)……………	3135	◇一般競争入札の執行 (第355号)……………	3177
◇一般競争入札の執行 (第592号)……………	3136	◇一般競争入札及び指名競争入札に参 加する者に必要な資格並びに資格審 査の申請方法及び申請時期等 (第356 号)……………	3178
◇一般競争入札の執行 (第593号)……………	3138	◇一般競争入札の執行 (第357号)……………	3182
◇一般競争入札の執行 (第594号)……………	3140	◇落札者等の公示 (第358号)……………	3184
◇一般競争入札の執行 (第595号)……………	3141	◇落札者等の公示 (第359号)……………	3184
◇一般競争入札の執行 (第596号)……………	3143	◇落札者等の公示 (第360号)……………	3184
◇一般競争入札の執行 (第597号)……………	3144	◇落札者等の公示 (第361号)……………	3185
◇一般競争入札の執行 (第598号)……………	3145	◇落札者等の公示 (第362号)……………	3185
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告 (第599号)……………	3147	◇一般競争入札の執行 (第363号)……………	3185
◇一般競争入札の執行 (第600号)……………	3147	<b>税公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第601号)……………	3149	◇税額決定通知書の公示送達 (第99号)……………	3187
◇一般競争入札の執行 (第602号)……………	3150	◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送 達 (第100号)……………	3187
◇一般競争入札の執行 (第603号)……………	3152	◇納税通知書の公示送達 (第101号)……………	3187
◇一般競争入札の執行 (第604号)……………	3154	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第102 号)……………	3187
◇公募型プロポーザルの実施 (第605 号)……………	3155	◇交付要求通知書の公示送達 (第103 号)……………	3188
◇一般競争入札の執行 (第606号)……………	3156	◇納期限変更告知書の公示送達 (第104 号)……………	3188
◇一般競争入札の執行 (第607号)……………	3157	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第105 号)……………	3188
◇一般競争入札の執行 (第608号)……………	3159	<b>訓 令</b>	
◇一般競争入札の執行 (第609号)……………	3161	◇川崎市職員の勤務時間等に関する規 程の一部を改正する訓令 (第9号)……………	3188
◇公募型プロポーザルの実施 (第610 号)……………	3162	◇川崎市事業所等事務決裁規程の一部 を改正する訓令 (第10号)……………	3189
◇公募型プロポーザルの実施 (第611 号)……………	3164	<b>上下水道局規程</b>	
◇公募型プロポーザルの実施 (第612 号)……………	3165	◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する規程の一 部を改正する規程 (第28号)……………	3189
◇一般競争入札の執行 (第613号)……………	3166	◇川崎市上下水道局会計年度任用職員 の勤務時間、休暇等に関する規程の 一部を改正する規程 (第29号)……………	3190
◇道路位置の指定 (第614号)……………	3170		
◇道路位置の廃止 (第615号)……………	3170		
◇公募型プロポーザルの実施 (第616 号)……………	3170		
◇開発行為に関する工事の完了 (第617 号)……………	3172		
◇開発行為に関する工事の完了 (第618 号)……………	3172		
◇道路位置の指定 (第619号)……………	3172		
◇一般競争入札の執行 (第620号)……………	3172		

**上下水道局告示**

- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事  
事業者の指定(第34号) ..... 3190
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事  
事業者の指定事項の変更(第35号) ..... 3190
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事  
事業者の廃止(第36号) ..... 3191
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事  
事業者の休止(第37号) ..... 3191
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事  
事業者の指定更新(第38号) ..... 3191

**上下水道局公告**

- ◇一般競争入札の執行(第53号) ..... 3192
- ◇一般競争入札の執行(第54号) ..... 3192
- ◇一般競争入札の執行(第55号) ..... 3195
- ◇一般競争入札の執行(第56号) ..... 3199
- ◇一般競争入札の執行(第57号) ..... 3201

**上下水道局公告(調達)**

- ◇落札者等の公示(第21号) ..... 3204
- ◇一般競争入札の公告(第22号) ..... 3204
- ◇一般競争入札の公告(第23号) ..... 3206

**病院局規程**

- ◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する規程の一部を  
改正する規程(第11号) ..... 3208
- ◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤  
務時間、休暇等に関する規程の一部  
を改正する規程(第12号) ..... 3213

**教育委員会告示**

- ◇教育委員会定例会の招集(第13号) ..... 3213

**監査公表**

- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結  
果について(第13号) ..... 3213
- ◇定期監査の結果の報告に基づく措置  
について(第14号) ..... 3231
- ◇監査の結果の報告に基づく措置につ  
いて(第15号) ..... 3237

**人事委員会規則**

- ◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関  
する規則の一部を改正する規則(第  
8号) ..... 3247
- ◇川崎市会計年度任用職員の勤務時  
間、休暇等に関する規則の一部を改  
正する規則(第9号) ..... 3247

**人事委員会公告**

- ◇令和2年度川崎市職員(技能・業  
務)採用選考の実施(第5号) ..... 3247

**農業委員会告示**

- ◇川崎市農業委員会総会の招集(第8  
号) ..... 3255

**区公告**

- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(川崎区第74号) ..... 3255
- ◇住民票の職権消除(川崎区第75号) ..... 3255
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(川崎区第76号) ..... 3255
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(幸区第23号) ..... 3256
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(中原区第38号) ..... 3256
- ◇国民健康保険料等に係る差押調書  
(謄本)の公示送達(高津区第39号) ..... 3256
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(高津区第40号) ..... 3256
- ◇住民票の職権消除(高津区第41号) ..... 3257
- ◇印鑑登録の抹消(高津区第42号) ..... 3257
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第51号) ..... 3257
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(多摩区第52号) ..... 3257
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(多摩区第53号) ..... 3258
- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(多摩区第54号) ..... 3258
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第39号) ..... 3258
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(麻生区第40号) ..... 3258

**規 則**

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第61号**

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則  
川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則(平成6年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(戸籍に係る電子計算機の管理及び運用等の事務に従

事する職員の職の兼務)

第1条 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、区役所及び区役所支所において当該各号に定める事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務に従事する職員 戸籍に関すること。
- (2) マイナンバーカードセンターに関する事務に従事する職員 次に掲げる事務
  - ア 個人番号カードの交付及び再交付の申請の受理並びに交付及び再交付に関すること。
  - イ 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行の申請の受理及び発行に関すること。

附 則

この規則は、令和2年7月27日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第62号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則（昭和24年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

- 3 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する期間内である者に係る第10条の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは、「本人又は同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有することその他の市長が定める理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

第2号様式（第1面）中

「

② 氏 名		③ 性別	男・女
----------	--	---------	-----

」

を

「

② 氏 名	
----------	--

」

に、「④」を「③」に、「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、「⑨」を「⑧」に、「⑩」を「⑨」に、「⑪」を「⑩」に、「⑫」を「⑪」に、「⑬」を「⑫」に、「⑭」を「⑬」に、「⑮」を「⑭」に改め、同様式（第4面）退職した職員の注意事項第1項中「⑭欄」を「⑬欄」に改める。

第3号様式中

「

氏 名		性別	男・女
-----	--	----	-----

」

を

「

氏 名	
-----	--

」

に、「あて先」を「宛先」に改める。

第13号様式（第1面）中

「

氏 名		性別	男・女
-----	--	----	-----

」

を

「

氏 名	
-----	--

」

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年7月31日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第63号**

川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第54号)の施行期日は、令和2年8月1日とする。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第64号**

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「  

等々力	同 ( 同 )	2,500円		
-----	---------	--------	--	--

」

を  
「  

等々力	同 ( 同 )	11,500円		
-----	---------	---------	--	--

」

に、

野球場照明施設	1回(1時間以内)	6,000円		
大 師				
御 幸				
等々力				
とんびいけ				
野 球 場 会 議 室	1箇所 1回(4時間以内)	1,000円		
野 球 場 シャワー室	1箇所1回	3,000円		
野 球 場 ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回(1時間以内)	650円		

を

野球場照明施設	1回(1時間以内)	6,000円		
大 師	1回(1時間以内)	6,000円		
御 幸	同 ( 同 )	6,000円		
1,000ルクス	1回(1時間以内)	5,800円		
750ルクス	1回(1時間以内)	4,300円		
等々力	500ルクス 1回(1時間以内)	2,900円		
350ルクス	1回(1時間以内)	2,000円		
とんびいけ	1回(1時間以内)	6,000円		
野球場会議室 第1 (区画しない場合)	同 (4時間以内)	8,200円		
第1 (区画する場合)				
A区画	同 ( 同 )	4,100円		
B区画	同 ( 同 )	4,100円		
第2	1箇所			
1 回 ( 同 )	1,700円			
野 球 場 シャワー室	1箇所 1 回	2,400円		
野 球 場 ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室 第1	1回(4時間以内)			
第2 (区画しない場合)	同 ( 同 )	3,000円		
第2 (区画する場合)				
A区画	同 ( 同 )	1,500円		
B区画	同 ( 同 )	1,500円		
第3	1箇所 ( 同 ) 1 回	2,900円		
第4	同 ( 同 )	2,900円		
第5	1回 ( 同 )	4,300円		
屋内野球練習場	1箇所 (1時間以内) 1 回	1,000円		

に改め、同条第2項第5号中「及び野球場ロッカー室」を「、野球場ロッカー室、野球場関係者室及び屋内野球練習場」に改める。

第15条第1項第3号中「野球場ロッカー室」の次に「、野球場関係者室」を加える。

第2号様式の1(1)及び第2号様式の2(1)中

「	野球場ロッカー室			」
---	----------	--	--	---

を

「	野球場ロッカー室			」
	野球場関係者室			

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第65号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(令和2年川崎市条例第20号)の施行期日は、令和2年10月1日とする。

告 示

川崎市告示第402号

川崎市岡本太郎美術館における観覧料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市岡本太郎美術館の観覧料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
名称 生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体  
代表者 株式会社日比谷花壇  
代表取締役 宮 島 浩 彰  
構成員 株式会社日比谷アメニス  
代表取締役 小 林 定 夫

構成員 東急ファシリティサービス株式会社  
代表取締役 木 原 恒 雄

- 委託事務  
川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)第9条に規定する観覧料の収納に関する事務
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第403号

川崎市青少年科学館におけるプラネタリウム観覧料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市青少年科学館のプラネタリウム観覧料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
名称 生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体  
代表者 株式会社日比谷花壇  
代表取締役 宮 島 浩 彰  
構成員 株式会社日比谷アメニス  
代表取締役 小 林 定 夫  
構成員 東急ファシリティサービス株式会社  
代表取締役 木 原 恒 雄

- 委託事務  
川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号)第9条に規定するプラネタリウム観覧料の収納に関する事務
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第404号

川崎市立日本民家園における入園料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市立日本民家園の入園料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
名称 生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体  
代表者 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰  
 構成員 株式会社日比谷アメニス  
 代表取締役 小 林 定 夫  
 構成員 東急ファシリティサービス株式会社  
 代表取締役 木 原 恒 雄

2 委託事務

川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）第10条に規定する入園料の収納に関する事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第405号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年7月17日から令和2年8月4日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島第129号線	川崎市多摩区中野島2丁目380番1先 川崎市多摩区中野島2丁目381番先	1.82	1.82	
新	中野島第129号線	川崎市多摩区中野島2丁目380番1先 川崎市多摩区中野島2丁目381番先	2.91	1.82	

川崎市告示第406号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医 院 名	所在地
変更前	内田 健夫	内田医院	川崎市麻生区百合丘
変更後	野口 淳		1-2-1

川崎市告示第407号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、

第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医 院 名	所在地
内山 崇	うちやま南加瀬クリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3 トキワクリニックビル2階
南 陸彦	メディクスクリニック 溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12
赤川 直之	登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10松鷹ビル101

川崎市告示第408号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医 院 名	所在地
変更前	北村 隆信	堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺
変更後	堀野 誠		東3-26-6

川崎市告示第409号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年7月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法  
(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第410号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年7月22日から令和2年8月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It details the expansion of the 211st bus route.

川崎市告示第411号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年7月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年7月22日から令和2年8月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It lists the start of the 211st bus route between two addresses.

川崎市告示第412号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

川崎区浮島町400番16

(別図のとおり)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル

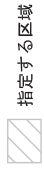
3 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、

4 当該区域は、土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



凡例



指定する区域



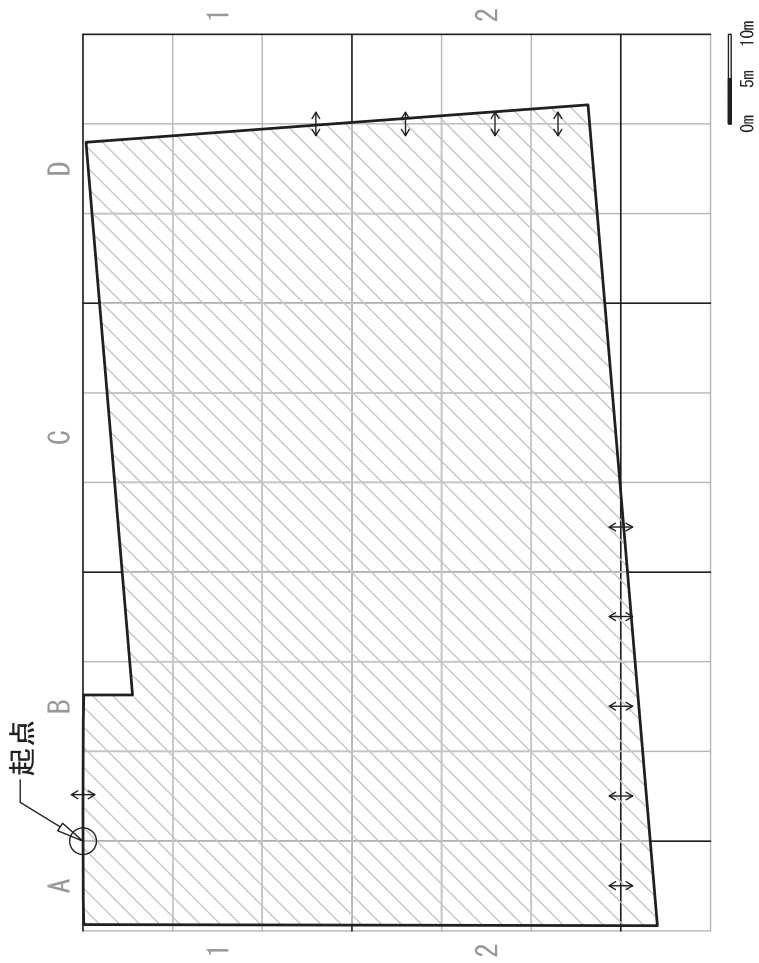
結合区画 (130m以下)



敷地境界



A			
1	2	3	1
4	5	6	
7	8	9	



別図 指定する区域

川崎市告示第413号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和元年川崎市告示第254号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

日生百合ヶ丘自治会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺西3丁目3番19号

(3) 代表者の氏名

森田 毅彦

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区王禅寺西3丁目32番9号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「十亀 博光」を「森田 毅彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市麻生区王禅寺西3丁目34番5号」を「川崎市麻生区王禅寺西3丁目32番9号」に改める。

川崎市告示第414号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年7月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第415号

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 住民登録事務専用区長印


(1) 使用開始日 令和2年7月28日


(2) 専用公印 ひな形番号 60


(3) 書体 れい書


(4) 寸法 方6mm


(5) 保管場所、個数及び印影


ア 川崎区役所区民サービス部区民課 1個 


イ 幸区役所区民サービス部区民課 1個 

ウ 中原区役所区民サービス部区民課 1個 

エ 高津区役所区民サービス部区民課 1個 

オ 宮前区役所区民サービス部区民課 1個 

カ 多摩区役所区民サービス部区民課 1個 

キ 麻生区役所区民サービス部区民課 1個 

川崎市告示第416号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

No	指定年月日	15条指定医名	医療機関名	医療機関所在地	診療科目	担当する障害区分
1	令和2年8月1日	ヨシムラ ヒロシ 吉村 博	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	小児科	ぼうこう又は直腸機能障害及びじん臓機能障害
2	令和2年8月1日	ハマサキ ツトム 濱崎 務	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害及びじん臓機能障害
3	令和2年8月1日	ハヤカワ ノブミ 早川 望	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害及びじん臓機能障害
4	令和2年8月1日	スヤマ タイスケ 須山 太助	医社)幸洋会 あいホームケアクリニック	神奈川県川崎市幸区都町37-10 さいわい都町ビル1F	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害
5	令和2年8月1日	コトウ タクキ 近藤 崇之	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通12-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害
6	令和2年8月1日	ハマベ タロウ 浜辺 太郎	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
7	令和2年8月1日	フカオ アサコ 福岡 麻子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
8	令和2年8月1日	ワタベ ヨウヘイ 渡邊 良平	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5	外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
9	令和2年8月1日	ノカ ユウジ 野中 勇志	椿クリニック	神奈川県川崎市高津区下作延2-4-6 溝ノ口鈴木歯科ビル2階	外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
10	令和2年8月1日	フジオカ シュンペイ 藤岡 俊平	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通12-1	眼科	視覚障害
11	令和2年8月1日	イトウ ユカリ 伊藤 由香里	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	眼科	視覚障害
12	令和2年8月1日	コモリ マナブ 小森 学	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び音声・言語又はそしゃく機能障害
13	令和2年8月1日	ニシヤマ タカリ 西山 崇経	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通12-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び音声・言語又はそしゃく機能障害
14	令和2年8月1日	コエダ イヱ 此枝 生恵	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原区井田2-27-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び音声・言語又はそしゃく機能障害
15	令和2年8月1日	ナカオ ケイコ 中尾 桂子	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5	リハビリテーション科	音声・言語又はそしゃく機能障害及び肢体不自由
16	令和2年8月1日	サウ カネシゲ 佐藤 兼重	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-27	形成外科	音声・言語又はそしゃく機能障害
17	令和2年8月1日	ササキ ノブユキ 佐々木 信幸	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リハビリテーション科	音声・言語又はそしゃく機能障害及び肢体不自由
18	令和2年8月1日	ススキ ミチヤス 鈴木 倫保	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	脳神経・救急外傷センター	音声・言語又はそしゃく機能障害及び肢体不自由
19	令和2年8月1日	カク ショウタロウ 加久 翔太郎	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	小児科	肢体不自由
20	令和2年8月1日	ハラ モトヒコ 原 元彦	帝京大学医学部附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5-1-1	リハビリテーション科	肢体不自由
21	令和2年8月1日	オノセ ヨシチ 小野瀬 喜道	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由

22	令和2年8月1日	オハシ ユウコ 大橋 優子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
23	令和2年8月1日	ヤマニ マサユキ 山谷 昌之	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	脳神経外科	肢体不自由
24	令和2年8月1日	ミツハシ ショウタ 三橋 祥太	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	整形外科	肢体不自由
25	令和2年8月1日	モモセ マサミチ 百瀬 匡亨	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	外科	肢体不自由
26	令和2年8月1日	タカムラ ヒロシ 高群 浩司	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	外傷再建センター	肢体不自由
27	令和2年8月1日	サワグチ タケシ 澤口 毅	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	外傷再建センター	肢体不自由
28	令和2年8月1日	ゴトウ ヒサル 五島 久陽	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	脳神経外科	肢体不自由
29	令和2年8月1日	カドツバヤ 工藤 俊哉	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	外傷再建センター	肢体不自由
30	令和2年8月1日	カネコ ケンジロウ 金子 健二郎	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	外科	肢体不自由
31	令和2年8月1日	タナベ マサヨシ 田邊 雅祥	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	形成外科	肢体不自由
32	令和2年8月1日	イジマ マサヒ 飯嶋 将史	医社)和啓会メディクスクリニック溝の口	神奈川県川崎市高津区下作延5-11-12 1F・2F	内科・呼吸器内科・消化器科	肢体不自由
33	令和2年8月1日	カタノ ヨシヒコ 片野 善彦	やまと診療所武蔵小杉	神奈川県川崎市中原区下沼部1760 カインド玉川1F101	内科	肢体不自由
34	令和2年8月1日	カムラ ヒロキ 岡村 博輝	医社)こうかん会日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1	整形外科	肢体不自由
35	令和2年8月1日	タツノ ケンタロウ 辰野 健太郎	学) 聖マリアンナ医科大学東横病院	神奈川県川崎市中原区小杉町3-435	脳神経内科	肢体不自由
36	令和2年8月1日	カドツバヤ 工藤 貴章	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
37	令和2年8月1日	シゲ タツヒコ 四家 達彦	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	小児科	肢体不自由
38	令和2年8月1日	ホリ ヒデユキ 堀 秀之	すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	小児科	肢体不自由
39	令和2年8月1日	ナカムラ ユウ 中村 優	医)明徳会総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	整形外科	肢体不自由
40	令和2年8月1日	ヨウ ホウホウ 楊 宝峰	医)明徳会総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	整形外科	肢体不自由
41	令和2年8月1日	シメズ ナオキ 清水 直樹	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	小児科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害
42	令和2年8月1日	オサダ ヨウスケ 長田 洋資	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	小児科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害
43	令和2年8月1日	ススキ ケンジ 鈴木 憲治	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	心臓血管外科・胸部外科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害

44	令和2年8月1日	サクライケンゾウ 桜井 研三	聖マリアンナ医科大学 大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	小児科	心臓機能障害及び呼吸 器機能障害
45	令和2年8月1日	ワキタマサキ 脇田 真希	日本医科大学武蔵小 杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉 町1-396	循環器内科	心臓機能障害
46	令和2年8月1日	オノデラケンタ 小野寺 健太	日本医科大学武蔵小 杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉 町1-396	循環器内科	心臓機能障害
47	令和2年8月1日	ツホイイッペイ 坪井 一平	日本医科大学武蔵小 杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉 町1-396	循環器内科	心臓機能障害
48	令和2年8月1日	フクシマ タク 福島 琢	医社)三成会新百合ヶ 丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢 字都古255	循環器内科	心臓機能障害
49	令和2年8月1日	オ チョンチャ 吳 正次	医)明徳会総合新川 橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川 通1-15	循環器科	心臓機能障害
50	令和2年8月1日	シラトリヨシタカ 白鳥 宜孝	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5 -1-1	内科	心臓機能障害
51	令和2年8月1日	サカモト シュンイチロウ 坂本 俊一郎	日本医科大学武蔵小 杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉 町1-396	心臓血管外科	心臓機能障害
52	令和2年8月1日	カサワ アキラ 笠川 彰	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	循環器内科	心臓機能障害
53	令和2年8月1日	コケノミ 小徳 のぞみ	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	循環器内科	心臓機能障害
54	令和2年8月1日	トシダ イスケ 富樫 大輔	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	循環器内科	心臓機能障害
55	令和2年8月1日	サウ ユキオ 佐藤 如雄	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	循環器内科	心臓機能障害
56	令和2年8月1日	コマガミネ マサヒデ 駒ヶ嶺 正英	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	心臓血管外科	心臓機能障害
57	令和2年8月1日	カキヌマ カズ 柿沼 一隆	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
58	令和2年8月1日	オオツカ アオイ 大塚 葵	独法)労働者健康安 全機構関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月 住吉町1-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
59	令和2年8月1日	タカヒサシ 高谷 久史	国家公務員共済組合 連合会 虎の門病院 分院	神奈川県川崎市高津区梶ヶ 谷1-3-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
60	令和2年8月1日	ハナダ タケオ 花田 豪郎	国家公務員共済組合 連合会 虎の門病院 分院	神奈川県川崎市高津区梶ヶ 谷1-3-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
61	令和2年8月1日	アカシ シュンスケ 赤司 俊介	医社)三成会新百合ヶ 丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢 字都古255	呼吸器内科	呼吸器機能障害
62	令和2年8月1日	マツザワ シン 松澤 慎	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河 原1-30-37	呼吸器内科	呼吸器機能障害
63	令和2年8月1日	サカイ ヒロキ 酒井 寛貴	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2 -16-1	呼吸器外科	呼吸器機能障害
64	令和2年8月1日	オエリン タロウ 尾上 林太郎	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河 原1-30-37	呼吸器内科	呼吸器機能障害
65	令和2年8月1日	シヨウツ アキコ 正津 晶子	医社)こうかん会日本 鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管 通1-2-1	外科	呼吸器機能障害

66	令和2年8月1日	マツムラ カオリ 松村 かおり	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎泌尿器外科	じん臓機能障害
67	令和2年8月1日	カイケイコ 甲斐 恵子	社医財)石心会さいわい鹿島田クリニック	神奈川県川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎	腎臓内科	じん臓機能障害
68	令和2年8月1日	クロヤ サヤカ 黒屋 紗也香	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	腎臓高血圧内科	じん臓機能障害
69	令和2年8月1日	スヤマ マサヒロ 隅山 昌洋	医社)こうかん会日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1	内科	じん臓機能障害
70	令和2年8月1日	ホミ リョウスケ 保富 亮介	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
71	令和2年8月1日	オクハタ ヨシアキ 奥畑 好章	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
72	令和2年8月1日	イナガ ヲウヘイ 稲永 亮平	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	腎臓内科・透析内科	じん臓機能障害
73	令和2年8月1日	アカサマ 効ミ 赤沼 嵩史	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	腎臓内科・透析内科	じん臓機能障害
74	令和2年8月1日	ナムラ ユキ 中村 有紀	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	腎センター外科	じん臓機能障害
75	令和2年8月1日	タナベ ジュン 田邊 淳	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎臓内科	じん臓機能障害
76	令和2年8月1日	キタ ヨウヘイ 喜多 洋平	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎臓高血圧内科	じん臓機能障害
77	令和2年8月1日	ウメザワ ショウタロウ 梅沢 翔太郎	医)明徳会総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	消化器内科	小腸機能障害
78	令和2年8月1日	ヤマサキ ユキカ 山崎 行敬	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	総合診療内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
79	令和2年8月1日	アライ アヤコ 新井 文子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	血液・腫瘍内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
80	令和2年8月1日	ミウラ フミヒコ 三浦 文彦	帝京大学医学部附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5-1-1	外科	肝臓機能障害
81	令和2年8月1日	ノザキ ユウイチ 野崎 雄一	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	消化器内科	肝臓機能障害
82	令和2年8月1日	ナムラ サリカ 中村 紗里香	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	消化器・肝臓内科	肝臓機能障害

川崎市告示第417号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更

します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田紀彦

(1) 県内市外からの転入

No	変更年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	令和2年4月1日	ゴウダ モヒコ 郷田 素彦	心臓	心臓血管外科	市電通り ごうだクリニック (神奈川県川崎市川崎区田島町23-1)	公立大学法人横浜市立大学附属病院 (神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目9番地)
2	令和2年5月1日	フジタ ヨシマ 藤田 芳史	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	ふじた耳鼻咽喉科 (神奈川県川崎市中原区田尻町81番地)	神奈川歯科大学付属横浜クリニック (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-31-6)
3	令和2年5月1日	ニシ ハルコ 西 晴子	肢体不自由	内科	医療法人知真会 川崎真心クリニック (神奈川県川崎市川崎区日ノ出1-12-17)	関東病院 (神奈川県横浜市磯子区森1-16-26)
4	令和2年6月1日	ホシノ キミコ 星野 公彦	心臓	循環器内科	社医財)石心会第二川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区都町39-1)	東芝林間病院 (神奈川県相模原市南区上鶴間7-9-1)
5	令和2年4月1日	ムラサキ マサル 村澤 昌	じん臓	腎臓高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (神奈川県横浜市旭区矢指町1197-1)
6	令和2年4月1日	アマノ シスカ 天野 静	肢体不自由	内科・老年内科・疼痛緩和内科・精神科・外科	川崎医療生協組合川崎セツルメント診療所 (神奈川県川崎市幸区古市場2-67)	つながるクリニック (神奈川県横浜市港南区野庭町565)
7	令和2年4月1日	イノウエ マサヒロ 井上 雅弘	ぼうこう・直腸	泌尿器科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)	横浜医療センター (神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2)
8	令和2年4月1日	シノモト セイジ 重富 征爾	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)	横浜市立市民病院 (神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町56)

(2) 川崎市市内の異動

No	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	令和2年4月1日	ヤグチ ユウイチロウ 谷口 雄一郎	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科・アレルギー科	やぐち耳鼻咽喉科クリニック(神奈川県川崎市高津区溝口4丁目1番17号SKD高津駅前ビル13階A)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
2	令和2年4月1日	ツキカワ サトシ 月川 賢	ぼうこう・直腸及び小腸	消化器・一般外科	医社)育成会鹿島田病院 (神奈川県川崎市幸区鹿島田1-21-20)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
3	令和2年4月1日	ハセガワ ヤスヒロ 長谷川 泰弘	肢体不自由	脳卒中センター	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
4	令和2年4月1日	クロセ ヨシキ 黒瀬 嘉幸	呼吸	呼吸器内科	黒瀬クリニック (神奈川県川崎市幸区神明町2-1-1)	医社)幸洋会 あいホームケアクリニック(神奈川県川崎市幸区都町37-10 さいわい都町ビル1F)
5	令和2年4月1日	イカリ ユウイチ 猪狩 雄一	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)	川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
6	令和2年6月1日	トノ ヨカスケ 戸部 洋佑	視覚	眼科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿原1-30-37)
7	平成30年10月1日	ウチノケンジ 内野 賢治	肢体不自由	神経内科	独法)労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)

## (3) 指定医師の兼務

No	変更年月日	15条指定医名	担当する障害区分	診療科目	兼務先(所在地)	本務の医療機関名(所在地)
1	令和2年6月19日	コヤマ トキヤス 横山 元泰	肢体不自由	整形外科	医社)清恵会 田村外科病院 (神奈川県川崎市幸区戸手1-9-13)	鹿島田病院 (神奈川県川崎市幸区鹿島田1-21-20)
2	令和2年4月1日	カイ ケンイチ 金井 憲一	聴覚・平衡及び音声言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	社会福祉法人青い鳥川崎西部地域療育センター診療所(神奈川県川崎市宮前区平2-6-1)	医社)翔和仁誠会こすぎ耳鼻咽喉科クリニック(神奈川県川崎市中原区小杉町3-1510-1 セントア武蔵小杉A棟3F)
3	令和2年4月14日	コミネ ケンゴ 横峯 憲吾	肢体不自由	脳神経外科	医)社団 慶友会 第一病院 (神奈川県川崎市川崎区元木2-7-2)	医)社団慶友会 第一クリニック (神奈川県川崎市川崎区渡田新町2-3-5)
4	令和2年1月1日	ホサカ カズコ 保坂 和子	肢体不自由	脳神経内科	医)社団総生会 麻生リハビリ総合病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-23-50)	総合相模東生病院 (神奈川県相模原市中央区小山34290)
5	令和2年5月19日	ヤマモト ミヨフミ 山本 明和	心臓	循環器内科	医社)くろい内科クリニック(神奈川県川崎市宮前区神木2-2-1 宮崎台メディカルプラザA棟2F)	昭和大学横浜市北部病院 (神奈川県横浜市茅ヶ崎中央35-1)
6	令和2年5月22日	オオタ カズエ 大田 和枝	肢体不自由	リウマチ科	医社)平都会日吉斎藤クリニック (神奈川県横浜市港北区日吉本町1-27-39) 医社)平都会みんなの荏田クリニック (神奈川県横浜市筑波区荏田南3-29-21 2階) 医社)平都会みんなの天王寺クリニック (神奈川県横浜市保土ヶ谷天王町2-38-3横浜天王町ATビル1階) 医社)平都会みんなの戸塚クリニック (横浜市戸塚区上倉町507番3番吉倉橋ビル4階)	医社)平都会 青野診療所 (神奈川県川崎市宮前区鷺沼1-11-6鷺沼第一ビル406号室)
7	令和2年4月1日	カヤマ マサミ 片山 真史	ぼうこう・直腸及び小腸・肝臓	消化器・一般外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
8	令和2年4月1日	スズキ ユウ 鈴木 祐	肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢宇都古255)
9	令和2年4月1日	スキウトモ 杉内 智子	聴覚・平衡及び音声言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市中央療育センター診療所 (神奈川県川崎市中原区井田3-16-1)	独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院(神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)
10	令和2年4月1日	アサガミ シンヤ 阿座上 真哉	呼吸器	呼吸器内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)
11	令和2年4月1日	ハン ウェイ 韓 蔚	じん臓	腎臓・高血圧内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)
12	令和2年4月1日	ハチスカ リナ 蜂須賀 里菜	じん臓	腎臓・高血圧内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)
13	令和2年4月1日	スズキ カオリ 鈴木 香	聴覚・平衡及び音声言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)
14	令和2年4月1日	テラタ マホ 寺下 真帆	じん臓	腎臓・高血圧内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-1)
15	令和2年4月1日	コイタハシ ケンイチ 小坂橋 賢一郎	じん臓	腎臓・高血圧内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-38)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-2)
16	令和2年4月1日	マツナガ コウタロウ 松永 光太郎	肝臓	消化器・肝臓内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-39)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区管生2-16-3)
17	令和2年6月1日	スヤマ マサヒロ 隅山 昌洋	じん臓	内科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
18	令和2年6月1日	ショウツ アキコ 正津 晶子	呼吸器	外科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (川崎市川崎区鋼管通1-2-4)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-2)
19	令和2年6月1日	オカムラ ヒロキ 岡村 博樹	肢体不自由	整形外科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (川崎市川崎区鋼管通1-2-5)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
20	令和2年6月17日	ナカオ ケイコ 中尾 佳子	音声言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)	北里大学東洋医学総合研究所 (東京都港区白金5-9-1)
21	令和2年4月1日	サノウ カネゲ 佐藤 兼重	音声言語・そしゃく	形成外科	社会医療法人財団石心会 第二川崎幸クリニック (川崎市幸区郡町39-1)	社会医療法人財団石心会 川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27)
22	平成28年7月1日	タノ ケンタロウ 辰野 健太郎	肢体不自由	脳神経内科	総合川崎臨港病院 (川崎市中島3-13-1)	聖マリアンナ医科大学東横病院 (神奈川県川崎市中原区小杉町3-435)



## (4)その他

No	変更年月日	氏名	担当する障害区分	変更後(変更事由)	変更前
1	令和2年2月1日	アヲタ ヒロヒサ 荒田 浩久	心臓	医療法人社団浩洋会 荒田内科クリニック (医療機関コード変更)	荒田内科クリニック
2	令和2年2月1日	タカダ シンゲル 高田 茂	じん臓	さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科 (医療機関コード変更)	さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科
3	令和2年1月31日	トモト ダイジユン 富本 大潤	心臓	富本 大潤 (氏名変更)	廬 大潤

## 川崎市告示第418号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消しま

す。

令和2年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

No	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名(所在地)
1	令和2年1月1日	イノウエダイスケ 井上 大介	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	医)愛仁会 太田総合病院 (神奈川県川崎市川崎区日進町1-50)
2	令和2年5月31日	オノコウイチロウ 小野 孝一郎	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
3	令和2年5月31日	エトウケンオ 江東 邦夫	じん臓及び直腸・ぼうこう	泌尿器科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
4	令和2年5月31日	クリヤマセツロウ 栗山 節郎	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
5	令和2年5月31日	ヤギハシメグミ 八木橋 めぐみ	視覚	眼科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
6	令和2年5月31日	ヤナギサワカナ 柳澤 佳奈	じん臓	内科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
7	令和2年5月31日	オノコウイチロウ 小野 孝一郎	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
8	令和2年5月31日	エトウケンオ 江東 邦夫	じん臓及び直腸・ぼうこう	泌尿器科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
9	令和2年5月31日	クリヤマセツロウ 栗山 節郎	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
10	令和2年5月31日	ヤギハシメグミ 八木橋 めぐみ	視覚	眼科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
11	令和2年5月31日	ヤナギサワカナ 柳澤 佳奈	じん臓	内科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
12	令和2年4月1日	スキヤマナツコ 杉山 奈津子	視覚	眼科	医療法人社団亮正会 総合高津中央病院 (神奈川県川崎市高津区溝口1-16-7)
13	令和2年4月1日	ハカマダナオヒロ 袴田 尚弘	心臓	循環器内科	医療法人社団亮正会 総合高津中央病院 (神奈川県川崎市高津区溝口1-16-7)
14	令和2年4月1日	ヒロセショウジ 廣瀬 正二	呼吸	内科	医療法人社団亮正会 総合高津中央病院 (神奈川県川崎市高津区溝口1-16-7)
15	令和2年3月31日	ヤマサキヨシオキ 山崎 宜興	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
16	令和2年4月1日	ホシノヒロキ 星野 博之	ぼうこう・直腸及び小腸・肝臓	消化器・一般外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)

17	令和2年4月1日	ヤマダ コウジ 山田 浩史	肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
18	令和2年3月31日	オノ マコト 大野 真	心臓	心臓血管外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
19	令和2年3月31日	オザキ ショウイチ 尾崎 承一	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
20	令和2年5月31日	フジノ トモヤ 藤野 智弥	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-10)
21	令和2年5月31日	ナカタ マユミ 仲田 真由美	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-11)
22	令和2年5月31日	サトウ ヒロカ 佐藤 陽隆	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-12)
23	令和2年5月1日	サイノウ アキラ 齋藤 陽	じん臓及び直腸・ぼう こう	小児科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-13)
24	令和2年3月31日	ミウラ イクオ 三浦 偉久男	免疫	血液内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-2)
25	令和2年5月31日	カホシマ シンゴ 窪島 真吾	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-3)
26	令和2年5月31日	オギモト コウイチ 荻本 剛一	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-4)
27	令和2年5月31日	キムラ ケンジロウ 木村 健二郎	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-5)
28	令和2年5月31日	ヤスタダ タカシ 安田 隆	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-6)
29	令和2年5月31日	ツルオカ カオリ 鶴岡 佳代	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-7)
30	令和2年5月31日	ヤハキ コウイチ 矢萩 浩一	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-8)
31	令和2年5月31日	オカモト タケシ 岡本 岳史	じん臓	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-9)
32	令和2年2月7日	ウエノ カツヒコ 上野 克彦	視覚	眼科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)
33	令和2年3月31日	トグチ アツシ 戸口 淳	肢体不自由	整形外科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)
34	令和2年6月17日	ミヤモト ノリコ 宮本 典子	呼吸	内科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)

35	令和2年5月19日	ミナオ キョウ 峯尾 喜好	音声・言語・そしゃく及び 肢体不自由	リハビリテーション科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)
36	令和2年3月31日	ホリウチ ナオキ 堀内 直樹	視覚	眼科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)
37	令和2年3月31日	サトウ ヨウイチロウ 佐藤 陽一郎	聴覚・平衡及び音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)
38	令和2年1月31日	イト コジロウ 井戸 光次朗	聴覚・平衡及び音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
39	令和2年4月1日	フジタ サトコ 藤田 聡子	聴覚・平衡及び音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
40	令和2年3月31日	タテノトオル 館下 亨	音声・言語・そしゃく	形成外科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
41	令和2年3月31日	ツジ ケンスケ 辻 顯介	小腸	消化器・肝臓内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
42	令和2年3月31日	スエナガ ダイスケ 末永 大介	小腸	消化器・肝臓内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
43	令和2年3月31日	オオイシ ダイスケ 大石 大輔	じん臓	総合心療内科	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
44	令和2年1月31日	ナカムラ コ 中村 嘉代	視覚	眼科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
45	令和2年3月31日	エグチ トモヤ 江口 智也	心臓	循環器科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
46	令和2年2月29日	モモサキ リョウ 百崎 良	音声・言語・そしゃく及び 肢体不自由	リハビリテーション科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
47	令和2年4月30日	イシダ マサヒロ 石田 政弘	視覚	眼科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
48	令和2年6月14日	ヤマノ ミズキ 山野 水紀	じん臓	内科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
49	令和2年3月31日	イトウ シュンスケ 伊藤 俊輔	呼吸	呼吸器内科	独法)労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)
50	令和2年4月19日	ススキ ケイ 鈴木 敬	聴覚・平衡及び音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	鈴木耳鼻咽喉科医院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生5-38-5)

**川崎市告示第419号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(変更)

ア 上下水道事業管理者 1件  
別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第420号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 13件

(2) 外部提供

ア 市 長 24件  
イ 消 防 長 6件  
ウ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第421号**

子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)附則第六条5項の規定に基づき、川崎市保育所等の利用者負担額の収納事務を下記の私人に委託したので、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年六月十三日政令第二百十三号)附則第八条1項の規定により告示します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**川崎市告示第422号**

介護保険法第115条の46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定に基づき、次のとおり社会福祉法

人川崎市社会福祉協議会が運営する「大師中央地域包括支援センター」の所在地を変更したので告示する。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

(変更前)

所在地: 川崎市川崎区台町26-7

(変更後)

所在地: 川崎市川崎区大師駅前1-1-5-104

**川崎市告示第423号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第424号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第425号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

公 告

川崎市公告第576号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月16日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	消防業務用無線機(航空局)整備
	履行場所	川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局
	履行期限	令和3年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」種目「通信機器」に登録されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。 (4) この購入(製造)物品について、平成22年4月1日以降に、類似の契約実績があること。 または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和2年8月27日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第577号

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和2年7月17日

川崎市長 福田紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

所在地:東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

名称:小田急電鉄株式会社

代表者:代表取締役 星野 晃司

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

向ヶ丘遊園跡地利用計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

商業施設の新設

(第3種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区長尾二丁目342番21号 他

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的 商業施設、温浴施設、自然体験施設等の新設

(2) 内容 開発面積 約162,400㎡

建築面積 約17,100㎡

延べ面積 約17,700㎡

5 指定開発行為の施行期間

着工予定:令和3年10月

完了予定:令和5年10月

6 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 環境影響評価の経過

第3章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定

開発行為者の見解

第4章 関係地域の範囲

参考資料

7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和2年7月17日(金)から令和2年7月31日(金)まで

土・日曜日及び祝日は除く。ただし、宮前区役所では第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第578号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約

(2) 履行期間

契約日から令和3年2月28日まで

(3) 履行場所

ア 給食申込書の各市立学校からの回収

川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校

イ 口座振替納付依頼書の健康給食推進室からの回収

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階  
教育委員会事務局健康給食推進室

ウ 口座振替納付依頼書に記載された情報のパンチ

入力・データ作成

受注者の事業所等

(4) 委託業務の概要

「学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「データ入力」に登録さ

れていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

担当:原嶋

電話 044-200-2539(直通)

電子メール:88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年7月20日(月)から令和2年7月28日(火)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は電子メールによる送付とします。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。

電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの到達をもって入札参加資格確認申請書の提出といたします。また、電子メールを送付した際に上記問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

(5) 仕様書等の配付

本件入札に係る仕様書及び入札説明書は、入札日前日の17時まで、以下のURLにおいてダウンロードにより配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/sosiki/25-10-0-0-0.html>

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

令和2年7月29日(水)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

- 令和2年8月5日(水)
- ウ 仕様等に関する質問への回答  
令和2年8月7日(金)
- エ 入札及び開札  
令和2年8月14日(金)
- (2) 日程の詳細  
日程の詳細は次のとおりです。
- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布  
入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。
- (ア) 入札参加資格確認結果通知書について
- a 送付日  
令和2年7月29日(水)
- b 送付方法  
電子メールにより送付します。
- (イ) 仕様書等について
- a 配布する資料  
(a) 入札説明書  
(b) 仕様書
- b 配布の場所  
3(1)に同じ。
- c 配布日及び時間  
令和2年7月29日(水) 9時から12時まで及び13時から17時まで
- d 注意事項  
仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。
- イ 仕様等に関する質問
- (ア) 質問の方法  
入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。  
なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。
- (イ) 質問の受付期間  
令和2年7月29日(水) 9時から令和2年8月5日(水) 17時まで
- (ウ) 回答  
令和2年8月7日(金) 17時まで、全参加者宛てに電子メールで送付します。
- ウ 入札及び開札
- (ア) 入札の方法等
- a 入札は総価で行います。

- b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
- c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
- d 入札書の提出方法は、持参とします。
- (イ) 入札及び開札の日時等
- a 日時  
令和2年8月14日(金) 10時
- b 場所  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎 15階第1会議室
- (ウ) 入札保証金  
入札保証金を要します。ただし、川崎市契約規則第9条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。
- (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項  
入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。  
また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。
- (オ) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (カ) 再度入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
- (キ) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約手続等
- (1) 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要します。



(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨  
本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書に定めのない事項  
本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第579号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	高石橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区百合丘1丁目22番地
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月1日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (8) 小田急電鉄株式会社工務部発行の「工事指揮者認定証」を有し、指揮者資格が有効である自社の技術者を専任で配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道栗木線舗装改良工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区栗平2丁目14番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)	

参 加 資 格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	千鳥町ふ頭内道路改良(その6)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道王禅寺308号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺東5丁目27番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸2号線道路築造(電線共同溝)(その2)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸2450番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月26日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

川崎市公告第580号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年度地籍調査事業を実施します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 神奈川県が事業計画を定めた年月日  
令和2年5月26日
- 2 調査を実施する者の名称  
川崎市
- 3 調査地域  
川崎市多摩区生田五丁目、六丁目の各一部  
同 西生田一丁目、二丁目の各一部  
同 菅馬場四丁目の一部  
川崎市麻生区高石三丁目の一部
- 4 調査期間  
令和2年7月10日から令和3年3月31日まで

川崎市公告第581号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
武蔵小杉駅南口西街区市街地再開発ビルおよび東急武蔵小杉駅ビル商業施設

川崎市中原区小杉町三丁目472番1他

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

取締役社長 高橋 和夫

東京都渋谷区南平台町5番6号

株式会社マルエツ開発

代表取締役 川田 猛敏

東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 東京急行電鉄株式会社

(変更後) 東急株式会社

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 取締役社長 野本 弘文

(変更後) 取締役社長 高橋 和夫

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社CFS コーポレーション	代表取締役 石田 岳彦	静岡県三島市広小路町 13番4号
株式会社ドンク	代表取締役社長 友近 史夫	兵庫県神戸市東灘区 田中町三丁目19番14号

他計29者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住 所
ウェルシア薬局 株式会社	代表取締役社長 水野 秀晴	東京都千代田区外神田 二丁目2番15号
株式会社ドンク	代表取締役社長 中土 忠	兵庫県神戸市中央区 三宮町二丁目10番19号

他計25者

## 4 変更の年月日

- (1) 令和元年9月2日
- (2) 平成30年4月1日
- (3) 令和元年5月22日 他

## 5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称の変更によるもの
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更によるもの
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

## 6 届出の年月日

令和2年7月13日

## 7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)

## 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和2年7月20日から令和2年11月20日の午前8時  
30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

## 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるができます。

## 10 意見書の提出期限及び提出先

令和2年11月20日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

## 川崎市公告第582号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 川崎市幸スポーツセンター  
所在地 川崎市幸区戸手本町1丁目11番3号
- (2) 名 称 川崎市石川記念武道館  
所在地 川崎市幸区下平間357番地  
※川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館は、同一地区の施設であり、一体的な管理運

営が求められているので、当該施設の指定申請については、両館併せて指定申請するものとし、指定管理者の指定申請も両館併せて審査し、同一の団体を両館の指定管理者に選定し、指定します。

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市スポーツセンター条例第5条及び第6条並びに川崎市武道館条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。

## 3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 指定申請の方法

## (1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所

ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。

<http://www.city.kawasaki.jp/saiwai/page/0000117526.html>

## イ 指定管理者応募書類等の提出場所

川崎市幸区役所まちづくり推進部地域振興課  
〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1丁目11番1号

幸区役所4階

電話 044-556-6705

## (2) 提出書類

## ア 指定管理者応募書(様式1)

グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)

(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)

## イ 応募団体の概要(様式3)

## ウ 誓約書(様式4)

## エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)

## オ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)

## カ 事業計画書(様式7)

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書

## キ 収支予算書等(様式8)

※様式3~6は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

## ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料

※グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人

- 以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の事業実績書及び収支計算書
- (ウ) 令和元年度及び令和2年度の事業計画書及び収支予算書
- (エ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書又はそれに類する書類
- (オ) 役員名簿及び履歴書
- (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (ク) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類
- (ケ) 法人にあつては、直近2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
- (コ) その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集の期間  
令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)まで
- (4) 提出日時及び提出方法  
ア 提出日時  
令和2年8月31日(月)、9月1日(火)、2日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
イ 提出方法  
指定の提出場所(4(1)イ 応募書類の提出場所)に持参のこと。(郵送による提出は不可。)
- (5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施  
応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。
- (6) 問い合わせ先  
川崎市幸区役所まちづくり推進部地域振興課  
電話 044-556-6705  
E-mail: [63tisin@city.kawasaki.jp](mailto:63tisin@city.kawasaki.jp)

川崎市公告第583号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。  
令和2年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名称 川崎市高津スポーツセンター  
所在地 川崎市高津区二子3丁目15番1号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市スポーツセンター条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定め

- る。
- 3 指定予定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
(1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所  
ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。  
<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000119258.html>  
イ 指定管理者応募書類等の提出場所  
川崎市高津区役所まちづくり推進部地域振興課  
〒213-8570  
川崎市高津区下作延2丁目8番1号  
高津区役所2階  
電話 044-861-3145
- (2) 提出書類  
ア 指定管理者応募書(様式1)  
グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。  
(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)  
(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)  
イ 応募団体の概要(様式3)  
ウ 誓約書(様式4)  
エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)  
オ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)  
カ 事業計画書(様式7)  
指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書  
キ 収支予算書等(様式8)  
※様式3~6は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。  
ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料  
※グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。  
(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)  
(イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の事業実績書及び収支計算書  
(ウ) 令和元年度及び令和2年度の事業計画書及び収支予算書  
(エ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書又はそれに類する書類

- (オ) 役員名簿及び履歴書  
 (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類  
 (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類  
 (ク) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類  
 (ケ) 法人にあっては、直近2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書  
 (コ) その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集の期間  
 令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)まで
- (4) 提出日時及び提出方法  
 ア 提出日時  
 令和2年8月31日(月)、9月1日(火)、2日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
 イ 提出方法  
 指定の提出場所(4(1)イ 指定管理者応募書類等の提出場所)に持参のこと。(郵送による提出は不可。)
- (5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施  
 応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。
- (6) 問い合わせ先  
 川崎市高津区役所まちづくり推進部地域振興課  
 電 話 044-861-3145  
 E-mail: [67tisin@city.kawasaki.jp](mailto:67tisin@city.kawasaki.jp)

#### 川崎市公告第584号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。  
 令和2年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
 名 称 川崎市宮前スポーツセンター  
 所在地 川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
 川崎市スポーツセンター条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間  
 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
 (1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所  
 ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布につい

ては、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。

<http://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/0000119212.html>

- イ 指定管理者応募書類等の提出場所  
 川崎市宮前区役所まちづくり推進部地域振興課  
 〒216-8570  
 川崎市宮前区宮前平2丁目20番5号  
 宮前区役所1階  
 電話 044-856-3177

#### (2) 提出書類

- ア 指定管理者応募書(様式1)  
 グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。  
 (ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)  
 (イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)
- イ 応募団体の概要(様式3)
- ウ 誓約書(様式4)
- エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)
- オ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)
- カ 事業計画書(様式7)  
 指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書
- キ 収支予算書等(様式8)  
 ※様式3~6は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。
- ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料  
 ※グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。  
 (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)  
 (イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の事業実績書及び収支計算書  
 (ウ) 令和元年度及び令和2年度の事業計画書及び収支予算書  
 (エ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書又はそれに類する書類  
 (オ) 役員名簿及び履歴書  
 (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類  
 (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類  
 (ク) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類  
 (ケ) 法人にあっては、直近2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

- (コ) その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集の期間  
令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)まで
- (4) 提出日時及び提出方法  
ア 提出日時  
令和2年8月31日(月)、9月1日(火)、2日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
イ 提出方法  
指定の提出場所(4(1)イ 指定管理者応募書類等の提出場所)に持参のこと。(郵送による提出は不可。)
- (5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施  
応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。
- (6) 問い合わせ先  
川崎市宮前区役所まちづくり推進部地域振興課  
電話 044-856-3177  
E-mail: [69tisin@city.kawasaki.jp](mailto:69tisin@city.kawasaki.jp)

川崎市公告第585号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。  
令和2年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名称 川崎市多摩スポーツセンター  
所在地 川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市スポーツセンター条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
(1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所  
ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。  
<http://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000119458.html>  
イ 指定管理者応募書類等の提出場所  
川崎市多摩区役所まちづくり推進部地域振興課  
〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所10階  
電話 044-935-3118

- (2) 提出書類  
ア 指定管理者応募書(様式1)  
グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。  
(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)  
(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)  
イ 応募団体の概要(様式3)  
ウ 誓約書(様式4)  
エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)  
オ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)  
カ 事業計画書(様式7)  
指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書  
キ 収支予算書等(様式8)  
※様式3~6は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。  
ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料  
※グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。  
(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)  
(イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の事業実績書及び収支計算書  
(ウ) 令和元年度及び令和2年度の事業計画書及び収支予算書  
(エ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書又はそれに類する書類  
(オ) 役員名簿及び履歴書  
(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類  
(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類  
(ク) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類  
(ケ) 法人にあつては、直近2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書  
(コ) その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集の期間  
令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)まで
- (4) 提出日時及び提出方法  
ア 提出日時  
令和2年8月31日(月)から9月2日(水)まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から



午後4時30分まで

イ 提出方法

指定の提出場所(4(1)イ 指定管理者応募書類等の提出場所)に持参のこと。(郵送による提出は不可。)

(5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施

応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。

(6) 問い合わせ先

川崎市多摩区役所まちづくり推進部地域振興課  
電 話 044-935-3118  
E-mail : [71tis@city.kawasaki.jp](mailto:71tis@city.kawasaki.jp)

川崎市公告第586号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名 称 川崎市麻生スポーツセンター  
所在地 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市スポーツセンター条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所  
ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。  
<http://www.city.kawasaki.jp/asao/page/0000068943.html>  
イ 指定管理者応募書類等の提出場所  
川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課  
〒215-8570  
川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号  
麻生区役所3階35番窓口  
電 話 044-965-5223
  - (2) 提出書類  
ア 指定管理者応募書(様式1)  
グループによる応募の場合は、次の(ア)(イ)の書類も提出してください。  
(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)

(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)

イ 応募団体の概要(様式3)

ウ 誓約書(様式4)

エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)

オ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)

カ 事業計画書(様式7)

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書

キ 収支予算書等(様式8)

※ イ～オ(様式3～6)は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付書類

※ グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の事業実績書及び収支計算書

(ウ) 平成30年度及び令和元年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書又はそれに類する書類

(オ) 役員名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(ク) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類

(ケ) 法人にあつては、直近2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(コ) その他市長が必要と認める書類

(3) 募集の期間

令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)まで

(4) 提出日時及び提出方法

ア 提出日時

令和2年8月31日(月)、9月1日(火)、2日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 提出方法

指定の提出場所(4(1)イ 指定管理者応募書類等の提出場所)に持参のこと(郵送による提出は不可。)

(5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施

応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。

(6) 問い合わせ先

川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課  
電話 044-965-5223  
E-mail : 73tisin@city.kawasaki.jp

川崎市公告第587号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。  
令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	川崎市国際交流センター
所在地	川崎市中原区木月祇園町2番2号

2 指定管理者が行う業務の範囲

川崎市国際交流センター条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定管理者応募書類等の提出場所

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
電話044-200-3680

(2) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 以下に掲げる指定申請に必要な添付書類

(ア) 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧

(イ) 応募団体の概要

(ウ) 誓約書(応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認用)

(エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

(オ) コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書

(カ) コンプライアンスに関する規定

(キ) 指定予定期間に属する令和3年度から令和7年度までの川崎市国際交流センターの指定管理に係る各年度の事業計画書、収支予算書及び経費見積書

(ク) 法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当す

る書類)

(ケ) 平成29年度、平成30年度及び令和元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(コ) 平成29年度、平成30年度及び令和元年度損益計算書部門別売上(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)

(サ) 令和元年度、令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(シ) 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去2年分)(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)

(ス) 役員名簿及び履歴書

(セ) 共同事業体にあつては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等の判るもの)

(ソ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(タ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(チ) 国際交流・教養文化に関する事業の実績実績、類似施設の運営実績を記載した書類

(ツ) その他市長が必要と認める書類

※(イ)～(カ)及び(ク)～(ツ)について、共同事業体にあつては、団体等ごとの書類を提出すること

(3) 指定管理者募集要項等の配布期間

令和2年7月22日(水)～令和2年8月21日(金)

(4) 指定管理者応募書類等の受付期間

令和2年8月17日(月)～令和2年8月21日(金)  
午前9時から正午まで、午後1時から4時30分まで

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

5 問合せ先

4の(1)に同じ

川崎市公告第588号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	大師西町公園ほか4か所同報系屋外受信機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師駅前2丁目6番ほか4か所
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年8月31日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区総合庁舎非常放送設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月4日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年8月31日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	港湾振興会館自動火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島38番地1
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 港湾保安システム設備補修その13（無停電電源装置）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島保安制限区域内
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「屋内電気設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 本工事の入札用設計図書類（「工事設計書・図面・特記仕様書等」をいう。）貸与に関する情報等の取扱に係る「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第589号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	道水路台帳平面図補正測量(その2)委託
	履行場所	川崎市内全域
	履行期限	令和3年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 主任技術者は、実務について十分な技術と経験を有する測量士を配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第590号

令和2年6月19日川崎市公告第486号を次のとおり訂正します。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

誤

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(鷺沼駅前地区)
- イ 川崎都市計画高度利用地区の変更(鷺沼駅前地区)
- ウ 川崎都市計画都市計画道路の変更(3・4・13号 久末鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)
- エ 川崎都市計画都市計画交通広場の決定(1号鷺沼駅前交通広場)
- オ 川崎都市計画地区計画の変更(鷺沼地区地区計画)

(2) 都市計画を定める土地の区域

- ウ 川崎都市計画都市計画道路の変更(3・4・13号 久末鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

(3・4・13号 久末鷺沼線) 川崎市 宮前区 鷺沼3丁目及び小台1丁目地内

(3・4・14号 鷺沼線)

川崎市 宮前区 鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目地内

エ 川崎都市計画都市計画交通広場の決定

(1号鷺沼駅前交通広場)

(ア) 追加する部分

川崎市 宮前区 鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目地内

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

なし

正

## 1 都市計画の内容

## (1) 都市計画の種類及び名称

ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定  
(鷺沼駅前地区)

イ 川崎都市計画高度利用地区の変更  
(鷺沼駅前地区)

ウ 川崎都市計画道路の変更(3・4・13号 久末  
鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)

エ 川崎都市計画交通広場の決定  
(1号鷺沼駅前交通広場)

オ 川崎都市計画地区計画の変更  
(鷺沼地区地区計画)

## (2) 都市計画を定める土地の区域

ウ 川崎都市計画道路の変更(3・4・13号 久末  
鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)

(ア) 追加する部分  
なし

(イ) 削除する部分  
なし

(ウ) 変更する部分  
(3・4・13号 久末鷺沼線)  
川崎市 宮前区 鷺沼1丁目、  
鷺沼3丁目及び小台1丁目地内  
(3・4・14号 鷺沼線)  
川崎市 宮前区 鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目  
地内

エ 川崎都市計画交通広場の決定  
(1号鷺沼駅前交通広場)

(ア) 追加する部分  
川崎市 宮前区 鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目  
地内

(イ) 削除する部分  
なし

(ウ) 変更する部分  
なし

## 川崎市公告第591号

## 入 札 公 告

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

## 1 競争入札に付する事項

件 名 川崎市環境総合研究所における環境学習  
支援業務委託

履行場所 川崎市環境総合研究所ほか

履行期間 契約締結日から令和3年3月19日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿のうち、「委託」に区分されている事業者の中で、業種「その他業務」種目「その他」に登録している業者から、備考欄に「環境管理」、「学習」、「教材制作」又は本業務に関する項目が記載されていること。

(3) 過去5年間に、本市、他官公庁又は民間において、本業務に類似した受託契約の実績があること。

(4) 5年以上の業務経験・環境カウンセラー等の資格を有する者が在籍していること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境総合研究所

事業推進課 浅岡、近藤

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

## (2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和2年7月27日(月)から令和2年7月29日(水)まで(土日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(4)の資格を確認できる証明書等の写し

## (4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki>.)

jp/233300/index.html)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年8月3日(月)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和2年8月3日(月)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年8月3日(月)から令和2年8月4日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年8月5日(水)までに、全参加者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

令和2年8月7日(金)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境総合研究所 研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第592号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市職員採用に係る就職支援サイト掲載及び広報業務

(2) 履行場所

神奈川県内、東京都内等

(3) 履行期限

令和3年3月31日(水)

(4) 業務概要

ア 就職支援サイトへの本市職員採用情報等の掲載

イ WEBセミナーの開催・運営及び広報

ウ 本市主催の採用説明会のインターネット上での予約受付及び定員管理

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。



- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されている者。

3 入札の日程(概要)

令和2年7月27日(月)	公告
8月3日(月)	入札参加申込書締切
8月6日(木)	入札参加資格確認通知の送付
8月7日(金)	仕様書等に関する質問締切
8月14日(金)	仕様書等に関する質問回答
8月19日(水)	入札

4 一般競争入札参加申込書の配布・提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書の配布場所  
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)からダウンロードできます。
- (2) 一般競争入札参加申込書の配布・提出期間  
令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 提出先  
〒210-0006  
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階  
川崎市人事委員会事務局任用課  
電話番号 044-200-3343  
FAX 044-222-6449  
E-mail 94ninyo@city.kawasaki.jp
- (4) 提出書類  
一般競争入札参加申込書
- (5) 提出方法  
持参とします。

5 仕様書の配布

- (1) 配布場所  
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から仕様書をダウンロードすることができます。
- (2) 配布期間  
令和2年7月27日(月)9時から令和2年8月3

日(月)17時まで

- 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後、令和2年8月6日(木)までに送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
  - (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 仕様等に関する質問・回答  
仕様等に関する質問は、次により質問書を提出してください。
  - (1) 質問書の配布場所  
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から質問書をダウンロードすることができます。
  - (2) 質問書の配布・提出期間
    - ア 配布期間  
令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)まで
    - イ 提出期間  
令和2年7月27日(月)午前9時から令和2年8月7日(金)15時まで
  - (3) 提出先  
上記4(3)に同じ
  - (4) 提出方法  
電子メール又はFAXに限ります。
  - (5) 回答方法  
令和2年8月14日(金)までに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス又はFAXにより回答いたします。なお、メールアドレスの登録がない場合は、FAXにて回答いたします。
- 9 入札手続等
  - (1) 入札書の提出方法  
持参とします。入札は所定の入札書を入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。
  - (2) 入札予定日時・場所
    - ア 入札予定日時  
令和2年8月19日(水)14時
    - イ 入札予定場所  
川崎市川崎区砂子1-7-4  
砂子平沼ビル5階  
人事委員会委員室

(3) 入札金額等

- ア 入札は所定の入札書をもって行います。
- イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
- ウ 入札及び開札に立ち会う者が代理人の場合は、入札書の代表者氏名の下に、必ず代理人の氏名及び押印してください。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書、名刺を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、代理人に入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(6) 落札者の決定方法

最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により、無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約書の作成

要します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 前払金

なし

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) から閲覧できます。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第593号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度川崎市立小学校における移動動物園実施業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小学校

(3) 履行期限

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

(4) 概 要

希望する川崎市立小学校（以下「各学校」という。）に対し、動物等を搬入し、児童が動物と接する機会を提供する。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」（種目「その他」で登録されている者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課

海野担当

電話 044-200-3329 F A X 044-200-2853

電子メール 88sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年7月27日（月）から令和2年8月3日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

## (4) 提出方法

持参とします。

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

## 5 仕様書等に関する質問・回答

## (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

## ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## イ 質問受付期間

令和2年8月6日(木)から令和2年8月17日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

## ウ 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メールおよびFAX番号は3(1)と同じ

## (2) 回答

## ア 回答日

令和2年8月19日(水)

## イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は移動動物園事業を各校で実施する1回分の単価(税抜き)で行います。また、この金額に

は委託事業実施に際して必要となる一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。(ただし、郵送のみとする場合があります。)

## (2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和2年8月24日(月)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局 会議室

## (3) 入札の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## (7) 再度入札

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定で無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金

免除

## (2) 前払金

無

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### 川崎市公告第594号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和3年3月15日(月)まで
- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、浮島処理センターに設置されている消防用設備の保守点検業務及び消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項及び同法施行規則第51条の12の規定に基づく防災管理点検

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」及び企業規模「中小企業」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同等の消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。
- (6) 施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。また、当該消防設備士及び防災管理点検資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してくだ

さい。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 磯崎  
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)9時から17時まで  
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

#### 4 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類
- エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

#### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年8月7日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年8月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

#### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和2年8月7日(金)から令和2年8月17日(月)9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

#### (4) 回答方法

令和2年8月19日(水)  
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付

します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年8月21日(金)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)  
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

#### 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

#### 川崎市公告第595号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 加瀬クリーンセンター環境整備業務委託(鳩対策)
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約日から令和2年12月28日(月)まで
- (4) 業務概要 加瀬クリーンセンターの労働環境改善に向け、こみ投入ステージ・壁面部に鳩よけ網の設置業務

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去に本市、他官公庁又は民間において、同種又は同類業務の契約実績を有すること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- (7) 環境整備業務委託に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

なお、主に必要な有資格者及び技術者は次のとおりとする。

ア 高所作業者運転技能講習修了していること。

#### 3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 担当 向原  
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホー

ムページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

## (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)9時から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く)

## (3) 提出方法 持参 (持参以外は無効とします)

## (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

ウ 現場説明希望調査票(現場説明を希望する場合)

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和2年8月7日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

## (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

## (2) 交付日時 令和2年8月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

## 5 質問書の受付・回答

## (1) 質問受付日

令和2年8月7日(金)から令和2年8月28日(金)9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)

## (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

## (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

## (4) 回答方法

令和2年9月1日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

## (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

## (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 現場説明

競争入札参加資格を有すると認められ、且つ現場説

明を希望された業者については次により現場説明を実施します。

## (1) 日時

令和2年8月25日(火)から令和2年8月27日(木)までの期間で、本市が指定する日時

## (2) 集合場所

上記1(2)に同じ

## (3) 所要時間

現場説明は1社ごとに行い、各社30分程度を予定しています。

## 8 入札手続等

## (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

## (2) 入札・開札の日時 令和2年9月4日(金)10時00分

## (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

## (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

## (5) 入札保証金 免除

## (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

## (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約手続等

## (1) 契約保証金 免除

## (2) 契約書の作成 要

## (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 10 その他

## (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで

す。

- (3) 詳細は入札説明書によります。

### 川崎市公告第596号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 4生活環境事業所その他消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号ほか4か所
- (3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎・中原・宮前・多摩生活環境事業所及び堤根処理センター旧資源化処理施設の消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間で官公庁において消火設備保守点検業務の契約実績があること。
- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類)免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

#### 3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請

する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部施設整備課 富田  
電話 044-200-2556(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和2年7月27日(月)から令和2年7月30日(木)9時から16時まで(12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し及び2(6)の資格証の写し及び雇用関係が証明可能な書類

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付  
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年8月4日(火)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年8月4日(火)9時から16時まで(12時から13時の間は除く。)

#### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和2年8月4日(火)9時から令和2年8月6日(木)16時まで  
(持参の場合は12時から13時を除く)
- (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

#### (3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

#### (4) 回答方法

令和2年8月7日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年8月18日(火)14時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第597号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 議会かわさき新聞折込業務委託
- (2) 履行場所 川崎市議会議会局指定場所
- (3) 履行期間 令和2年8月24日から令和3年2月20日まで
- (4) 業務概要 議会かわさき 第127号、第129号(タブロイド版、8頁)及び第128号(タブロイド版、4頁)を新聞に折込み、配布します。詳細は「議会かわさき第127号、第129号新聞折込業務委託仕様書」及び「議会かわさき第128号新聞折込業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
  - (4) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、一般競争入札参加資格確認申請書にて、主要な部分を除き一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を併せて提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先 川崎市川崎区砂子1-9-3  
川崎市役所第2庁舎5階  
議会局総務部広報・報道担当 綾部  
電話 044-200-3377
  - (2) 配布、提出期間 令和2年7月27日(月)から令和2年7月31日(金)まで  
土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
  - (3) 提出方法 持参とします。

4 入札公表及び仕様書等の縦覧等

入札公表及び仕様書等は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。期間については上記3(2)に同じ



です。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000089770.html)

(入札公表の「委託」の欄の「財政局」をクリックし、検索してください。)

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和2年8月4日(火)に入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

##### (1) 川崎市川崎区砂子1-9-3

川崎市役所第2庁舎5階  
議会局総務部広報・報道担当 綾部  
電話 044-200-3377

##### (2) 質問受付期間

令和2年8月4日(火)から令和2年8月6日(木)午後5時まで

##### (3) 質問書の様式

所定の「質問書」の様式により、提出してください。

##### (4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。  
電子メール 98kouhou@city.kawasaki.jp  
FAX 044-200-3953

##### (5) 回答方法

令和2年8月7日(金)に参加資格を有する全者に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書に積算内訳書をホチキスで留めて入札してください。また、入札書は入札件名が記載された封筒に封印してください。

イ 入札は第127号から第129号の折込単価にそれぞれ部数を乗じた金額の合計(消費税額及び地方消

費税額を含まない。)で行います。ただし、契約は1部当たりの単価で行います。

##### (2) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (3) 入札・開札の日時

令和2年8月18日(火)午前10時

##### (4) 入札・開札の場所

川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室

##### (5) 入札保証金

免除とします。

##### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

##### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約手続等

##### (1) 契約書の作成の要否

必要とします。

##### (2) 契約保証金

推定総金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

##### (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

#### 川崎市公告第598号

##### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市子ども・若者調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市こども未来局総務部企画課

(3) 履行期限 令和3年3月31日まで

(4) 業務概要 本市の子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や生活意識等に関するアンケート調査の実施、分析及び報告書の作成

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度本市有資格業者名簿に業種「調査・測定」で掲載されている者
- (4) 官公庁における同種・同規模の契約実績(元請に限る。)を平成29年4月1日以降有すること。

## 3 競争参加資格確認申請書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争参加資格確認申請書、仕様書の配布場所  
川崎市ホームページ「川崎市子ども・若者調査業務委託について」からダウンロード又は(3)の提出場所まで配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000119279.html>

## (2) 配布・提出期間

令和2年7月27日(月)から令和2年7月31日(金)まで。

午前8時30分～正午及び午後1～5時(土・日曜日を除く)

## (3) 提出場所

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎15階

こども未来局総務部企画課 中島担当

電話 044-200-3028(直通)

FAX 044-200-3190

メール 45kikaku@city.kawasaki.jp

## (4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

## (5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便に限り、3(3)の所管課まで電話連絡の上、提出期間日までに届くこととし、不備がないこと。

## 4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所 上記3(3)に同じ

## (2) 問合せ期間

令和2年7月28日(火)から令和2年8月17日(月)まで。

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレス宛て送付してください。

## (3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年8月19日(水)までに、参加全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

## (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

## (2) 日時

令和2年8月3日(月)までに交付

## 6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札書の提出方法  
持参

イ 入札・開札の日時

令和2年8月25日(火)午前10時

ウ 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎

(川崎市川崎区東田町5-4)

13階こども未来局会議室

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 入札金額等

ア 入札書に記入する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行き、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

## (4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札または開札の立会いに関する権限を委任したことを示す委任状を、入札前に提出してください。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、そ

の者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第599号

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条で定める事項について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

1 指定開発行為者

川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号  
小杉町3丁目東地区市街地再開発組合  
理事長 角川 榮喜

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為  
(第3種行為)

高層建築物の新設(第1種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 事後調査報告書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

第3章 事後調査結果

4 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月25日(火)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 場所

中原区役所及び環境局環境評価室  
(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第600号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度防災行政無線システム定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

契約日から令和3年1月29日まで

(4) 業務概要

防災行政無線システムを構成している、多重系無線設備、同報系無線設備、デジタル移動系無線設備等の各種設備の定期点検、必要な調整等を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の点検等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-8577  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
総務企画局危機管理室 災害システム担当  
電 話 044-200-2856 (直通)  
F A X 044-200-3972  
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和2年7月27日(月)から7月31日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年8月3日(火)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 令和2年8月5日(水)
- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所

- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 令和2年7月27日(月)から8月5日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年8月6日(木)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール、F A X又は郵送によります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp  
イ F A X 044-200-3972  
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 令和2年8月18日(火)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもつ

て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和2年8月19日(水)  
午前10時00分
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ  
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等  
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの  
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧  
することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・  
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、  
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎  
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)におい  
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード  
できます。

川崎市公告第601号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度ふるさとアーカイブ事業支  
援業務委託
- (2) 履行場所 高津区役所ほか
- (3) 履行期限 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要 古写真を活用した謎解きイベントの実  
施に必要な支援

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい  
なければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の  
業種「99その他業務」、種目「01催物会場設営及  
びイベント、運営・企画」に登録されている者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札  
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

高津区役所まちづくり推進部企画課

〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号

電 話 044-861-3131

F A X 044-861-3103

電子メール 67kikaku@city.kawasaki.jp

※市ホームページの「入札情報かわさき」からもダ  
ウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年7月27日から令和2年8月3日まで

(土、日曜日を除く)

午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は必着)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32  
年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の  
委任先メールアドレスに、確認通知書を8月5日まで  
に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登  
録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和2年8月6日から令和2年8月11日まで  
(土、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く)

ウ 質問書の提出方法

持参または電子メール

(2) 回答

ア 回答日

令和2年8月12日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和2年8月24日(月)  
午前10時

入札書の提出場所 高津区役所5階  
第2会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和2年8月21日(金) 必着  
入札書の提出場所 3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず連絡をしてください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時・場所

7(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口3(1)に同じです。

川崎市公告第602号

入 札 公 告 (役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

PCB廃棄物掘り起こし調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月12日まで

(4) 業務概要

PCB廃棄物掘り起こし対象者データの精査、クレンジング及び調査対象事業者への調査票の郵送、

現地配布及び電話オペレーターを含む集計等に関する業務

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
- (4) 過去5年間(平成27～31年度)の期間に、本市又は他官公庁において、PCB廃棄物掘り起こしに関する業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

## 3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
環境局生活環境部廃棄物指導課  
(川崎市役所第3庁舎16階)  
担当：木村・金刺  
電話044-200-0158・0159(直通)
- (2) 配布・提出、閲覧期間  
令和2年7月27日(月)から令和2年7月31日(金)9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)
- (3) 提出方法  
持参(持参以外は無効とします)

## 4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和2年8月4日(火)までに交付します。

- なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。
- (1) 交付場所  
上記3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和2年8月4日(火)9時から17時まで  
(12時から13時は除く)

## 5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 6 委託内容に関する質問

- (1) 質問受付期間  
令和2年8月4日(火)から令和2年8月6日(木)  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (2) 質問の様式  
競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。  
電子メールアドレス [30haiki@city.kawasaki.jp](mailto:30haiki@city.kawasaki.jp)  
FAX番号 044-200-3923  
電話番号 044-200-0158・0159
- (4) 回答方法  
令和2年8月13日(木)に全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時  
令和2年8月21日(金)11時30分
- (3) 入札・開札の場所  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室  
(川崎市川崎区東田町5番地4)
- (4) 入札保証金  
免除
- (5) 入札書の提出方法  
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
要  
ア 川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該

当する場合免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 契約書の作成  
要

- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第603号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市将来人口推計基礎調査等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市総務企画局都市政策部企画調整課
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和3年5月31日(月)まで
- (4) 委託概要  
平成29年度に行った将来人口推計に対して、人口動態の主要因となる社会動態の現在の状況を反映させる等、基本となるデータを補完・更新し、これら変動要素を含めた上での推計結果を確認することにより、今後の市政運営の基礎資料とするものです。  
詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2箇年の間に、本市又はその他の官公庁において、種類及び規模をほぼ同じくする委託契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、この調達役務を確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎5階

総務企画局都市政策部企画調整課 担当 中根

電話：044-200-2166

FAX：044-200-0401

E-Mail：17kityo@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和2年7月27日(月)から令和2年7月31日(金)までとします(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)(土、日を除く)。

- (3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2の各号を証明する資料(契約書の写し等)
- ウ 本業務の実施体制及びスケジュール
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法  
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

- (1) 問合せ先

3(1)に同じ。

- (2) 交付日時

令和2年8月11日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者は、次の入札説明会に出席しなければなりません。

- (1) 日時

令和2年8月12日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間でいずれかの時間を指定



- (2) 開催場所及び問合せ先  
 開催場所 川崎市役所第3庁舎5階  
 企画調整課会議室  
 問合せ先 3(1)に同じ。
- (3) 出席者数  
 1社について2名までとします。
- (4) 入札説明書の交付  
 入札説明会において、無償で入札説明書を交付します。
- 6 入札に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
 3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間  
 令和2年8月13日(木)午前8時30分から令和2年8月14日(金)午後5時までとします。
- (3) 問合せ方法  
 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、入札説明会で指定するFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。
- (4) 回答方法  
 質問に対する回答は、令和2年8月18日(火)午後5時までに、入札説明会出席の全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札の方法  
 ア 入札書の提出方法  
 持参  
 イ 入札書の提出日時  
 令和年8月20日(木)午前10時  
 ウ 入札書の提出場所  
 川崎市役所第3庁舎5階 総務企画局会議室
- (2) 入札保証金  
 免除とします。
- (3) 開札の日時及び場所  
 (1)イ及びウに同じ。
- (4) 落札者の決定方法  
 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。
- (5) 入札書の記載金額

- 入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札の無効  
 入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金  
 免除とします。
- (2) 契約書の作成  
 ア 契約書を作成することを要します。  
 イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 契約規則等の閲覧  
 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この入札及び入札説明会への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 入札金額等  
 ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。  
 イ 入札は所定の入札書をもって行います。
- (5) 入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札においては、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。
- (6) 再度入札の実施  
 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は除きます。
- (7) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第604号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

岡本太郎美術館空気熱源ヒートポンプ設備整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市岡本太郎美術館(多摩区枳形7-1-5)

(3) 履行期間

契約日から令和3年1月31日まで

(4) 業務概要

岡本太郎美術館に設置されている空気熱源ヒートポンプの部品交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898(直通)

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年7月28日(火)から令和2年8月4日

(火)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、8月3日(月)の本館休館日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年8月6日(木)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年8月6日(木)から令和2年8月19日(水)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、8月17日(月)の本館休館日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和2年8月21日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和2年9月1日（火）午前11時

## イ 入札場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館 創作アトリエ

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

## (2) 前払金

否

## (3) 契約書作成の要否

必要とします。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第605号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

## 1 委託事業名

「障害者スポーツ受入マニュアル」作成業務委託

## 2 委託内容

地域のスポーツ施設でさらに障害者スポーツを実施できるようにすることを目的とし、スポーツ施設に障害者スポーツを受け入れてもらうためのマニュアルの作成業務

## 3 履行期限

契約締結日から令和3年3月15日（月）まで

## 4 企画提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 09印刷企画」に登載されているか、業者登録申請中で、企画提案書提出期限までに上記の業種・種目に登載見込みであること。

## 5 担当部署

市民文化局市民スポーツ室

## 6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込

## (1) 配布期間

令和2年7月27日（月）～令和2年8月11日（火）

## (2) 配布場所

川崎市川崎区駅前本町11番2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民スポーツ室

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からもダウンロード可。

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) 提出期限

令和2年8月11日(火)午後5時

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

持参とする。

7 企画提案書

(1) 提出期限

令和2年8月24日(月)午後5時

(2) 提出場所

6(2)と同じ

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書 10部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内。)

イ 見積書 1部(総額、内訳等記載のこと。)

8 企画提案の選考方法

(1) 企画提案の選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において、企画提案書等をもとに書類選考とする。

(2) プロポーザル評価委員会開催日程

令和2年9月3日(木)

(3) 評価項目

ア 事業目的

イ 企画内容

ウ スケジュール

エ 業務実績

9 関連情報を入手するための照会窓口

市民文化局市民スポーツ室(住所は6(2)と同じ。)

電話番号 044-200-3547

メールアドレス [25sports@city.kawasaki.jp](mailto:25sports@city.kawasaki.jp)

10 その他

(1) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語・円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案者負担とする。

(4) 業務規模概算額

2,528,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以下

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 作成された成果物等の著作権は、川崎市に帰属する。

川崎市公告第606号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市スマートシティ推進支援業務委託

(2) 履行場所 川崎市内

(3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日(金)まで

(4) 業務概要

川崎市スマートシティ推進支援に関する業務内容は、次のとおりとします。

ア 脱炭素化を実現した2050年の川崎駅周辺地区像の策定支援

イ 川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業委員会の開催・運営支援

ウ スマートシティ推進に向け関連する法制度や取組等の動向把握

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20調査・測定」種目「99その他の調査・測定」で登録されていること。

(4) 過去5年間で官公庁・独立行政法人等においてスマートシティの実現やスマートなエネルギーの利用につながる取組の創出に向けた検討業務等に係る契約実績があること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎17階

環境局地球環境推進室 郡谷、岩橋

電話 044-200-2088(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)9時から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は令和2年8月3日(月)17時までに必着)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年8月7日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和2年8月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年8月7日(金)から令和2年8月17日(月)9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30tisui@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3921

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年8月19日(水)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年8月25日(火)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は令和2年8月24日(月)17時までに必着)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第607号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立学校施設基礎調査業務委託その2

(2) 履行場所 川崎市立有馬小学校(川崎市宮前区東有馬5-12-1)ほか2校

(3) 履行期間 令和3年3月19日限り

(4) 委託概要 学校施設改修に向けての現況調査等  
(仕様書参照)

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されていること。
- (4) 本市と平成22年度以降に学校施設(校舎)に係る基本構想、基礎調査、基本計画いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。又は、平成27年度以降に官公庁(本市を含む)と、延床面積5,000㎡以上の学校施設(校舎)の校舎内部改修、増改築等の設計・工事監理いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)に定める一級建築士(一級建築士としての実務経験5年以上の者に限る)が複数所属していること。

## 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

### (1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

再生整備担当 佐々木、中村

電話 044-200-3279

FAX 044-200-3679

E-mail [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

※一般競争入札参加申込書は川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることもできます。

### (2) 配布・提出期間

令和2年7月27日(月)～令和2年8月3日(月)

9:00～12:00、13:00～17:00(土日を除く)

### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格を証明する書類(契約書の写し等)

ウ 2(5)に示した資格を証明する書類(資格証の写し、実務経歴書等)

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となること  
とありますので御注意ください。

## (4) 提出方法

持参

## 4 仕様書の閲覧

3(1)の場所で3(2)の期間閲覧できます。

## 5 仕様書の配布

本件の仕様書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」、「入札情報かわさき」からPDFファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

## 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

### (1) 交付方法

平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

### (2) 日時

令和2年8月5日(水)までに交付

## 7 質問書の受付・回答

### (1) 問合せ先

3(1)に同じ

### (2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡してください。

※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

### (3) 問合せ受付期間

令和2年7月28日(火)～令和2年8月6日(木)

9:00～12:00、13:00～17:00時(土日を除く)

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年8月11日(火)までに、全参加者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

## 8 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札手続等

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和2年8月18日(火)  
11:00
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市第3庁舎 12階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効  
入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定及び参加資格の審査等  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%  
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金 否
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第608号

入 札 公 告

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点

検業務委託

- (2) 履行場所  
川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
- (3) 履行期間  
契約日から令和3年3月19日まで
- (4) 業務概要  
海底トンネル内に設置されている監視カメラ及び非常電話設備について、中央監視室のモニタ設備等を正常かつ良好に維持するため、保守点検を行う。  
(委託設備)  
・監視盤、I T V操作卓、非常電話受付台、電話交換機他……………一式  
・監視カメラ設備…車道部16台、人道部6台  
・非常電話設備……32台(内ジャック電話機4台)  
詳細については、「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
- (4) トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除

く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和2年8月6日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和2年8月6日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年8月7日(金)午前9時から令和2年8月18日(火)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和2年8月24日(月)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年8月31日(月) 午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎



市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

### 川崎市公告第609号

#### 入 札 公 告

令和2年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件 名

東扇島地区緑地等管理業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島地内

##### (3) 履行期間

契約日から令和3年2月26日まで

##### (4) 業務概要

本業務委託は、東扇島地区の除草・せん定などを業務とする、下記3件の緑地等管理業務を併せて実施するものである。

##### ア 東扇島地区緑地管理業務

防除工 1式、除草工 1式、せん定工 1式、  
伐採工 1式、運搬・処分工 1式

##### イ 東扇島除草業務

除草工 1式、せん定工 1式、  
運搬・処分工 1式

##### ウ 東扇島幹線5号等植栽管理業務

除草工 1式、せん定工 1式、処分工 1式

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。

- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項による中小企業者であること。

- (6) 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の免許を有する者を直接的かつ恒常的に雇用していること。

#### 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(6)を証する書類(技術検定合格証明書及び健康保険被保険者証の写し等)

- (4) 提出方法

持参とします。

#### 4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和2年7月27日(月)から令和2年8月3日(月)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

#### 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和2年8月6日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和2

年8月6日(木)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年8月7日(金)午前9時から令和2年8月18日(火)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和2年8月24日(月)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年8月28日(金)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第610号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田紀彦

1 業務名

令和2年度介護職員に係るたんの吸引等研修事業委託

2 事業概要

本事業は、受託者において、たんの吸引等に係る第1号研修及び第2号研修について神奈川県に登録研修機関としての登録を行うとともに、市内介護保険サービス施設・事業所の介護職員に対して研修を実施することにより、不特定多数の方にたんの吸引等を行える介護職員の確保を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 応募資格

以下をすべて満たすこと。

(1) 提案期日までの間、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 医療・介護従事者又は従事予定者を対象として、医療又は介護技術に係る何らかの研修について開催実績を有すること。

(4) 本事業について、第1号研修及び第2号研修の実施に係る神奈川県に登録研修機関に登録している、または登録見込みであること。

- (5) その他、本事業について確実に履行することができること。
- 5 評価項目
- (1) 研修の構成
- ア 事業提案の狙い
- イ 受講定員
- ウ 研修会場
- エ 受講生の募集方法
- オ 自所属で実地研修を行えない者への配慮
- カ 研修スケジュール
- (2) 事業執行体制
- キ 事業の円滑な運営体制
- ク 個人情報の管理
- ケ 事業費の積算
- (3) 応募者自身に関する項目
- コ 類似事業の実績
- サ 組織・管理体制等
- 6 担当部署  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
- 7 公募参加申込書
- (1) 配布期間  
令和2年7月28日(火)から令和2年8月17日(月)まで
- (2) 配布場所  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア西館10階  
(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)
- (3) 提出書類  
公募参加申込書(様式1) 1部
- (4) 提出期限  
令和2年8月17日(月) 午後5時(必着)
- (5) 提出方法  
郵送または電子メールのいずれかとする。
- 8 企画提案書
- (1) 提出期限  
令和2年8月26日(水) 午後5時まで
- (2) 提出場所  
7(2)と同様
- (3) 提出書類  
次の書類にインデックスを付したものを、7部(原本1部+写し6部)作成して、「公募参加申込書(様式1)」と一緒に提出してください。
- ア 応募者の紹介に関する書類
- (ア) 応募者が運営する他の事業の実績が分かる資料
- (イ) 応募者の組織等に関する資料
- a 定款又は寄附行為
- b 令和元年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- c その他、応募者の組織、業務管理体制等が分かる資料
- (ウ) 「コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)」
- イ 企画提案書
- (4) 提出期限  
令和2年8月26日(水)
- (5) 提出方法  
持参とする。(提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。)
- 9 提案会の実施(予定)
- (1) 日時  
令和2年9月3日(木)(時間は後日連絡)
- (2) 場所  
川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア西館10階10E会議室
- (3) 時間  
各応募者について説明時間は15分、質疑応答10分程度とする。
- 10 事務局(問い合わせ先)  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア西館10階  
電 話 044(200)2652  
FAX 044(200)3926  
電子メール [40kosui@city.kawasaki.jp](mailto:40kosui@city.kawasaki.jp)
- 11 その他
- (1) 募集要領の承諾  
公募に関する事項については「令和2年度 介護職員に係るたんの吸引等研修事業 受託法人募集要領」による。応募者は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする
- (4) 概算金額  
2,290千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度額とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。

川崎市公告第611号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田紀彦

1 業務名

令和2年度介護ロボット等導入支援事業

2 事業概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策及びサービスの質の向上に向けた取り組みとして、昨今介護ロボットの活用が期待されている。本市においても、市内介護事業所に対する介護ロボットの普及・啓発を進め、介護ロボット導入の意欲向上につなげるとともに、介護人材の確保と一層の定着を推進するため、介護事業所が抱える課題の解決に資することを目的とした介護ロボットのレンタルや普及啓発イベントでの事例発表、介護ロボット導入支援マニュアルの作成などを実施する。

3 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

4 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市の「令和2年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されている(または契約時に登載見込みである)こと。
- (4) 本事業について確実に履行することができること。
- (5) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 評価項目

(1) 事業効果

- ① 適切な事業達成目標の設定
- ② 求職者向け研修対象者へ向けた効果的な広報・アプローチ等の実施
- ③ 求職者の適切な選考の実施
- ④ 効果的な研修の実施(求職者向け研修)
- ⑤ 効果的な研修の実施(インストラクター研修)
- ⑥ 具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施

(2) 事業基盤

- ⑦ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤

⑧ 事業の適切な運営体制

⑨ 類似する事業の実績

(3) 適正実施

⑩ 個人情報保護の取組

⑪ 適切な経費の積算

6 担当部署

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

7 公募参加申込書

(1) 配布期間

令和2年7月28日(火)から令和2年8月17日(月)まで

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア西館10階  
(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)

(3) 提出書類

公募参加申込書(様式1) 1部

(4) 提出期限

令和2年8月17日(月) 午後5時(必着)

(5) 提出方法

郵送または電子メールのいずれかとする。

8 企画提案書

(1) 提出期限

令和2年8月26日(水) 午後5時まで

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

事務局(問合せ先)へ事前に予約の上、持参とする。(提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出書類

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部(原本1部+写し6部)作成して、提出する。

① 応募法人の紹介に関する書類

ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料

イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3か月以内のもの)

(イ) 令和元年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

令和2年度に設立された法人にあっては、設立時の財産目録

(ウ) 職業紹介事業許可を証する書類の写し

(エ) 「コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)」

(オ) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別表様式)」

② 企画提案書

9 提案会の実施(予定)

(1) 日時

令和2年9月4日(金)

※時間は後日お知らせします。

(2) 場所

ソリッドスクエア西館10階

(3) 時間

各応募法人について説明時間は20分、質疑応答15分程度とする。

10 事務局(問い合わせ先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課  
計画推進係

場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

電 話 044(200)2652

F A X 044(200)3926

電子メール [40kosui@city.kawasaki.jp](mailto:40kosui@city.kawasaki.jp)

11 その他

(1) 募集要領の承諾

公募に関する事項については「令和2年度介護ロボット等導入支援事業委託提案書等作成要領」による。応募法人は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、参加意向申出書(様式1)提出後、辞退をする場合は令和2年8月26日までに辞退届(様式5)を提出すること。

(2) 契約書作成の要旨

要

(3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募法人の負担とする

(4) 概算金額

4,550千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を限度額とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

川崎市公告第612号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田紀彦

1 事業名

令和2年度 就職氷河期世代活躍応援事業

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日(金)まで

3 履行場所

川崎市内 他

4 事業概要

本業務は、就職氷河期世代の正規雇用に向けた支援を実施するため、支援対象者の掘り起しを図るための積極的な広報を実施し、正規雇用に向けた短期集中セミナーを開催するとともに、既存の本市事業の就職氷河期世代向けメニューも紹介するなど支援の連携、継続を図り、正規雇用化を目指すことを目的とする。

5 参加者の資格要件

本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目(委託:業種「その他業務」、種目「その他」)に登録申請していること。

(3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 当業務について確実に履行することができること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)3212

F A X 番号 044(200)3598

電子メール [28roudou@city.kawasaki.jp](mailto:28roudou@city.kawasaki.jp)

7 実施要領の交付及び参加意向申出書について

(1) 参加申出書の提出期限

令和2年7月28日(火)～8月7日(金)17時

(2) 提出場所

6の担当部局と同じ

(3) 参加意向申出書の提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) 提出方法

提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送また

は持参により提出してください。また、代表者印をカラー読込の上、担当部局宛てに電子メールにて提出してください。

- (5) 参加資格確認の結果通知  
令和2年8月12日(水)に電子メールにより通知します。

8 企画提案書類の提出について

- (1) 提出期間及び受付時間  
令和2年8月20日(木)～8月21日(金)  
9時～17時(12時～13時を除く。)
- (2) 提出方法  
担当部局に持参してください。
- (3) 提出書類 8部(原本1部+写し7部)  
ア 企画提案書  
イ 見積書  
ウ 会社概要(パンフレット等)  
エ 誓約書(別記様式)

9 企画提案選考委員会の実施と選定結果の通知

- (1) 企画提案選考委員会の実施日  
令和2年8月26日(水) 予定  
時刻・場所については別途通知いたします。
- (2) 時間等  
事前に提出されている書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。
- (3) 選定結果通知  
令和2年8月27日(木) 予定
- (4) 契約の締結(予定)

選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、令和2年9月1日(木)に契約を締結予定です。

- 10 企画提案書に使用する言語及び通貨  
(1) 言語 日本語  
(2) 通貨 日本国通貨
- 11 選定方式  
公募型企画提案方式による提案審査
- 12 選考方法  
5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、資格審査、書類審査及び提案審査を行い、選定します。
- 13 その他必要と認める事項  
(1) 委託料(参考金額)  
5,668,740円(税込)  
(2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について  
企画提案書の作成及び提出、企画提案会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。  
(3) 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照ください。

川崎市公告第613号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 初山住宅(12号棟)解体第2期工事
	履行場所 川崎市宮前区初山2丁目900-58
	履行期限 契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。
	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
	また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

参 加 資 格	<p>(9) 監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ただし、平成28年5月31日までに監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者でも可とします。なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。ただし、(9)の技術者（業種「解体」）との兼任を可とします。</p> <p>(11) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建以上かつ延べ面積1,300㎡以上の一棟からなる建築物解体工事の完工実績（元請に限る。）を平成17年4月1日以降に有すること。                  ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月4日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 日吉中学校外壁塗装改修その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市幸区北加瀬2丁目3番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月11日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 高山住宅個別改善第4号工事（16号棟）
	履 行 場 所 川崎市宮前区平2丁目325番7
	履 行 期 限 契約の日から令和4年2月10日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月11日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。



## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高山住宅個別改善第4号工事 (23号棟)
	履 行 場 所	川崎市宮前区平2丁目325番7
	履 行 期 限	契約の日から令和3年10月25日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月11日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	生活文化会館(てくのかわさき)外壁その他改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 (11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年8月26日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第614号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年7月29日

川崎市長 福田紀彦

築造主住所・氏名	東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング12F 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介		
道路位置の地名・地番	川崎市高津区下野毛1丁目1303番20の一部、1320番20 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	19.98メートル
	4.00メートル		5.01メートル
川崎市指令ま建指第208号		指 定 年月日	令和2年 7月29日

川崎市公告第615号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年7月29日

川崎市長 福田紀彦

築造主住所・氏名	神奈川県横浜市都筑区大丸9番16号 株式会社日興タカラコーポレーション 代表取締役 有田 卓二		
道路位置の地名・地番	川崎市宮前区有馬七丁目15番29 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	17.68メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第603号		廃 止 年月日	令和2年 7月29日

川崎市公告第616号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田紀彦

- 件名  
南渡田地区拠点整備等に向けた検討業務委託
- 履行期間  
契約締結日から令和3年3月22日まで
- 履行場所  
川崎市川崎区 ほか
- 事業概要  
本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、臨海部第1層及び多摩川リバーサイド地区(以下「臨海部第1層等」という。)は臨海部全体の

大規模な土地利用転換を先導するエリアとして、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に向けた機能転換を図ることとしている。その中で南渡田地区については、産業活動のデジタル化・ネットワーク化など「Society5.0」を先導し、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業創出拠点の形成を目指している。

本業務は、昨年度に取りまとめた「南渡田地区拠点形成の基本的考え方」等をふまえ、「南渡田地区拠点整備計画」の素案等を作成するための業務である。

#### 5 契約上限額

22,044,000円（消費税及び地方消費税含む）

#### 6 参加資格

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (7) 平成31・32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種（20調査・測定）・種目（02市場調査）に登録されている者

#### 7 評価項目及び基準等

- (1) 業務遂行能力等
  - ア 業務実績
  - イ 業務体制
  - ウ スケジュール
  - エ プレゼンテーション及びヒアリング
- (2) 企画提案内容
  - ア 業務理解
  - イ 実現可能性
  - ウ 企画提案①（南渡田地区拠点整備計画（素案）の作成に向けた企画力）
  - エ 企画提案②（具体的な土地利用に向けた企画力）
  - オ 企画提案③（臨海部第1層等の基本方針の作成に向けた企画力）
  - カ 業務経費

#### 8 提出書類

#### (1) 参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 令和2年8月5日（水）17時必着
- イ 参加意向申出書（様式1号） 正本1部
- ウ 誓約書（様式3号） 正本1部
- エ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4号） 正本1部
- オ 附属書類 各1部

※参加を取り下げる場合は、8月11日（火）までに参加辞退届（様式2号）正本1部を提出すること。

#### (2) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和2年8月12日（水）17時必着
- イ 質問書（様式5号）

#### (3) 企画提案書

- ア 提出期限 令和2年8月20日（木）17時必着
- イ 企画提案書表紙（様式6号） 正本1部
- ウ 企画提案書（様式任意） 8部（うち正本1部）
- エ 費用見積書（様式7号） 正本1部
- オ 事業の総括責任者・従事予定者一覧表（様式8号） 正本1部

#### (4) 提出方法

直接持参、郵送（締切日必着）又は電子メールで提出すること。

なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

#### (5) 提出先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎10階

臨海部国際戦略本部戦略拠点担当

電 話 044-200-2056

F A X 044-200-3540

電子メール 59senryaku@city.kawasaki.jp

#### 9 委託先の選定

- (1) 1次審査及び2次審査による審査及び評価を行う。
- (2) 1次審査は、書類審査により行う。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式9号）する。
- (3) 2次審査は、当該評価委員会において、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施する。日程は令和2年8月25日（火）を予定している。
- (4) 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。
- (5) 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、「評価項目」の業務経費が最も低い提案者を業務委託候補者とする。
- (6) 選定結果については、全ての提案者に書面により

通知(様式10号)する。

10 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 契約書作成の要否  
要

12 関連情報を入手するための照会窓口  
8(5)と同じ

13 その他必要と認める事項

- (1) 提案書の作成に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
- (2) その他  
詳細は、本企画提案書作成・応募要領を御参照ください。

川崎市公告第617号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区生田七丁目3021番1  
の一部 ほか5筆の一部  
992平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号  
大和ハウス工業株式会社 横浜支社  
支社長 内山全浩
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数:32戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年5月27日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第17号

川崎市公告第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区有馬七丁目14番2  
ほか12筆の一部  
7,919平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市都筑区大丸9番16号

株式会社 日興タカラコーポレーション

代表取締役 有田 卓二

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:52戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年2月7日

川崎市指令 ま宅審(イ)第151号

令和2年5月28日

川崎市指令 ま宅審(イ)第19号(変更)

令和2年6月9日

川崎市指令 ま宅審(イ)第26号(変更)

川崎市公告第619号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市宮前区土橋2丁目6番地17		
住所・氏名	株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡		
道路位置の地名・地番	川崎市宮前区有馬2丁目1986番11の一部 別図参照		
幅員	4.50メートル	延長	17.22メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第209号		指定 年月日	令和2年 7月30日

川崎市公告第620号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 令和2年度 学校給食用被服（児童用白衣等）の調達
	履 行 場 所 川崎市立小学校、支援学校及び健康給食推進室
	履 行 期 限 令和3年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」に登録されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和2年9月8日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第621号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年7月9日	特定非営利活動法人 空とぶ森	小川 紀一郎	川崎市麻生区万福寺 1丁目2番2号	この法人は、広く国民・企業に対して、森林・環境保全にかかわる活動の場の創出・提供を行い、環境貢献及び健康増進が効果的に行える社会の形成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区宮崎5丁目4番13

ほか2筆の一部

1,141平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市旭区二俣川二丁目21番地1

津久見建設 株式会社

代表取締役 鷲原 浩

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年6月28日

川崎市指令 ま宅審（イ）第32号

川崎市公告第623号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	生田根岸跨線橋(本線)橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履行場所	川崎市多摩区枳形4丁目8番地先
	履行期限	令和3年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月3日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第624号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度社会福祉法人に関する会計検査等業務委託

(2) 履行場所

- ① 川崎市健康福祉局総務部企画課  
(川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階)
- ② 実地指導監査実施場所(川崎市内社会福祉法人)

(3) 履行期間

令和2年8月28日から令和3年3月31日まで

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書の配布、提出場所及び問合せ先  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
健康福祉局総務部企画課 佐藤  
電話 044-200-2630(直通)  
FAX 044-200-3926  
E-mail 40kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年8月11日(火)から令和2年8月17日(月)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

入札説明書に示す必要書類を添えて、前記3(1)の提出場所に持参し、提出してください。

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載された電子メールアドレスに送付(送信)します。

なお、電子メールアドレスを掲載していない者に対しては、別に交付方法をお知らせします。

##### (2) 交付日時

令和2年8月19日(水)午前9時以降に送付(送信)します。

##### (3) 入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、無償で入札説明書を交付します。

「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載された電子メールアドレスに送付(送信)します。なお、電子メールアドレスを掲載していない者については、前記(1)と同じです。

また、入札説明書は前記3(1)に記載の場所において、令和2年8月11日(火)から令和2年8月17日(月)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで閲覧できます。

#### 5 仕様に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

前記3(1)と同じ。

##### (2) 質問受付期間

令和2年8月12日(水)から令和2年8月18日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

##### (4) 質問方法

仕様書の内容等に対し質問等がある場合は、入札説明書に添付の質問書を使用し、前記(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送信等してください。電子メールで送信する場合は、開封確認付きの処理を行った上で送信してください。また、FAX又は電子メール送信等した後、その旨を前記(1)まで電話による連絡を行なってください。

##### (5) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で競争参加資格があると認められたすべての者に対し、令和2年8月20日(木)にFAX又は電子メールにおいて回答します。

#### 6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札の手續等

##### (1) 入札方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますが、入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税抜きとします。

ア 入札書の提出日時

令和2年8月26日(水)午後2時

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札・開札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階E会議室

##### (2) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約の手續等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第625号

川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者である麻生区内複合福祉施設共同事業体（以下「共同事業体」という。）（代表者：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）の構成員の特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会は、社会福祉法人設立による法人格の変更を予定しており、川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理業務を社会福祉法人SKYかわさきへ移譲することが認められる場合に、同法人を共同事業体の構成員として指定するに当たり、次のとおり公告します。

令和2年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

名称	構成施設
川崎市北部リハビリテーションセンター	ア 百合丘障害者センター
	イ 百合丘日中活動センター
	ウ 百合丘地域生活支援センター

(2) 所在地 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 百合丘障害者センター

- ア 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務
- イ 障害者に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する業務
- ウ 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する業務
- エ 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する業務
- オ その他設置目的を達成するために必要な業務

(2) 百合丘日中活動センター

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する生活介護の業務
- イ 障害者総合支援法に規定する自立訓練の業務
- ウ 障害者総合支援法に規定する就労移行支援の業務
- エ 障害者総合支援法に規定する就労継続支援の業務
- オ 障害者総合支援法に規定する就労定着支援の業務
- カ 建物全体の光熱水費の支払い及び建物の維持管理等に必要な業務
- キ その他設置目的を達成するために必要な業務

(3) 百合丘地域生活支援センター

- ア 障害者総合支援法に規定する特定相談支援の業務
- イ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターの業務
- ウ 精神障害者ピアサポーター養成・支援の業務
- エ 市民相互の交流を促進するために施設を利用し提供する業務
- オ その他設置目的を達成するために必要な業務

3 指定期間

令和2年11月1日から令和5年3月31日まで

4 申請方法

- (1) 主な提出書類（詳しくは、申請要項を御覧ください）
  - ア 指定管理者指定申請書
  - イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
  - ウ 現に行っている社会福祉事業等の概要
  - エ 定款及び登記事項証明書（令和2年設立の社会福祉法人は法人設立認可書の写し）
  - オ 平成29、30、令和元年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。（令和2年設立の社会福祉法人は設立前法人のもの。また、財産が贈与されることを確認できる書類）
  - カ 令和2年度の法人の事業計画書及び収支予算書
  - キ 役員の名簿及び履歴書
  - ク 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (2) 申請書類の提出期間
 

令和2年7月31日（金）から令和2年8月4日（火）まで（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで）
- (3) 申請書類の提出場所
 

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
電話 044-200-2654
- (5) 提出方法
 

持参（郵送による提出はできません。）



## (6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電 話 044-200-2654

F A X 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

## 公 告 ( 調 達 )

## 川崎市公告(調達)第355号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件 名

中原図書館利用者用座席管理システムと連動する  
予約番号表示用ディスプレイに関する賃貸借契約

## (2) 履行場所

川崎市中原区小杉町3-1301 川崎市立中原図書館

## (3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

※このディスプレイと連動させる中原図書館利用  
者用座席管理システムの履行期間の終期に合わ  
せるため、36か月とする。

## (4) 調達物品の概要

仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たし  
ていなければなりません。(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。(2) 川崎市「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件  
の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録  
されていること。(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。(4) この調達物品を、所定の数量、指定期日までに確  
実に納入できること。(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の  
求めに応じて速やかに提供できること。3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の  
配布、提出及び問い合わせ先一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書  
等が添付された入札説明書については、川崎市のホーム  
ページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、  
次の配布・提出場所においても配布します。また、この入札に参加を希望する者は、次により一  
般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなり  
ません。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館資料調査係(6階事務室)

担当 黒瀬・吉田

電 話 044-722-4951

F A X 044-733-7524

E-mail : 88nakato@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和2年8月11日(火)から令和2年8月20日  
(木)まで(毎日午前9時30分から正午まで及び午  
後1時から午後5時まで)

## (3) 提出方法

直接持参してください。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参  
加資格があると認められた者には、次により一般競争  
入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 交付場所

上記3(1)と同じ

## (2) 交付日時

令和2年8月21日(金)午前9時30分から正午ま  
で及び午後1時から午後5時までただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格  
業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登  
載している場合は、電子メールで配信されます。

## 5 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

## (2) 問い合わせ期間

令和2年8月21日(金)から令和2年8月27日  
(木)午後5時まで

## (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項  
を記入し、3(1)の問い合わせ先まで電子メールまた  
はF A Xにて送付してください。なお、電子メール  
で送付する場合は必ず開封確認メッセージを要求し  
てください。

## (4) 質問に対する回答

令和2年8月31日(月)までに、参加者あてに電  
子メールまたはF A Xにて送付します。なお、電話  
等による結果の問い合わせには一切応じません。

## 6 納入する機器等の説明書(カタログ等)の提出

納入する物品およびソフトウェア等の商品説明書  
(カタログ等)を令和2年9月1日(火)午後5時ま  
でに上記3(1)に提出してください。また、参加者は、

開札日の前日までの間において、本市から当該書類について説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 落札者の決定前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札及び開札の手続等

##### (1) 入札方法等

入札は令和2年10月1日から令和5年9月30日の36か月間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に36を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月4日(金) 午前11時

イ 場所 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館 6階 多目的室

##### (3) 入札保証金 免除

##### (4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者またはその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

##### (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金

契約保証金は免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

##### (3) 契約書の提出

落札者は契約書2通を作成し、令和2年9月10日(木)午後5時までに上記3(1)の場所に持参してください。

##### (4) 費用内訳明細表

契約締結までに、本契約にかかる落札額の内訳を提示してください。提示する内訳の様式は特に指定しません。

##### (5) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程で閲覧することができます。

#### 10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

#### 11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 本件入札にかかる契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

#### 川崎市公告(調達)第356号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3、4年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
  - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
    - ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
    - イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
    - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
    - エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
    - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者
    - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
  - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

### 3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

#### (1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからサに該当する場合は1項目につき10点、シについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO 14001の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定を受けていること。

サ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受け

てから、5年度を経過していないこと。

- シ 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 職員数
- エ 経営比率

$$(ア) \text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(イ) \text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$(ウ) \text{総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$$

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

- ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)
- イ 建設業許可証明書
- ウ 登記事項証明書
- エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)
- オ 納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
- ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知

書の写し」(必ず総合評定値(P)の記載の入ったもの)

- ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
- コ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

- ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)
- イ 許可・登録に関する証明書等
- ウ 登記事項証明書
- エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)
- オ 納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
- ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- ケ 現況報告書の写し  
建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

- ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)
- イ 許可・登録に関する証明書等
- ウ 登記事項証明書
- エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)
- オ 納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
- ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

- 組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。
- ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)
- イ 官公需共同受注規約
- ウ 組合員名簿

- エ 組合役員名簿
- オ 組合定款
- 6 申請の時期等
  - (1) インターネットによる申請の場合
    - ア 期間  
令和2年9月1日から令和2年10月12日まで
    - イ 時間  
午前8時から午後8時まで
    - ウ 書類の郵送先  
川崎市川崎区宮本町1番地  
(郵便番号210-8577)  
川崎市財政局資産管理部契約課
    - エ 郵送の期間  
令和2年9月1日から令和2年10月12日まで  
(期間内必着)
  - (2) 申請書による申請の場合
    - ア 期間  
令和2年9月1日から令和2年10月12日まで  
(期間内必着)
    - イ 申請書の郵送先  
川崎市川崎区宮本町1番地  
(郵便番号210-8577)  
川崎市財政局資産管理部契約課
    - ウ 申請書の入手方法  
令和2年8月17日から令和2年10月12日まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)午前9時から午後0時まで、午後1時から午後5時までの間、川崎市財政局資産管理部契約課で配布します。
- 7 工事の希望業種に対応する建設業の許可  
希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。
- 8 資格審査結果の通知  
メール又は郵送により通知します。
- 9 資格の有効期間  
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 10 資格の更新手続  
別に公示します。
- 11 申請後に変更が生じた場合について  
申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。
- 12 その他  
申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。詳細については「入札情報かわさき」を御参照ください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希 望 業 種			
土 木 工 事	鋼構造物工事	しゅんせつ工	ガラス工事
下 水 管 敷 設 工 事	機 械 工 事	内 装 工 事	左 官 工 事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋 根 工 事
建 築 工 事	消 防 工 事	さ く 井 工 事	大 工 工 事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タ イ ル ・ れ ん が 工 事	鉄 筋 工 事
空 調 ・ 衛 生 工 事	と び ・ 土 工 工 事	熱 絶 縁 工 事	清 掃 施 設 工 事
水 道 施 設 工 事	防 水 工 事	板 金 工 事	解 体 工 事
造 園 工 事	管 内 更 生 工 事	石 工 事	軽 微 工 事

2 業務委託契約

希 望 業 種	
建 築 設 計	医 療 関 連 業 務
設 備 設 計	電 算 関 連 業 務
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	不 動 産 鑑 定
地 質 調 査	廃 棄 物 関 連 業 務
測 量	倉 庫 ・ 運 送 業 務
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	ク リ ー ニ ン グ 業 務
警 備	旅 行 業
建 物 清 掃 等	保 険 業
屋 外 清 掃	給 食 調 理 業 務
施 設 維 持 管 理	樹 木 管 理
調 査 ・ 測 定	そ の 他 業 務

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希 望 業 種		
印 刷 ・ 軽 印 刷	消 防 ・ 防 災 用 品	書 籍 ・ 楽 器 類
青 写 真	水 道 用 品	原 材 料
時 計 ・ 貴 金 属	自 動 車	園 芸 ・ 動 物
看 板 ・ 標 識	船 舶 ・ 航 空 機	日 用 品 雑 貨
文 具 ・ 事 務 機 器	電 車 用 品	食 料 品
コ ン ピ ュ ー タ	燃 料 ・ 油 脂 類	リ ー ス
医 療 機 器	家 具 ・ 装 飾	複 写 サ ー ビ ス
計 測 機 器 ・ 光 理 化 学 機 器	衣 料 用 品	そ の 他 の 物 品 販 売
厨 房 機 器	薬 品	回 収 資 材 購 入
産 業 機 器	教 材	
家 電 ・ 通 信 機 器	ス ポ ー ツ 用 具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種 別	等級	発注標準金額	
土 木 工 事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗 装 工 事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建 築 工 事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電 気 工 事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空 調 衛 生 工 事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水 道 施 設 工 事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種 別	等 級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	舗装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業

鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業
内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タ イ ル ・ れ ん が 工 事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告(調達)第357号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校インターネット回線に関する契約
- (2) 履行場所 市立小学校114校、中学校51校、特別支援学校4校
- (3) 履行期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日
- (4) 調達概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名

簿」の業種「電算関連業務」に登載されていること。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3  
川崎市総合教育センター 3階  
情報・視聴覚センター  
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和2年8月11日(火)から令和2年8月18日(火)まで  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土・日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限りです。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年8月11日(火)午前8時30分から令和2年8月25日(火)午後5時まで(土・日曜日を除く。)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年8月31日(月)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年8月20日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和2年8月20日(木)の午前8時30分から午

後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの内額となります。回線を設定する際の初期設定費用(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)と月額回線使用料及びインターネットサービスプロバイダ使用料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(5ヶ月)で乗じた金額を合算して見積もりしてください。なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年9月7日(月)午前11時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室  
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アと同じ

(4) 開札の場所 7(1)イと同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、そのものの入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま

す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 支払方法  
回線等使用料は月額払いとします。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第358号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市立学校校内LAN調査設計及び構築支援等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年7月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部  
神奈川事業部長 中西 裕信  
横浜市中区山下町198番地
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)  
1,859,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

令和2年6月10日

川崎市公告(調達)第359号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
AD・ファイルサーバの賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年6月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 神奈川法人支店  
支店長 佐久間 英俊  
横浜市西区高島1丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)  
280,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第360号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
Windows CAL 2019
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年6月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 大塚商会 神奈川LA販売課  
課長 辻 達也  
横浜市神奈川区金港町3丁目3番地
- 5 契約金額(税抜き総額)  
36,660,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続



一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日  
令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第361号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
更新プログラム管理システムの賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年6月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
専務取締役 依田 茂  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)  
109,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第362号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
庁内共通システム基盤の賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年6月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション 株式会社  
神奈川支店長 加納 誠  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)

120,114,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第363号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年8月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名  
高速複写印刷機賃貸借契約
  - (2) 履行期限  
令和2年11月1日から令和7年10月31日まで
  - (3) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5番地4
  - (4) 賃貸借の概要  
入札説明書のとおり
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。
  - (4) 仕様書の内容を遵守し、确实、かつ、迅速に納入できること。
  - (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。
  - (1) 配布及び提出場所  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4  
総務企画局情報管理部行政情報課  
(川崎市役所第3庁舎3階) 高橋、戸井田担当  
電話(直通)044-200-2051
  - (2) 配布及び提出期間  
令和2年8月11日(火)から令和2年8月18日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30

- 分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出書類
- ア 競争入札参加申込書
  - イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出書類に関する説明及び審査
- ア 提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
  - イ 提出された書類等を審査した結果、この高速複写印刷機を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。
- (5) 提出方法
- 持参
- 4 確認通知書及び入札説明書の交付
- 3により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札確認通知書を交付します。ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に、電子メールのアドレスを登録している場合は、令和2年8月21日(金)に確認通知書が自動的に電子メールで配信されます。
- (1) 交付場所
- 3(1)と同じ。
- (2) 交付日時
- 令和2年8月21日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付
- 競争入札確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。
- また、入札説明書は3(1)の場所において、令和2年8月11日(火)から令和2年8月18日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。
- 5 仕様及び入札説明書に関する問合せ
- 仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により受け付けます。
- (1) 問合せ先
- 3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。
- 3により競争入札参加申込書を提出した場合、競争入札確認通知書の交付が無くても質問は可能です。
- (3) 受付期間
- 令和2年8月21日(金)から令和2年8月26日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法

- 令和2年8月31日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 6 商品説明書等の提出
- この入札の参加者は、納入する高速複写印刷機の商品説明書等(カタログ及び複写サービスの資料)を令和2年9月4日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。
- 7 入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
- 60か月リース料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)での紙入札方式
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時

令和2年9月11日(金)午前10時

  - イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎5階 総務企画局会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参
- (4) 入札保証金
- 免除
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- なお、印刷単価、消耗品及び保守作業等の複写サービスについては、決定した機器による業者との協定を締結いたします。
- (6) 入札の無効
- 川崎市競争入札参加者心得第7条各号に該当する場合、当該入札を無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金

免除

  - (2) 契約書作成の要否

要

  - (3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (4) 10(3)の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 情報を入手するための問合せ窓口  
3(1)と同じ

**税 公 告**

**川崎市税公告第99号**

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和 2年度	市民税・県民 税（公的年金か らの特別徴収）			計17件

(別紙省略)

**川崎市税公告第100号**

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和 2年度	市民税・県民 税（公的年金か らの特別徴収）			計1件

(別紙省略)

**川崎市税公告第101号**

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第1期 分以降	令和2年 7月31日 (第1期分)	計247件
令和2年度 (平成31年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	6月 随時分	令和2年 7月31日 (6月随時分)	計19件
令和2年度 (平成30年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	6月 随時分	令和2年 7月31日 (6月随時分)	計1件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月 随時分 以降	令和2年 7月31日 (6月随時分)	計3件

(別紙省略)

**川崎市税公告第102号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第103号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第104号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第105号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第9号

市民文化局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表市民文化局の部中

人権・男女共同参画室	平和館	平和館に勤務する職員	38時間45分 (館長)	8：30～17：15	12：00～13：00	月曜日及び1週間のうち1日
------------	-----	------------	-----------------	------------	-------------	---------------

を

戸籍住民サービス課		マイナンバーカードセンターに勤務する職員	38時間45分 (戸籍住民サービス課長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 11：30～20：15	勤務時間の途中において1時間	金曜日及び4週間を通じ4日
-----------	--	----------------------	-------------------------	---	----------------	---------------

人権・男女共同参画室	平和館	平和館に勤務する職員	38時間45分(館長)	8:30～17:15	12:00～13:00	月曜日及び1週間のうち1日
------------	-----	------------	-------------	------------	-------------	---------------

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年7月27日から施行する。

川崎市訓令第10号

こども未来局

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「分室長を含む。)」の次に「、児童相談所(こども家庭センターに限る。)の副所長及び担当課長」を加える。

別表1一般事項(1)一般の表、2人事事項(1)一般の表及び3財務事項(1)一般の表中

「

決裁事項	第1類の事業所及び市税事務所		第2類の事業所及び児童相談所
	所長専決	課長専決	所長専決

」

を

「

決裁事項	第1類の事業所、市税事務所及び児童相談所(こども家庭センターに限る。)		第2類の事業所及び児童相談所(こども家庭センターを除く。)
	所長専決	課長専決	所長専決

」

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のとおり改める。

職員は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹その他職員と同居している次に掲げる者(第5号及び第6号を除く。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を受けることができる。

- (1) 父母の配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))及び第5号に掲げる者をいう。以下同じ。)
- (2) 配偶者等の父母の配偶者等
- (3) 子の配偶者等
- (4) 配偶者等の子
- (5) 職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係に

ある者

(6) 前号に掲げる者の父母

(7) 2親等の親族(祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。)

別表第5の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表10の項、12の項及び16の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表17の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表18の項及び備考12関係第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考12関係中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表備考13関係中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考17関係中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表備考18関係中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第5の付表第1中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考第1号を削り、同表備考第2号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同表備考第1号とし、同表備考中第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第29号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年川崎市上下水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表13の項及び14の項、別表第5の付表第1並びに別表第5の付表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第34号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1728号  
氏名又は名称 川本サービス株式会社  
住 所 東京都文京区小石川5丁目32番8号  
代表者氏名 高津 悟  
指 定 年 月 日 令和2年8月1日  
有 効 期 限 令和7年7月31日
- 2 指 定 番 号 第1729号  
氏名又は名称 株式会社みなと住建  
住 所 横浜市栄区金井町162番地1  
代表者氏名 尾形 浩之  
指 定 年 月 日 令和2年8月1日  
有 効 期 限 令和7年7月31日
- 3 指 定 番 号 第1730号  
氏名又は名称 合同会社広隆メンテナンス  
住 所 川崎市多摩区登戸204番地2号  
セントヒルズ向丘遊園106号室  
代表者氏名 高橋 広樹  
指 定 年 月 日 令和2年8月1日  
有 効 期 限 令和7年7月31日
- 4 指 定 番 号 第1731号  
氏名又は名称 有限会社落合水道設備  
住 所 横浜市神奈川区菅田町1712番地の2  
代表者氏名 落合 敏行  
指 定 年 月 日 令和2年8月1日  
有 効 期 限 令和7年7月31日
- 5 指 定 番 号 第1732号  
氏名又は名称 有限会社ムサシ設備工業  
住 所 神奈川県藤沢市川名550番地の4  
代表者氏名 武蔵 栄治  
指 定 年 月 日 令和2年8月1日  
有 効 期 限 令和7年7月31日

川崎市上下水道局告示第35号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第216号  
氏名又は名称 (新) 株式会社鶴川設備工業  
(旧) 株式会社鶴川設備工業  
川崎営業所  
住 所 (新) 東京都町田市真光寺町1012番  
地6  
(旧) 川崎市麻生区上麻生7丁目13  
番1号  
代表者氏名 小野沢 政巳  
変更年月日 令和2年6月23日
- 2 指 定 番 号 第370号  
氏名又は名称 有限会社安諸工業所  
住 所 東京都町田市大蔵町945番地  
代表者氏名 (新) 安諸 堅治  
(旧) 安諸 茂  
変更年月日 平成12年5月11日
- 3 指 定 番 号 第1660号  
氏名又は名称 株式会社わたなべ  
住 所 (新) 川崎市幸区古川町84番地7  
(旧) 横浜市港北区高田西1丁目12  
-32  
代表者氏名 渡邊 敬介  
変更年月日 令和2年6月25日

**川崎市上下水道局告示第36号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成  
10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止  
を行いましたので告示します。

令和2年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第570号  
氏名又は名称 フジイ工業株式会社  
住 所 横浜市泉区和泉中央北1丁目4番20号  
代表者氏名 藤井 明保  
廃止年月日 令和2年7月1日
- 2 指 定 番 号 第1669号  
氏名又は名称 海月興業株式会社  
住 所 川崎市幸区小倉3丁目25番6号  
代表者氏名 米岡 修  
廃止年月日 令和2年7月1日

**川崎市上下水道局告示第37号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成  
10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止  
を行いましたので告示します。

令和2年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1642号  
氏名又は名称 株式会社パンドーラ  
住 所 東京都町田市成瀬6丁目12番33号-  
21号室  
代表者氏名 河内 晃一郎  
休止年月日 令和2年7月1日

**川崎市上下水道局告示第38号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成  
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、  
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者  
を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により  
告示します。

令和2年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第88号  
氏名又は名称 株式会社伸栄工事  
住 所 川崎市幸区南加瀬四丁目16番32号  
代表者氏名 矢野 清久  
指定更新日 令和2年7月31日  
有効期限 令和7年9月29日
- 2 指 定 番 号 第216号  
氏名又は名称 株式会社鶴川設備工業  
住 所 東京都町田市真光寺町1012番地6  
代表者氏名 小野沢 政巳  
指定更新日 令和2年7月31日  
有効期限 令和7年9月29日
- 3 指 定 番 号 第247号  
氏名又は名称 株式会社オリエント冷熱  
住 所 川崎市麻生区片平1848番地22  
代表者氏名 四栗 隆宏  
指定更新日 令和2年7月31日  
有効期限 令和7年9月29日
- 4 指 定 番 号 第355号  
氏名又は名称 京浜管鉄工業株式会社

住 所 東京都豊島区目白二丁目1番1号  
 代表者氏名 平松 拓也  
 指定更新日 令和2年7月31日  
 有効期限 令和7年9月29日

## 5 指定番号 第370号

氏名又は名称 有限会社安諸工業所  
 住 所 東京都町田市大蔵町945番地  
 代表者氏名 安諸 堅治  
 指定更新日 令和2年7月31日  
 有効期限 令和7年9月29日

## 6 指定番号 第410号

氏名又は名称 株式会社友和設備工業  
 住 所 東京都品川区小山五丁目1番5号  
 代表者氏名 寺井 眞二  
 指定更新日 令和2年7月31日  
 有効期限 令和7年9月29日

## 7 指定番号 第411号

氏名又は名称 有限会社土屋興業

住 所 川崎市川崎区小田栄一丁目12番15号  
 代表者氏名 土屋 路子  
 指定更新日 令和2年7月31日  
 有効期限 令和7年9月29日

## 8 指定番号 第436号

氏名又は名称 株式会社エムケイ  
 住 所 横浜市都筑区東方町2454番地2  
 代表者氏名 松本 浩一  
 指定更新日 令和2年7月31日  
 有効期限 令和7年9月29日

## 上下水道局公告

### 川崎市上下水道局公告第53号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件名	高速液体クロマトグラフ質量分析計 一式
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 上下水道局水管理センター水道水質課(LC-MS分析室)
	履行期限	令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」、種目「分析機器」に記載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和2年9月4日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

### 川崎市上下水道局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督



## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 水道管路付属設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市内及び水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度北部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月25日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度南部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年12月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和2年8月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	R P Aツール等調達支援業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区砂子1丁目9番地3川崎市役所第2庁舎3階情報管理課ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。 (4) 平成29年度以降に、国又は地方公共団体におけるR P Aツールの導入・支援業務を実施した実績を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第55号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター建具改修その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建具工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建具」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年8月24日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度北部下水管内マンホール補修工事
	履行場所	川崎市麻生区地内
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月18日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場ほか2箇所 外灯及び照明設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内) ほか2箇所
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年8月19日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	木月下水幹線その3工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月2丁目、4丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から185日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月24日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	工水3号配水支管450mm・300mm撤去工事
	履行場所	自：川崎区夜光3-3-3先 至：川崎区水江町1-1先
	履行期限	契約の日から140日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月24日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター等資源・施設有効利用導入方針検討業務委託
	履行場所	川崎市川崎区
	履行期限	契約の日から令和3年8月20日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、下水道終末処理場水処理施設(覆蓋有り)の実施(基本・詳細)設計業務及び下水道事業におけるPPP/PFI手法の導入可能性調査業務の履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(下水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>(6) 技術者として「一級建築士」の有資格者を最低1名以上配置すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月25日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度江川雨水貯留管ほか清掃委託
	履行場所	川崎市中原区井田1-35-1ほか
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。</p>	

参加資格	(7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能な者。 (8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。 ア 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者 なお、上記アとイは兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年8月25日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 麻生区下水枝線実施設計委託第5号
	履行場所	川崎市麻生区地内
	履行期限	契約の日から令和3年6月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成27年度以降に契約した耐震実施設計(レベル1, 2)委託業務を含む、下水道管きよの新設・詳細設計(開削工法)における実施設計委託業務の実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月25日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	



## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その7
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年8月20日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)平成18年3月 国土交通省」又は「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)平成28年4月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(下水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年8月25日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第57号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	加瀬水処理センター市民開放施設改築電気その1工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年8月28日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から令和3年3月12日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 下水道施設における次のア又はイの要件を満たす、同種工事の完工実績(元請けに限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 流動焼却炉を含む汚泥焼却設備の製作及び据付工事。</p> <p>イ 流動焼却炉を含む汚泥焼却設備の整備工事。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	

入札日時等	令和2年8月28日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築土木その16工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から245日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月28日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

**上下水道局公告(調達)**

**川崎市上下水道局公告(調達)第21号**

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年8月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 調達の名称  
水質データ処理システム再構築業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日  
令和2年6月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 ティージェイエエス  
代表取締役 曾根 伸治  
静岡県清水区平川地13番9号
- 5 落札金額  
16,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年4月10日

**川崎市上下水道局公告(調達)第22号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
高分子凝集剤 1 t (単価契約) (下水) 約105 t
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
  - (3) 納入場所  
入江崎スラッジセンター  
川崎市川崎区塩浜3-24-12
  - (4) 納入期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
  - (5) 本案件は、紙入札方式で行います。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年8月27日までに行ってください。
- 3 入札説明書等の閲覧及び交付  
入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)  
また、次により入札説明書等を閲覧することができます。  
なお、希望者には次により無償で交付します。
- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和2年8月11日(公告日)から令和2年8月27日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分~正午、午後1時~午後5時
- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布  
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- (2) 提出期間及び場所  
競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。  
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 問い合わせ先  
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 城田  
電話 044-200-2093
- 5 競争入札参加希望者に求められる義務  
この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められ

た条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（販売代理店証明書）を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、9月16日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）

#### 6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 宮脇  
電話 044-200-2922

#### 7 仕様書に関する質問、回答

##### (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

##### ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

##### イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R/RW）により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください（どちらか一方の場合は、質問は受け付けいたしません。）。

また、質問書の郵送による提出は認めません。

##### (2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けいたしません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年9月11日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年9月11日の午前9時から正午まで

の間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

単価で行います。

なお、入札金額は、薬品1t当たりの税抜き単価を記載してください。

##### ア 持参による入札の場合

###### (ア) 入札書の提出日時

令和2年9月23日 午前10時30分

###### (イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

##### イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

###### (ア) 入札書の提出期限

令和2年9月17日必着

###### (イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ。

##### (2) 開札の日時及び場所

次のとおりとします。

##### ア 日時

令和2年9月23日 午前10時30分

##### イ 場所

砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Polymer flocculant,  
approximately 105t
- (2) Time limit for tender:
  - a Direct delivery  
10:30A.M. 23 September 2020
  - b By mail  
17 September 2020
- (3) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093
- (4) Language:  
japanese is the only language  
used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第23号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t  
(単価契約)  
約 1,000 t
- イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t (単価契約)  
約 732 t

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年8月27日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和2年8月11日(公告日)から令和2年8月27日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

## (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

## (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 城田  
電話 044-200-2093

## 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(仕様書によります。)を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、9月16日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

## 6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 杉木  
電話 044-911-2022

## 7 仕様書に関する質問、回答

## (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

## ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できません。

## イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください(どちらか一方の場合は、質問は受け付けいたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

## (2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を入札参加資格があ

ると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けいたしません。

## 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年9月11日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年9月11日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

## 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 10 入札の手續等

## (1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、単価で行います。

なお、入札金額は、薬品1t当たりの税抜き単価を記載してください。

## ア 持参による入札の場合

## (ア) 入札書の提出日時

令和2年9月23日 午前10時30分

## (イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

## イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

## (ア) 入札書の提出期限

令和2年9月17日必着

## (イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ。

## (2) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和2年9月23日 午前10時30分

## イ 場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of

the products to be purchased:

- a Ultra-high basicity polyaluminum chloride for water supply, approximately 1,000t
- b Sodium hypochlorite for water supply, approximately 732t

- (2) Time limit for tender:

- a Direct delivery 10:30A.M. 23 September 2020
- b By mail 17 September 2020

- (3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093

- (4) Language:

japanese is the only language used in all the contract procedures

---

## 病 院 局 規 程

---

### 川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第6号まで」を「第5号まで及び第8号」に改め、同項第2号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び第6号に掲げる者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第5号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等」に改め、同項第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者
- (7) 前号に掲げる者の父母



別表第1 川崎病院の項中

「

看護師及び 助産師 (病棟勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00～ 15:30 (2) 8:30～ 17:00 (3) 12:00～ 20:30 (4) 16:30～ 翌日の1:00 (5) 0:30～ 9:00 (6) 16:30～ 翌日の9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において 45分 (2) 勤務時間の途中において 45分 (3) 勤務時間の途中において 45分 (4) 勤務時間の途中において 45分 (5) 勤務時間の途中において 45分 (6) 勤務時間の途中において 1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中 において15分 (6) 勤務時間中 において15分 ずつ2回	4週間を 通じ8日
看護師及び 助産師 (外来(手術 室を除く。) 勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～ 17:00 2 変則勤務 (1) 12:00～ 20:30 (2) 16:30～ 翌日の1:00 (3) 0:30～ 9:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中 において15分	4週間を 通じ8日
看護師 (手術室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～ 17:00 2 変則勤務 (1) 8:00～ 16:30 (2) 16:30～ 翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において 45分 (2) 勤務時間の途中において 1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中 において15分 ずつ2回	4週間を 通じ8日

」

を

看護師及び 助産師 (病棟勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00～ 15:30 (2) 8:30～ 17:00 (3) 10:30～ 19:00 (4) 12:00～ 20:30 (5) 16:30～ 翌日の1:00 (6) 0:30～ 9:00 (7) 16:30～ 翌日の9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において 45分 (2) 勤務時間の途中において 45分 (3) 勤務時間の途中において 45分 (4) 勤務時間の途中において 45分 (5) 勤務時間の途中において 45分 (6) 勤務時間の途中において 45分 (7) 勤務時間の途中において 1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) なし (6) 勤務時間中 において15分 (7) 勤務時間中 において15分 ずつ2回	4週間を 通じ8日
看護師及び 助産師 (外来(手術 室を除く。) 勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～ 17:00 2 変則勤務 (1) 10:30～ 19:00 (2) 12:00～ 20:30 (3) 16:30～ 翌日の1:00 (4) 0:30～ 9:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) 勤務時間中 において15分	4週間を 通じ8日
看護師 (手術室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～ 17:00 2 変則勤務 (1) 8:00～ 16:30 (2) 10:30～ 19:00 (3) 16:30～ 翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において 45分 (2) 勤務時間の途中において 45分 (3) 勤務時間の途中において 1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中 において15分 ずつ2回	4週間を 通じ8日

に改め、同表井田病院の項中

看護師（病棟 （透析室を 除く。）勤務）	38時間45分 （病院長）	交替勤務 (1) 7：00～ 15：30 (2) 8：30～ 17：00 (3) 12：00～ 20：30 (4) 16：30～ 翌日の1：00 (5) 0：30～ 9：00 (6) 16：30～ 翌日の9：30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において 45分 (2) 勤務時間の途中において 45分 (3) 勤務時間の途中において 45分 (4) 勤務時間の途中において 45分 (5) 勤務時間の途中において 45分 (6) 勤務時間の途中において 1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中 において15分 (6) 勤務時間中 において15分 ずつ2回	4週間を 通じ8日
看護師 （透析室勤務）	38時間45分 （病院長）	1 日勤 8：30～ 17：00 2 変則勤務 (1) 7：30～ 16：00 (2) 12：00～ 20：30	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及 び4週間 を通じ4 日
看護師 （外来勤務）	38時間45分 （病院長）	1 日勤 8：30～ 17：00 2 変則勤務 (1) 12：30～ 21：00 (2) 16：30～ 翌日の1：00 (3) 0：30～ 9：00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中 において15分	4週間を 通じ8日

を

看護師 (病棟(透析室を除く。)勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00～15:30 (2) 8:30～17:00 (3) 10:30～19:00 (4) 12:00～20:30 (5) 16:30～翌日の1:00 (6) 0:30～9:00 (7) 16:30～翌日の9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において45分 (2) 勤務時間の途中において45分 (3) 勤務時間の途中において45分 (4) 勤務時間の途中において45分 (5) 勤務時間の途中において45分 (6) 勤務時間の途中において45分 (7) 勤務時間の途中において1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) なし (6) 勤務時間中において15分 (7) 勤務時間中において15分ずつ2回	4週間を通じ8日
看護師 (透析室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 7:30～16:00 (2) 10:30～19:00 (3) 12:00～20:30	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし	日曜日及び4週間を通じ4日
看護師 (外来勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 10:30～19:00 (2) 12:30～21:00 (3) 16:30～翌日の1:00 (4) 0:30～9:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) 勤務時間中において15分	4週間を通じ8日

に改める。

別表第5の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表10の項、12の項及び16の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表17の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表18の項及び備考12関係第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考12関係中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表備考13関係第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考17関係中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表備考18関係第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第5の付表第1中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考第2号を削り、同表備考第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同表備考第2号とし、同表備考中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

#### 川崎市病院局規程第12号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一  
川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、  
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表13の項及び14の項、別表第5の付表第1並びに別表第5の付表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 川崎市教育委員会告示第13号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年7月28日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和2年8月4日（火）14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事

議案第15号 青少年教育施設の指定管理について

議案第16号 令和元年度 公益財団法人川崎市  
学校給食会「経営改善及び連携・  
活用に関する取組評価」について

議案第17号 令和元年度 公益財団法人川崎市  
生涯学習財団「経営改善及び連  
携・活用に関する取組評価」につ  
いて

- 4 その他報告等

## 監 査 公 表

2 川監公第13号

令和2年7月27日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

(別紙)

2川監第319号  
令和2年7月27日

かわさき市民オンブズマン  
代表幹事 川口 洋一 様  
同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二  
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

**監査の結果**

**第1 監査委員の除斥**

本件措置請求において、嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥した。

**第2 請求の受付**

**1 請求の内容**

本件措置請求は、別紙1、別紙2及び別紙3(事実証明書は添付省略)のとおり、市が青木功雄議員、三宅隆介議員、みらい川崎市議会議員団会派、野田雅之議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを川崎市長に対し勧告することを求めている。

**2 請求の受理**

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和2年5月29日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

**第3 監査の実施**

**1 請求人の陳述**

監査実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年6月12日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

**2 関係人調査**

法第199条第8項の規定に基づき、令和2年6月29日に、本件措置請求に係る事実関係の確認のための関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、青木功雄議員、三宅隆介議員、みらい川崎市議会議員団会派、野田雅之議員とした。

**3 監査対象事項**

本件政務活動費支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、次のような前提事実を確認した。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までを根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される。会派及び議員の調査研究その他を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その用途については市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められているとされている。

指針によると、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点があげられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。このうち、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、用途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は条例第3条によると会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して450,000円又は②会派・議員に対して、会派50,000円、議員400,000円のいずれかかの選択制として、所属議員数に乗じて得た金額が会派に交付される。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表によると次のとおりとされている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関する調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に對する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するに要する経費
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

ウ 交付等の事務手続きの流れ

- (ア) 交付申請手続き (条例第5条第1項)  
 政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (イ) 交付決定 (条例第5条第2項)  
 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (ウ) 支出請求 (規則第3条、第8条)  
 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (エ) 政務活動費の活用、整理・調整 (条例第9条、指針)  
 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記載等を行う。また四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調整を行う。

(オ) 収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、活動記録票(写し)等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するにあたり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、抜分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている支出は、次のとおりである。

ア 青木功雄議員 (以下「青木議員」という。)

平成30年度の広報・広聴費として、有限会社倉持印刷社に質疑応答集の簡易版21,000部の作成費用1,041,012円、株式会社こころざしに質疑応答集のポストイング料35,000件分491,400円を支出した。

イ 三宅隆介議員 (以下「三宅議員」という。)

平成30年度の広報・広聴費として、株式会社アクトブレインコーポレーション(以下「A社」という。)に議会報告書(63号10,000部、64号10,000部、65号5,000部、66号52,000部)の作成及び発送等に係る経費合計3,929,672円を支出した。

ウ みらい川崎市議会議員団会派

平成30年度の事務費及び事務所費として、織田勝久議員(以下「織田議員」という。)の事務所に係る電話料金、事務所・駐車場賃料、火災保険代、上下水道代、ガス代、電気代合計1,206,922円を支出した。内訳は以下のとおりである。



項目	件名	支出金額
事務費	事務所電話料金平成30年6月分	6,720
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年3月分	145,303
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年5月分	147,420
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年6月分	147,722
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年7月分	147,571
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年8月分	147,722
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年9月分	149,234
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年11月分	148,629
事務所費	事務所・駐車場賃料平成30年12月分	149,083
事務所費	事務所火災保険料平成30年8月～平成31年4月	1,990
事務所費	事務所上下水道代平成30年7月5日～9月4日	2,509
事務所費	事務所ガス代平成30年8月18日～9月14日	731
事務所費	事務所電気代平成30年8月15日～9月12日	12,288
	合計	1,206,922

この際、事務所使用時間のうち、政務活動のために使用した時間とそれ以外に使用した時間の割合を算出し、事務費及び事務所費を按分している。その割合は月ごととみると、平成30年5月は97.5%、6月は97.7%、7月は97.6%、8月は97.7%、9月は98.7%、11月は98.3%、12月は98.6%であった。

また、平成30年度の広報・広聴費として、日本郵便株式会社におだかつひさP R E S S第46号の発送に係る経費6,491通分として、合計469,422円を支出した。

**エ 野田雅之議員（以下「野田議員」という。）**

平成30年度の広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「B社」という。）に市政報告紙（2018/5/22号5,000部、2019/2/19号5,000部）の原稿構成・校正・印刷、折りに係る経費合計1,194,480円を支出した。

**2 監査委員の判断**

**(1) 政務活動費の性格について**

法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるとしている。また、条例第2条は、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

最高裁第二小法廷平成25年1月25日判決では、政務活動費の趣旨について「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実に資するため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものと判示されており、政務活動費を充てることが許される会派又は議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為が合理的な目的や性質に照らし、議員としての活動との間に合理的関連性を有することを要するものと解される。また、最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたる、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」としている。

これらの判例を踏まえ、政務調査費の後身である政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準や指針を遵守することは当然として、政務活動費などのように使用するかについては、会派及び議員の自主性が尊重される一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保が求められることは、指針に明記されているとおりである。

**(2) 本件各支出の違法性について**

**ア 青木議員**

請求人は、質疑応答集の作成・配布は、平成31年4月執行の川崎市議会議員選挙を踏まえ、議員活動10周年を記念した青木議員個人を宣伝する政治的な宣伝活動で、政党活動若しくは後援会活動に当たり、また、政務活動費が任期中の政務活動に資するために支出されるもので、任期外の活動についての支出は認められないことから、当該支出が違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

**(ア) 調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。  
 質疑応答集は、平成29年度にカラー版をおよそ3,000部（本請求の対象外）作成し、平成29年度に14,000部（本請求の対象外）、30年度に21,000部、配布用としてモノクロ印刷の簡易版を計35,000部追加作成し、30年9月頃にポスティングにより、選挙区の市民に配布した。

質疑応答集の標題には「川崎市議会議員青木のりお 質疑応答集 川崎市議会にて10年間の質疑応答集」と記載され、その内容は、平成19年から平成28年までの間、青木議員が川崎市議会で質問した事項を中心に、市の答弁及び平成29年度までの改善状況について、青木議員の写真等を用いながらまとめられ、最後に青木議員のプロフィールが掲載されている。

**(イ) 判断**

請求人は、青木議員の質疑応答集について、川崎市議会議員選挙を踏まえ、議

員活動10周年を記念した青木議員個人を宣伝する政治的な宣伝活動で、政党活動若しくは後援会活動にあたる旨主張する。

そこで検討するに、質疑応答集には、川崎市議会選挙に向けた発言や記載箇所はなく、その中心的な内容は、青木議員が当選後10年間に市議会で質問した事項に係る市政の現状について改善状況を確認した事項が記載されたものと認められるから、この質疑応答集は、川崎市政に関して青木議員の活動内容を市民に報告・説明したものと見える。

その配布時期が川崎市議会議員選挙の約半年前であり、質疑応答集には青木議員の顔写真や活動写真が相応に使用され、プロフィールが掲載されていることは認められるものの、これらの写真や活動歴の紹介が直ちに青木議員の政党活動や選挙活動等にあたるとは認められない。

その他、青木議員の政務活動に係る広報・広聴費の支出について、違法もしくは不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

**イ 三宅議員**

請求人は、A社が実体の確認できない企業であり、三宅議員の議会報告書(63号ないし66号)の作成・発送等に係る経費が架空の請求である可能性があり、同社への支出が同じ部数の印刷物を他社に依頼した場合に比べて高額であることからしても、本件支出は不透明な支出であり、本件支出自体が違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

**(ア) 調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

A社への支出伝票に証拠書類として添付された請求書(以下、「請求書」という。)には、宛名、金額、内訳が手書きで記載され、単価は記載されていないが、振込先として金融機関が印字されているものである。

A社の履歴事項全部事項証明書によれば、請求書とは別住所にA社の法人登記がされており、実在している法人であった。

請求書記載の住所にA社の実店舗や看板等はないが、同所を営業拠点としてA社が問借りしており、請求書記載の電話番号に電話すると、A社の代表取締役の携帯電話に転送され、同所の別法人がA社宛の郵送物の受領を継続的に言い、A社の代表取締役が交付しているとのことであった。

三宅議員の議会報告書(63号ないし66号)は、成果物として現実として作成されており、議会報告書の作成の際は、三宅議員がレポート内容や規模、配布対象をA社の代表取締役が提示することによって単価設定がされ、ボスティングや新聞

折り込みの配布指示等もA社が請け負っているとのことであった。

A社は、印刷業者ではなく広告代理業であり、三宅議員の作成した原稿等を基にして印刷原稿を作成し、デザイン、グラフ、イラスト等の作成等を含めて受注しており、印刷業務は下請けに出しているが、A社において企画、編集、デザインという付加価値を出しているとのことであった。

**(イ) 判断**

関係各証拠によれば、請求書の金額や内訳は手書きで記載される一方、単価についての記載がないなど、その体裁は正確性を欠くものであるが、三宅議員がA社に依頼した成果物は全て資料として提出されており、A社が成果物についてデザイン、グラフ、イラストの作成、印刷の手配、配布等を広範囲に扱っていることからすれば、各成果物の対価として著しく高額であるとは認め難い。

また、請求人は、三宅議員が印刷物の対価の一部をキックバック等として便宜を受けている可能性を指摘するが、本件各証拠を精査しても、三宅議員がそのような依頼をA社もしくはA社の代表取締役に行ったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

**ウ みらい川崎市議会議員会派**

請求人は、織田議員の事務所に関連する費用について、政務活動、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたもので適切に按分すべきであり、また、郵送料について、おだかつひさPRESS46号を発送した封筒に後援会活動に係る書類を同封しており適切に按分すべきである旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

**(ア) 事務所に係る費用について**

請求人は、織田議員の事務所は、客観的にみれば、織田議員の後援会(選挙)事務所、立憲民主党の活動拠点、ポニースカウトの事務所であり、この事務所で政務活動を行ったとしても、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたものであるから、事務所費、事務所費については4つの活動の按分として25%の按分とすべきであり、これを超える部分は違法である旨主張していることから、事務所活動の実態について検討する。

**a 調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

織田議員によれば、支出伝票に添付された事務所費計算表に自らの手帳の活動記録の記載を基にして事務所の総使用時間と政務活動以外の使用時間を記載しており、事務所における後援会活動は、毎月1、2回程度の割合で役員会を1回2時間程度行っているが、その他の時間は政務活動のために使用してお

り、全体に対する後援会活動の時間割合は、月2～3%の範囲であるとしている。

織田議員の事務所、政党名が記載されたのほりを掲示したり、同じ政党の議員のポスターを掲示したりしていたことはあるが、ポスターの掲示は一時的なもので、外観上もごく限定された範囲内であった。

「ボーイスカウト入団申込所」と記載された小さなシールが事務所入口付近に貼付されているが、同団体は川崎市の青少年健全育成団体の一つであり、織田議員が育成副会長という立場で、所属するボーイスカウトの入団等の相談があった場合に責任者に紹介するほか、ボーイスカウトとしての活動は小学校等で行うことが多いが、事務所で行われることはないとしている。

#### b 判断

指針によると、事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費で、事務所費、事務所費等については、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、活動の実績に応じて区分し、政務活動費を支出することとしている。

そこで検討するに、織田議員が同じ政党に所属する議員のポスターを掲示した点については、選挙活動に該当するものといえるが、一時的な使用にとどまり、全体の表示に対する割合もごく限定されたものであったことに照らすと、これをもって、直ちに織田議員が提出した年間の事務所費比率を超える使用をしていたと認めることは困難である。

その他、織田議員の政務活動に係る事務所費用の支出について、違法もしくは不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出のうち、25%の枠額を超える部分は違法であるとの請求人の主張は理由がない。

#### (イ) 発送に係る費用について

請求人は、おだかつひさ P R E S S 46 号の郵送料として政務活動費を支出しているが、これは、織田議員の後援会が主催する「早春のつどい」の案内や参加確認はがき、織田議員の選挙活動を手伝う人員の募集はがきと一緒に発送されており、織田議員の選挙のための後援会活動であるから、広報・広聴費として支出した郵送料については、50%の区分とすべきであり、これを超える部分は違法である旨主張していることから、以下、この点について検討する。

#### a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。  
おだかつひさ P R E S S 46 号は、織田議員の議会報告が記載されたもので、全体では 83,000 枚が印刷され、そのうち 12,300 枚が封入封緘され、その全額

が政務活動費として支出されている。本件支出による発送の対象となった封筒は、6,491 通であり、その全額が政務活動費として支出されている。

また、織田議員は、後援会用に「早春のつどい案内状」を 1,000 部、「早春のつどい」出欠はがきを 1,000 部作成し、「議会報告及び 2019 年『早春のつどい』ご案内在中」と記載された封筒に封入封緘されたものが 614 件で、その費用は織田議員の事務所が支出している。

織田議員によれば、おだかつひさ P R E S S 46 号は、全体で概ね 7,000 通を郵送しており、うちおよそ 500 通を後援会向けとして、「早春のつどい」の案内を含む後援会活動に係る書類を同封して郵送し、後援会向け発送費用の領収書は廃棄したが、残りおよそ一般向けの 6,500 通の郵送料（区内特別料金 6,284 通、区外定額 207 通）は、広報・広聴費として政務活動費により支出したとしている。

請求人が提出した後援会向け資料について、織田議員は、封入封緘業務を委託した業者に発送を急がせたことにより、後援会向けに発送すべき封筒が混同して一般向けの封筒に紛れ込んだことによるものと考えられるとしている。

#### b 判断

請求人は、おだかつひさ P R E S S 46 号を発送した封筒に後援会活動に係る書類が全て同封されているから、その半分の区分すべき旨を主張するが、後援会向けの案内状等は 1,000 部が作成され、うち 614 枚が封入封緘されていることから、後援会向けの封筒の発送は最大でも 614 通の範囲内ということになる。

他方、おだかつひさ P R E S S 46 号は、全部で 83,000 枚が印刷され、うち 12,300 枚が一般向けに封入封緘され、これとは別に 614 枚が「早春のつどい案内状」等と共に後援会向けに封入封緘されており、残りがポスティングやピラ等として配布されているため、これらの数量からは、本件支出の対象となった封筒 6,491 通中の一般向け封筒数と後援会向けの封筒数の割合を算出しいし推定することができず、また、全体で 7,000 通を郵送しているとする織田議員の説明を否定することもできない。

加えて、本来、後援会向け封筒の発送費用について、その 50%が政務活動費に該当するにもかかわらず、その領収書を廃棄したとする点については、織田議員に責めがあるものの、関係各証拠を精査しても、本件支出の中に後援会向け封筒が紛れ込んでいたことを示す的確な証拠は存しない。

仮に、本件支出の対象となった封筒の中に後援会向け封筒が紛れていたとしても、後援会向け封筒を発送した費用の中に一般向け封筒が混入していた可能性もあり、これをもって、直ちに本件支出の一部が違法であると認めることは困難である。

したがって、本件支出の一部が違法であるとする請求人の主張は採用できない。

**エ 野田雅之議員**

請求人は、B社への支出について、B社の現場において目立った看板等はなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、その印刷費用も高額であるから、業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が不当といえるかについて検討する。

**(ア) 調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

B社は、広告代理業、看板製作、印刷業等を目的としており、請求人提出のB社の写真は、B社の代表取締役の自宅ではなく、作業場所の一部であり、隣地にB社の作業所があるとのことであった。また、B社は、営業方針として得意顧客とその紹介先のみを対象に事業を展開しており、自社の広告を積極的にには行っていない業者であるとのことであった。

野田議員は、通常、川崎市議会定例会報告等のチラシを作成する際、B社にたき台を提出し、B社がデザインや構成、印刷、織り加工、配送を請け負っており、印刷は別会社に下請けさせているものの、B社の専門知識やレイアウトの技術・能力は高く、市議会議員に当選後から継続的にB社に作成を依頼しているとのことであった。

本件支出の対象となった成果物は、全て現物として提出されている。

野田議員によれば、必要以上に印刷すると、残部が廃棄物となってしまうため、自らが配布することが可能である5,000部としており、比較的数量が少ないため、契約額を部数で割った1部当たりの単価が119,448円と高くなっているとのことであった。

**(イ) 判断**

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されており、野田議員が手で配る範囲の数量に収めているため、印刷部数が比較的少なく、単価が比較的高くなっているが、B社が受注している作業内容や作業範囲等を考慮すれば、これによって本件支出が不当に高額ではあるとは認められない。

したがって、本件支出が不当であるとの請求人の主張は理由がない。

**(3) 結論**

以上のとおり、本件各支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。よって、本件措置請求はこれを棄却する。

**3 意見**

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、その用途について、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他の証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することにより、制度の趣旨を損なう可能性がある。他方、政務調査費については、仙台地裁平成29年1月31日判決では、「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしづらければ困難を伴うといわざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出しているとする以上、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる。」と判示している。

会派及び交付対象議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを認識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び活動記録票における説明の充実等を望むものである。

別紙 1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員殿

2020 (令和2) 年 5 月 29 日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソノオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

第1 請求の要旨

- 1 青木功雄 (青木のりお) に対し政務活動費 153 万 2412 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することと求める。
- 2 三宅隆介に対し政務活動費 392 万 9672 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することと求める。
- 3 みらい川崎市議会議員団会派に対し政務活動費 113 万 3045 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することと求める。
- 4 野田雅之に対し政務活動費 119 万 4480 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することと求める。

第2 請求の原因

- 1 対象となる財務会計行為
  - (1) 青木功雄 (青木のりお) に対するもの
    - ア 青木功雄 (青木のりお) は平成 30 年度、広報・広聴費として有限会社持印印刷社に対して質疑応答集の簡易版作成費用 104 万 1012 円を政務活動費から支出した (資料1)。また、株式会社ころざしに対して質疑応答集のボスティング料として 49 万 1400 円を政務活動費から支出した (資料2)。
    - イ ここでいう、質疑応答集は平成 29 年度に作成された、青木議員が平成 19 年度から平成 28 年度の間に行った川崎市議会での質疑応答を図や写真を多く取り入れビジュアル的にまとめた冊子であり (資料3)、平成 30 年度に支出されたのはこれのボスティング用の簡易版である。
  - (2) 三宅隆介に対するもの
    - 三宅隆介は平成 30 年度、広報・広聴費として、株式会社アクトブレインコーポレーションに対して、平成 30 年 9 月 27 日付、平成 30 年 11 月 2 日付、平成 31 年 3 月 5 日付の請求書 (資料4) に基づき合計 392 万 9672 円の政務活動費の支出をしている。
  - (3) みらい川崎市議会議員団会派に対するもの
    - ア みらい川崎市議会議員団会派は平成 30 年度、横田勝久議員の事務所に関連する費用として事

務費と事務所費で下表にある費用合計 120 万 6922 円を政務活動費として支出している (資料5)。  
 これは事務所費及び関連事務費の合計金額 123 万 4353 円を 90% 超で核分した金額であるが、この事務所は、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたものであるもので 25% の核分にすべきである。

支出項目	支出額	元の金額
事務所電話料金平成 30 年 6 月分	6,720	6,879
事務所・駐車場賃料平成 30 年 3 月分	145,303	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 5 月分	147,420	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 6 月分	147,722	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 7 月分	147,571	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 8 月分	147,722	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 9 月分	149,234	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 11 月分	148,629	151,200
事務所・駐車場賃料平成 30 年 12 月分	149,083	151,200
事務所火災保険料平成 30 年 8 月～平成 31 年 4 月	1,990	2,033
事務所上下水道代平成 30 年 7 月 5 日～9 月 4 日	2,509	2,569
事務所ガス代平成 30 年 8 月 18 日～9 月 14 日	731	745
事務所電気代平成 30 年 8 月 15 日～9 月 12 日	12,288	12,527
合計	1,206,922	1,234,353

イ みらい川崎市議会議員団会派は平成 30 年度、広報・広聴費として、日本郵便株式会社に対し、平成 31 年 2 月 5 日付、平成 31 年 2 月 1 日付で合計 46 万 9422 円の政務活動費の支出をしている (資料6) が、これは後援会活動を兼ねたものであり、50% の核分とすべきである。

(4) 野田雅之に対するもの

野田雅之は平成 30 年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、平成 30 年 7 月 3 日付、平成 31 年 3 月 22 日付で合計 119 万 4480 円の政務活動費の支出をしている (資料7)。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第 100 条 14 項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要。」(第 147 回通常国会での衆議院地方行政委員会長の提案説明)とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に使用しなければならぬ。」(川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第 2 条抜粋)とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 青木功雄 (青木のりお) に対するもの

ア 本件質疑応答集の作成費は、広報・広聴費として支出されている。広報・広聴費は会派又は交



託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会的常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

今回、野田議員が市政報告紙5000部の印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたが業務についての広告などは見つけられず、現地において目立って看板等なく、郵便受けに社名の表示が認められるだけ(資料19)で印刷会社として理認、発見するのは困難な業者であった。したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。さらに、その契約内容は、市政報告紙の発行数が1万部と7万5000部を比べると、(比較的高額な、青木のりお議員の質疑惑答集でも一部46円程度(資料1)、通常市政報告紙は20円を下回る程度の費用と思われる)

以上の点を、総合的に考慮すると野田議員の市政報告紙についての支出は業者の選定の経緯、金額に不当性があり政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

(6)以上、上記各支出は、政務活動費として支出できない支出であり、そのすべてが違法である。

3 川崎市長の怠る事案について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法149条6号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに従ったものであると認めるときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、更に第14条では交付の決定を取り消した時の返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により政務活動費の支出が適正か調査された形跡もない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を進展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの観点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

添付資料

- 資料1 支出伝票及び証拠書類(青木議員印刷費)
- 資料2 支出伝票及び証拠書類(青木議員ボスティング費)

- 資料3 川崎市議会議員青木のりお質疑応答集
- 資料4 請求書3通
- 資料5 支出伝票及び証拠書類(織田議員事務所関係)
- 資料6 支出伝票一覧表及び支出伝票(織田議員広報広聴費)
- 資料7 支出伝票及び証拠書類(野田議員広報広聴費)
- 資料8 登記事項証明書交付申請書
- 資料9 写真(アクトブレインコーポレーション所在地確認)
- 資料10 写真(おだかつつカフェ)
- 資料11 写真(おだかつつひさ事務所・ポイカスカウト入団申込書)
- 資料12 写真(もりややかしポスター)
- 資料13 写真(立憲民主党のぼり旗)
- 資料14 「おだかつつひさPRESS 46号」
- 資料15 「早春のつどい」の案内
- 資料16 「早春のつどい」の参加確認ハガキ
- 資料17 織田議員のサポーター募集中ハガキ
- 資料18 写真(「おだかつつひさPRESS 46号」の同封物)
- 資料19 写真(株式会社北斗)

以上

令和2年6月9日に請求人から川崎市職員措置請求書補正書が提出された。

別紙2

住民監査請求追加資料

川崎市監査委員殿

2020(令和2)年6月17日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

1 意見陳述

請求人は、2020年6月12日に意見陳述を行い、2020年5月29日提出の住民監査請求について意見を述べた。

請求人が述べた意見の要点は添付の資料20にまとめた。

また、監査委員から、資料8の原本をコピーした物(資料21)および、株式会社北斗の法人登記簿(資料22)を提出するように指示を受けたのでそれを提出する。

2 みらい会が関連

みらい会派に対する請求に関して、織田議員が「おだかつひさPRESS 46号」を送付する際に使った封筒の写真が不鮮明だったため、封筒の原本をカラーコピーした物を追加で提出する(資料23)。

また、織田議員の事務所においては、「後援会事務所」との表記を目隠ししていたのでその写真を提出する(資料24、資料25)

3 三宅議員関係

三宅議員に対する請求に関して、三宅議員のアクトブレインコーポレーションに対する支払いが高額過ぎるため、他の業者(三宅議員の自宅近くの業者と他の議員が使用している業者)に同内容の見積もりを依頼した。

平成31年3月5日付けアクトブレインコーポレーションの議会報告編集制作費タプロロイド4頁2つ折り52000部では75万3000円だった物が、他の業者では、26万6200円(資料26)、25万8900円(資料27)と約3分の1の見積もりとなった。相見積もりの印刷費用で3倍もの差がつくのは驚くべきことであり、それが印刷会社として実態がつかめないアクトブレインコーポレーションが高いとなると、水増し請求等の不正の存在を疑わざるを得ず、三宅議員には強い説明責任が生じると言わなければならない。

また、申請者の会員が、アクトブレインコーポレーションに問い合わせた結果、キャンペーンパック等の便宜供与についての説明を受けており、アクトブレインコーポレーション自体には印刷等をする能力はなく、他の業者に再委託するようである。そうであれば、政務活動費がなくなるともいわゆるまるまろげによりムダに使われており、違法行為も辞さないような業者を使用することについてはさらに深い疑惑を抱かざるを得ない。

このアクトブレインコーポレーションおよび、三宅議員、その関係先との会話の要点の抜き書き(資料28)と内容を取めた音声データ(資料29)を提出する。

添付資料

資料20 意見陳述の要点

資料21 登記事項証明書交付申請書(原本カラーコピー)

資料22 株式会社北斗 法人登記簿

資料23 封筒「議会報告および2019年「早春のつどい」ご案内 在中」

資料24 織田議員事務所で後援会事務所との表記が目隠しされている様子

資料25 織田議員事務所で後援会事務所との表記が目隠しされている様子

資料26 見積書

資料27 お見積もり書

資料28 音声データ要点抜き書き

資料29 録音音声データ提出用CD-R

以上





あと、私のほうで、請求書に書いてある電話番号に直接電話しました。そして、アクトブレインを名乗っていません。名乗ったのは、●●●●●という会社を名乗りました。請求書のアクセス番号もアクトブレインと別の会社で使用しています。流通産業協同組合に働いている職員の方に確認したところ、アクトブレインなんて会社は入っていない、複数の証言も頂いています。アクトブレインは、私が調べた限り、社員もバイトもゼロ、一人社長が名乗っている会社です。その一人社長は、以前、議員やブローカーと共謀して、法外な手数料を取って運搬されています。それはウィキペディアに載っていて、三宅議員もそのことを知っていました。私、これ、全部録音しているんですけど、録音の一部をまず話しますね。

このアクトブレインの一人社長とやり取りをずっとやっていると、僕も後でお話します。5月26日に、この流通産業協同組合に電話したところ、アクトブレインコーポレーションさんの関係者、お呼びますかと聞かれたんですけど、すみません、そのような会社、知りませんと言われました。なので、6月1日、月曜日に、朝9時15分、僕、現地の流通産業協同組合まで行って、直接調べました。そして、このビルには一切、このアクトブレインの看板はありません。7階の流通産業協同組合に入っているというところですが、7階にも行って、アクトブレインの看板はありました。アクトブレインコーポレーションは聞かれたことありません。それから、はいと答えています。アクトブレインコーポレーションは聞かれたことありません。それから、前に取引があった会社だと聞いたことがありませんが、うちではないですと答えています。僕のほうで、アクトブレインコーポレーションが分かる方、いませんかと聞いたら、確認してみます。社内にいる人たちに確認してもらい、4分後に分かる人はいなくてと言われました。じゃ、流通産業協同組合の中にアクトブレイン、入っていないんですかねと聞いたところ、即答で、入っていないですと答えています。私、こっちは勘違いですかねと聞きたところ、先日、電話がかかってきて、アクトブレインの連絡先を調べてほしいと言われたんですけど、分かんないから、前に取引があった、うちの会員が何かあったみたいなんですけど、今はもうよく分かんないですと言われています。

その後、僕、5分後に、6月1日、9時半ごろ、アクトブレインの社屋に直接電話しました。会社は一体どこにあるんですか、そうすると、この方は、御指定のところに行くんですけど言っています。会社の場所は知らないんですけど、いやあ、会社は一般から行くんですけど、流通産業協同組合合で中に入れてあります。僕、先ほど言って、みんな、ないよ、スタッフが言っているところですよ。いまだにそんなことを言っています。じゃ、打合せ、そこで行うということですよと言っています。いやあ、それはメールでやり取りしていますと言いますね。アクトブレインコーポレーションは一人でやっているんですけど聞いたところ、そうです、はい、はい、一人で行われているんですけど、これは、以上のことから、アクトブレインの実態は不透明で、委託先に対する支出が全く不透明な支出なので、支出自体が違法だと私は思っています。

まだ補足でもいいですが、アクトブレインコーポレーションの請求額が異常に高いんですけど、金額が同じ内容と比較していいんですけど、例えば印刷代と編集費で5万2,000部、同じサイズで75万3,000円で来ているんですけど、アクトブレインコーポレーションは、この三宅議員の事務所近くの印刷会社に見積りを取りました。全く同じ内容で、そして、25万8,900円です。ほかに議員さんが使っている印刷会社を聞いて、僕、そこにも同じ内容で見積もりを出しました。そして、そこは24万2,000円です。お分りかたりのように3倍の金額を取っているんですけど、アクトブレインさんで、同じ内容ですよ、全く。印刷会社の社長さんに、三宅議員の議会報告書を数枚見せたら、アクトブレインさんで、アクトブレインのフォーマットや配量は全て同じで、毎回組替え作業をしているだけなので、クライアントからの内容を入れるだけなので、2回目は印刷代ももっと安い金額でできますよとも言われました。

なぜ請求額が高いのは、僕のほうで請求の金額とか、操作しているんじゃないかと、この一人社長はしているんじゃないかと疑いがあつたので、直接また電話しました。6月2日、火曜日、9時45分に、僕、直接アクトブレインは、実際にかかった金額より高い領収書は書けるんですけど聞きました。もちろんそれはいろいろありますよ、あと、どういう使い方をすることによって業者一つ換えただけでいい、それだと直に電話して、うちは●●●●●から取っておくといいですよと言われました。●●●●●と聞いて、先ほどアクトブレインに電話したときに名乗った会社です。アクトブレインだと不正か、●●●●●と聞きたことですかと聞きました。うちの●●●●●を使ったほうがいいか、も分かんないです。うちもどこがメインか、そこが操作とか、いろいろあるじゃないですか、そのときにこのアクトブレインの●●●●●を録音するんですけど、そんなことも言われました。全部録音しています。アクト

受けたところには事務の名前、株式会社北斗と書いてあるだけでして、とても印刷会社であるというのは一般的には判別できないような状況でした。

広報・広報費については、政治活動費の運用指針の18ページにも、作成業務の委託について特別に条項を求めています。作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会議録には議員名を記載することとされており、これは、過去に印刷物に開する政治活動費、政治調査費の不正支出が実証的に多く、その内容は、過去に架空支出や水増し支出、奉げ句には、印刷物の増しを伴う議員に対するキッシュバックなど、ほかの市町村でも問題となつた例は多数ございます。このようなことを前提として、この政治活動費の運用指針というものがつくられておりまして、印刷費は、その内容や印刷数が多岐にわたるため、できた印刷物を第三者が検品するなどしなければ、適正に支出がされているかどうかの確認は後から行うのは困難であります。そういう特性がありますので、特に懸念している業者を使う場合は、印刷数や単価などが領収書等で作ってしまえば、ある程度を申し上げれば、いかようにしてもできるようなことが可能な状況になっており、また、架空支出等の疑念を排除できないのでありますから、それを適正性、透明性を確保するためには、利用する業者の選定自体を透明化する必要があり、客観的に広く印刷業者が行った信用性の高い業者の選定するなどし、今申し上げたような、我々としてはたどり着けないような業者に頼んでいること自体が不透明な支出というふうふうに断定できます。これによって、この支出自体が不当、違法なものと我々としては考えておりますので、選定を求めたいという内容になっております。

また、職田議員と三宅議員についての補足をさせていただきます。

まず職田議員ですが、封筒の件です。封筒の中身は4枚中、政治活動費のチラシとして、議会報告チラシが1枚、それ以外は全部、選挙活動や後援会活動のチラシやほかはがきでした。けれど、職田議員の取支報告書には記載内容100%、政治活動の対象としており、全額政治活動費から支出しています。私のほうで議会事務局の担当者に確認したところ、封筒を見せたら、全額支出に問題はないかかったという返答があったんですけど、しかし、封筒には赤字で、「議会報告および早急のついでに案内状」という返答が来ていて、政治活動以外の項目が記載されているので、誰が見ても後援会活動のチラシが同封されていたことが分かります。となると、2つのどちらかが考えられるんですけど、1つは、誰が見ても後援会活動の案内が分かります。となると、2つのどちらかが考えられるんですけど、2つ目は、職田議員が実際に選挙区内で送った封筒と違ふ封筒を故意に議会事務局に提出した、そのどちらかしかないんです。その点について今回の監査はまず明らかになっていない、資料18に写真がありまして、その封筒の様子と内容物、それそれの1枚だけ印刷したもの、一番最後ですね、赤字で書かれていると思うんですけど、赤字の文字ですね、ここに赤字で書かれているんですけど、封筒の下に、ここに赤字で書かれていて、これをまず見逃すはずはないと思うんですけど、議会事務局がちゃんとチェックしていれば、となると、職田議員が実際に送った封筒と違ふ封筒を故意に提出したのなかと思っただけで、これ、どちらかを明らかにしてほしいです。まず。

もう一つ、事務所のことです。職田議員の事務所なんですけど、私、そこにも行きました。政治活動以外の選挙活動や後援会、その他で使用していれば、その割合により按分するべきとされています。しかし、職田議員は毎月、賃料や光熱費の98%は政治活動費へ、政治活動で使用した事務と申告して、2%ぐらいしか自己負担していません。私のほうで4月9日に所在地に行きました。スタッフが直接聞きました。ここはどんな事務所なのか聞きました。すると、ここは職田勝久の後援会事務所、職田勝久がボーイスカウトの54団の団員をやっているの、ボーイスカウトの入団申込所もしますというところにいる。後援会の加入は、ここで住所、氏名を頂くだけで入会できるとおっしゃっています。すなわち所在地のスタッフさえも後援会事務所と認識していません。この事務所は、客観的に市民から見ても、後援会事務所の看板が複数あるの、後援会事務所と認識します。また、私のほうで、近隣の方に話を聞きました。5年以上前からこの後援会事務所の看板があると言っています。ということは、5年前から98%の按分されているんです。職田議員は、道義的に考えると、さかのぼって、自主的に返還するべきだと思います。

次、三宅議員の件です。アクトブレインコーポレーションという会社なんですけど、こちら、流通産業協同組合の中に事務があるということとをされて、以前はKN銀座ビル5階にございまして。しかし、かな前にも銀座東洋ビルに変わって流通産業協同組合も7階に移されました。しかし、アクトブレインの請求書は、いまだ古いビルで、5階の流通産業協同組合になっており、常識的に考えれば、流通産業協同組合の中にアクトブレインの実態が不当にあるなら、請求書の住所変更を忘れるべきではないと思いませんね、なぜなら、そこには別の会社が入っているわけですから、実際、僕が行っても別の会社が入っていますから。

体あるわけですから、川崎市もそれを公開してくれればもっと全面的な解明が私たちが進むとは思っていません。これを機会にそうした形で政務活動費の透明化が進むことが望ましいというふうに思っています。そのきっかけになればいいということで、今日の監査請求に至ったという事です。全面的にやっぱ資料開示がこれききかけにして、補足意見もいいますから、監査委員会のほうでやってもええれば非常に不透明な政務活動費の使い道についてもっともと解明が進むと。電磁記録による情報公開が必要だろうというふうには思っています。

トブレインを使うときは、キックバックするというのを、このアクトブレインの社長はおっしゃっています。

私、アクトブレインコーポレーションを使っただけで、あるんでか聞いてたところ、まず、どのぐらい決めなきゃいけないですか、そうすると、うちに金額が入ってくるんですけど、それを取っていくわけじゃないですか。今度はおたくから一度アクトブレインコーポレーションに請求を出してもらって、うちが払えということですよと言われました。ちよつと分かるところから、アクトブレインコーポレーションを使うとプラスになるんですかと聞きました。なるじゃないですか、例えば今回、100万円にするでしょう、20万円残したいなら、その20万円はうちに当然入ってくるわけですよ、うちは30万円入れて50万円もらう形になるんですよ、そうすると、うちは20万円というプラスは余分なので、そっちに現金で払う、キックバックするわけですよ、だから、何社か絡ますというのが非常にいいわけですよとこの一人社長はおっしゃっていました。

この会社からわかるように、この会社にはまず価格設定など存在しません。一度もお会いしたことのない私に対しても、現金、キックバックの話を持ちかけます。自身がプロデューサーをしている広告代理店も間に入れて絡ませているため、高額になっていると思われると思います。こんな不透明な会計処理しているわけですから、監査委員と川崎市のほうで事実を調べてください。

あと、先ほど●●●●●という会社も、私のほうで何度も申し上げているんですけど、なぜ三宅議員の請求書先は●●●●●でなくアクトブレインなのかということなんです。三宅議員は、平成26年度にはアクトブレインだけに480万円支払っているんですよ。政務活動費540万円のうち。支出割合でいくと90%です。その後も400万円ほど前後ずっと払い続けています。三宅議員いわく、2期目から使っていると言われていましたので、10年以上、この会社を使っているんです。先ほど●●●●●という会社を言いましたけれども、●●●●●も金額が少し高いんですが、お願いしている議員は誰かにいるんですよ。ほかの東京都のほうで、●●●●●の議会展レポーターなどを広告代理している議員さんには請求書の内訳を見せられても比較しました。アクトブレインと●●●●●を。すると、アクトブレインで三宅さんが46万5,000円払っていて、印刷の枚数が6,000枚でした。タブロイドサイズで、●●●●●の見込で46万5,000円払って、37万4,300円払っていて、チラシの枚数を聞いたら15万7,000枚でした。9万円安くて26倍の枚数、配っています。サイズは少しだけ小さいA4なんですけど、そのくらい差があるんですけど、三宅さんも●●●●●という会社は、以前ずっと使っていたんですよ。10年、15年前に、私はアクトブレインの社長本人からキックバックするときはアクトブレインを經由するとはつきり言われました。なぜ三宅議員の請求書先は全てアクトブレインなのか、疑問で不思議でしょうがないです。アクトブレインと●●●●●は同一人物が実権を握っています。それはこの●●●●●という者なんですけど、電話回答でも自分で認めています。三宅議員が15年前に●●●●●を直接使っていたのに、なぜアクトブレインを經由することになったのか、明確な究明をする必要があると思います。

アクトブレインの請求書には、看板や事務所の実態もありません。所在地の流通産業協同組合の複数のスタッフさえ、この会社は知らないと言っています。同じ内容の印刷代も複數比較して約3倍の料金でした。一度もお会いしたことのない人に対しても違法行為を持ちかけます。三宅議員は、この会社の一人社長が過去に逮捕されていることも知っています。下積み時代にお世話になった先輩秘書で、20年以上の親交があるとも認めています。市民の税金である政務活動費の支出先としてこの会社を選定していることに市民が納得できる説明を三宅議員に求めるように監査委員会、川崎市として職員を果たしてほいたいと思います。

ともあれ、我々、全国のオンブズマンが政務活動費時代から政務調査費に名称が変わってからも、やや悪い道が広がったわけですが、ずっと長年追求してきていて、我々も数年前からやっただけですが、6月の資料をやった直後に議会事務局へ行っていて、本格的に見たのは去年から今年なんです。物すごい膨大な資料があって、議員の数、会派の数、ありますから、物すごく膨大で、全部コピー取って細かく分析すればいいんですけど、とてもそんなのは費用だけでも膨大で、できない。しょうがないので、我々が、去年度についてはみんなで幹事全員で行ったんですけど、問題意識を共有するだけ。今年度についてはどういう切り口でやるかということ、直感的にその場場で問題だと思つた部分だけ実は写真で撮りまして、全部のコピーなど、10万、20万がかかってしまっていますから、直感的におかしいなと複數の者が感じていたのについて一部情報公開請求をした部分と、写真をそのまま証拠として出した部分を照合していったら、ようやくこれに行き着いた。かなりグレーな部分もあると思いますが、膨大過ぎて解明できたのは実はここです。率直に言うと、電磁記録でも全部やっていると、地方自治

別紙5

政務活動費に係る法令等 (本件措置請求に関連する部分のみ)

- 1 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
  - 第100条
  - 1から13 省略
  - 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができ得る経費の範囲は、条例で定めなければならない。
  - 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
  - 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
  - 17 以降 省略
- 2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例 (平成13年条例第11号)
  - (趣旨)
  - 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。(会派及び議員の責務)
  - 第2条 会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を促進し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。
  - 第3条 政務活動費は、議事に結成の届出があった会派及び当該会派の議員(次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する。
  - 2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
  - 3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000円とする。
  - 4 第2項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。
  - (交付の方法)
  - 第4条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日(以下「交付日」という。)における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。
  - 2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。
  - 3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができず、同一議員が所属する月分の政務活動費に重複して交付することはない。
  - 4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じたもののみとする。
    - (1) 議員の任期満了
    - (2) 議員の解職
    - (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
    - (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
    - (5) 会派の解散
    - (6) 議員の会派への加入
  - 5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、又は新たに交付対象議員となる申請があった場合、当該申請の日以後の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から交付する。
  - 6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請があった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

- (交付の申請及び決定)
- 第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合においては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。
- (変更の届出)
- 第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。
- (増額の申請及び決定)
- 第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。
- (減額等の決定及び通知)
- 第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができ、この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。
- 2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に付しないこととしたときは、この限りでない。
- (経理責任者の設置等)
- 第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。
- 2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。
- (政務活動費を充てることができ得る経費の範囲)
- 第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動)をいふ。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができ得るものとする。(収入及び支出の報告等)
- 第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により収支報告書を提出する場合には、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。
- (剰余金の返還)
- 第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。
- (交付の決定の取消し)

4	要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体会議を開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データペーパー利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則 (平成13年規則第16号)

- (趣旨) この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。
- 第1条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- 第3条 条例第4条第1項の規定で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日となるときは、休日の前日を交付日とする。
- 第4条 条例第4条第6項(ただし書を除く。)の規定により政務活動費を交付する場合は、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。
- 第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第1号様式の2)によるものとする。
- 第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。
- 第7条 条例第6条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届(会派用)(第3号様式)又は政務活動費交付申請事項変更届(交付対象議員用)(第3号様式の2)によるものとする。
- 第8条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第4号様式)によるものとする。
- 第9条 条例第7条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。
- 第10条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。
- (請求書の提出)

- 第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めと異なるものであるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、政務活動費の返還命令(政務活動費の返還命令)
- 第14条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に制限を定め、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。
- 第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しななければならない。この場合において、当該収支報告書の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。
- 第16条 前項の規定による収支報告書の閲覧に係る手数料は、無料とする。
- 第17条 第1項の規定による収支報告書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。
- 第18条 第1項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。
- 第19条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について適用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合は、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合は、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」とあるのは「毎年4月30日までに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合は、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員が死亡した場合は、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。
- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表 (第10条関係)

経費の区分	内容	支出できる経費	種別
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等	講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体会議を開催する研修会に参加するに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等	講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等	印刷製本費、食糧費、送料、旅費等

- 第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならぬ。
- 第9条 会派の手続及び書類の保存期間)  
支出の経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
- 第10条 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならぬ。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
- 第11条 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 第12条 (政務活動費収支報告書)  
第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。
- 第13条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
- 第14条 (交付の決定の取消通知)  
第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
- 第15条 (返還命令)  
第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 第16条 (収支報告書等の閲覧等)  
第14条 条例第15条の規定による収支報告書の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
- 第17条 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
- 第18条 条例第15条第3項に規定する収支報告書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
- (準用)  
第19条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

2 川監公第14号

令和2年8月11日

定期監査の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和元年12月10日付け1川監公第7号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

2 川 総 公 第 6 4 号  
令 和 2 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様  
同 植村 京子 様  
同 嶋崎 嘉夫 様  
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により、  
令和元年12月10日付け1川監報第5号で報告の提出がありました定期監査  
の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

1 戻入未済に係る債権管理を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第159条によると、歳出の誤払いがあったときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入することとされている。また、同施行令第160条によると、当該戻入金で出納閉鎖後に係るものについては、現年度の歳入とすることとされている。

給与の支出に係る戻入金をみたとところ、出納閉鎖後に係る戻入未済分について、現年度の調定を行っていない事例があった。

戻入未済に係る債権管理を適正に行われたい。

【措置内容】

指摘事項については、調定を行い納入通知書を発送しました。

また、出納閉鎖期間を超えた戻入未済分について適正に調定を行うよう担当職員間で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(総務企画局人事総務事務センター)

2 支出事務を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

川崎市金銭会計規則 (昭和39年規則第31号) 第80条によると、支出命令者は請求者が正当な債権者であること等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。



雑誌の購入に係る支出をみたところ、既に支出が完了し市の債務がなくなっていた案件について、再度支出していた事例があった。

支出事務を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、再度支出していた分について納付されたことを確認しました。

また、再発防止に向け、定期購読購入一覧表を作成し、納品日、請求日、支払日等を管理し、担当者、係長及び課長の複数人で確認するようにしました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

(総務企画局シティブロモーション推進室)

3 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行向等を作成していない事例があった。

予算執行同等の手続を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、あらかじめ予算執行が確定しているものについてはリスト化し、適切にスケジュール管理を行うことで、事務処理の遅延等を発生させないよう業務改善を図りました。

また、担当職員に周知徹底し、今後は適正な事務執行に努めます。

(総務企画局危機管理室)

4 前渡金の精算事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第95条によると、前渡金管理者は、毎月必要とする前渡金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。

前渡金口座をみたところ、給与計算後に減額を要することが判明した事例において、減額分を除いて支出を行ったものの、それにより生じた残金の戻入処理を行っていない事例があった。

前渡金の精算事務を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、調定及び納付の手続を行いました。

また、再発防止に向け、担当職員に周知徹底するとともに、前渡金の精算処理を行う際には、前渡金口座の残高がゼロになっていることを確認するよう改めました。

今後は、適正な精算事務に努めます。

(総務企画局人事総務事務センター)

5 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次とおり改善措置を要する事例があった。  
これらのうちいくつかは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められた。

下水道局の負担額に不足が生じていたため、不足分を再度上下水道局へ  
請求し、納付されたことを確認しました。

また、費用負担について正確な額で請求するよう、課内に周知しまし  
た。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局資産管理部検査課)

(2) 適正な所属年度により調定を行うべきもの

派遣職員に係る派遣先市町村からの旅費負担金収入について、調定すべ  
き年度を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、ダブルチェックを徹底するなど必要な注意を払うと  
ともに、金銭会計規則等に則り適正な手続を行うよう関係職員で再確認を行  
いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局危機管理室)

(3) 減免事務を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領に定められている減免申請管  
理台帳を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、減免申請管理台帳を作成するとともに、減免事務を  
適正に行うよう該当業務所管課に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局かわさき市税事務所資産税課)

(4) 徴収猶予に係る事務を適正に行うべきもの

(1) 正確な額で費用負担を求めらるべきもの  
ア 人事評価システムの運用に伴う病院局の費用負担のうち、協定書によ  
り実際に作業を要した件数に応じた費用を請求すべき部分について、予  
算における見込件数により請求していた事例

[措置内容]

指摘事項については、本年度支払分から協定書に基づき実際に作業を  
要した件数による計算後の負担金額で請求を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局人事課)

イ 電子調達システム保守業務委託等に伴う上下水道局の費用負担につい  
て、協定書により前年度の入札件数に応じた費用を請求すべきところ、  
前々年度の入札件数に応じた費用を請求していた事例

[措置内容]

指摘事項については、協定書に基づき負担金を再計算したところ、上  
下水道局の負担額に不足が生じていたため、不足分を再度上下水道局へ  
請求し、納付されたことを確認しました。

また、費用負担について正確な額で請求するよう、課内に周知しまし  
た。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局資産管理部契約課)

ウ 川崎市優良業者表彰に伴う上下水道局の費用負担について、誤った表  
彰者数に基づいた算定により請求していた事例

[措置内容]

指摘事項については、協定書に基づき負担金を再計算したところ、上

固定資産税・都市計画税の徴収猶予期間延長の決裁文書について、延長期間と延滞金の免除に係る記載に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、徴収猶予の延長期間及び延滞金の免除する率の記載誤りを訂正するとともに、徴収猶予に係る事務を適正に行うよう該当業務所管課等に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(5) 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

個人事業主である公認会計士に対する委託料の支払いにおいて、所得税の源泉徴収を行っていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、すでに当該料金について確定申告を行い納税済であることを確認しました。

また、再発防止に向け、室内で適正な源泉徴収事務について周知徹底を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(6) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図

り、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局情報管理部公文書館、危機管理室、財政局財政部資金課、臨海部国際戦略部臨海部事業推進部)

イ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認されたものについては、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な備品の管理に努めます。

(財政局みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室)

ウ 保管換えの手続きを行っていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の保管換えを行いました。また、廃棄又は保管換えがなされており、現物が確認できない備品については、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局シティプロモーション推進室、都市政策部企画調整課、危機管理室)

エ 職員が専用で使用する机を備品整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品を備品整理簿に登載しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

- (7) 消耗品の管理を適正に行うべきもの
- ア 切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例
- 〔措置内容〕
- 指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。
- また、該当課内において、消耗品の管理を適正に行うよう周知徹底しました。
- 今後は、同様の事例が発生しないよう会議等を通して更なる徹底を図り、適正な消耗品の管理に努めます。
- (総務企画局総務部庶務課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、同キ  
ングスカイフロントマネジメントセンター)
- イ 消耗品出納簿に登載しなければならぬ消耗品について登載していなかった事例
- 〔措置内容〕
- 指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿へ登載すること等により、適切に管理するようになりました。
- 今後は、適正な消耗品の管理に努めます。
- (総務企画局人事課、同職員厚生課、危機管理室)

2 川監公第15号

令和2年8月11日

財政援助団体等監査の結果の報告に基づく  
措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和元年12月10日付け1川監公第8号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)第111条によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならないとされている。休日(夜間)急患診療所運営費補助金の実績報告書をみたところ、次の事例があった。

市は、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を提出するよう求めるとともに、団体が保有する資料を確認するなど適切に審査されたい。

ア 法人本部経費に含まれる駐車場代など補助対象外の経費が含まれていた事例

例

イ 旅費交通費など一部の科目について集計が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を作成し提出するよう通知を行いました。また、同医師会から提出された実績報告書について補助要綱等の規定に基づき審査を行い、適正に作成されていることを確認しました。

今後は、適切な審査に努めます。

(公益社団法人川崎市医師会)

(健康福祉局保健医療政策室)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 負担金の対象経費の算定を適正に行うべきもの

2 川総コ第65号

令和2年6月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和

元年12月10日付け1川監報第6号で提出のありました財政援助団体等監査の結

果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 〔指摘の要旨〕

川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の協定書によると、負担金の対象となる公共地下歩道は、通路、広場、階段等とされ、市が別途委託するエスカレーター等については対象から除外するとされている。また、負担金の対象は、公共地下歩道を公共の用に供するために必要な清掃、警備保安、照明等の経費とされ、負担金の算定基礎となる共同管理経費に公共地下歩道面積の地下街対象面積（地下街面積から公共駐車場等の面積を除いたもの。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した金額に、更に利用目的の割合等を乗じて算出されている。

負担金の算定についてみると、公共地下歩道面積にテナント等が専用する面積の一部が含まれていた。また、協定書に定めた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分とが整合していなかったことにより、負担金に市の委託料に含まれる経費の一部が算入され、一方で負担金に算入されるべき経費の一部が算入されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社と協議して、公共地下歩道面積の算定を適正に行うとともに、委託料に係る経費の取扱いと地下街対象面積の取扱いを整理し、負担金の算定を適正に行われた。

## 〔措置内容〕

指摘事項については、公共地下歩道からテナント等が専用する面積の一部を除外した上で、協定書を再締結しました。また、同協定書に基づき、協定書に定められた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分が整合していることを確認した上で、令和元年度の負担金を支出しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

(2) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

## 〔指摘の要旨〕

会社法（平成17年法律第86号）により作成が義務付けられている各事業年度に係る計算書類のうち個別注記表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）において、関連当事者との取引に関する注記その他の表示すべき項目が定められており、開示対象となる関連当事者の取引の範囲や開示する項目については、関連当事者の開示に関する会計基準及びその適用指針に記載されている。

川崎アゼリア株式会社の損益計算書及びその個別注記表をみるところ、損益計算書の営業外収益に、関連当事者である市との重要な取引に該当する公共歩道維持管理負担金が計上されているものの、個別注記表に関連当事者との取引に関する注記が表示されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導されたい。

## 〔措置内容〕

指摘事項については、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導し、適正に財務諸表が作成されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

(3) その他改善を要するもの

## 〔指摘の要旨〕

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 賞与引当金を計上すべきもの

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部に賞与

引当金が計上されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該法人と会議を行い、令和元年度決算から賞与の引き当てを行うことを確認するとともに、適正に賞与引当金が計上されていることを財務諸表により確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 指定管理者の収入として適正に計上すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理に関する協定書によると、自動販売機の設置による収益は指定管理者の収入とするものとされている。

自動販売機の設置による収益についてみたと、当該収益は職員の福利厚生目的の親睦会の口座に入金されていた。

市は、自動販売機の設置による収益の状況を確認するとともに、指定管理者に対し、指定管理者の収入として適正に計上するよう指導された。

[措置内容]

指摘事項については、該当施設における自動販売機の設置による収益の取扱いについて確認した上で、適正に計上するよう指定管理者に対して口頭で指導を行い、事業報告書の事業収支状況に適正に計上することを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(2) 指定管理業務に係る収支の区分を明確にするべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立労働会館で指定管理者が開催する各種講座は、自主事業に位置付けられており、川崎市立労働会館の管理に関する基本協定書によると、自主事業に係る費用は指定管理者の負担とされている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、自主事業に係る収支が指定管理業務に係る収支と区分されておらず、自主事業に係る収支を含む業務全体の収支差額によって指定管理料が算定されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にした収支予算書及び収支報告書を作成・提出するよう指導し、収支予算書及び収支報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、指定管理業務に係る収支について適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(3) 指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市生活文化会館で指定管理者が開催する各種講座は、指定管理業務のうち指定管理者が企画する業務である提案事業に位置付けられており、指定管理料は、収支予算書において定めた提案事業を含む指定管理業務全体の収支差額によって算定されている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、指定管理料の算定後において講座の



大幅な変更が行われていたが、その収支の変更について市の確認が行われていなかった。

市は、指定管理者に対し、提案事業に係る収支の報告を求めするなど、指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、連絡調整会議での協議だけでなく提案事業に係る収支の区分を明確にした事業報告書を作成・提出するよう指導し、事業報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、指定管理業務に係る収支について適正な管理に努めます。

(公益財団法人 神奈川県労働福祉協会)  
(経済労働局労働雇用部)

(4) 正確な収支状況を把握すべきもの

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

ア 川崎市生活文化会館の事例  
公租公課その他複数の科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、正確な収支状況を報告するよう指導し、適正に修正された事業報告書を指定管理者から受理しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(公益財団法人 神奈川県労働福祉協会)  
(経済労働局労働雇用部)

イ 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

施設整備等補助金収入に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人 セイワ)  
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

ウ 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の事例

補助金事業収入その他複数の科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人 照陽会)  
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

退職金に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人 鈴係福祉会)  
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

オ 井田老人デイサービスセンターの事例  
業務委託料その他多くの科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指図書事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(5) 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

[指図書の要旨]

公益法人会計基準によると、一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して、当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更に、これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならぬとされている。

川崎市中部身体障害者福祉会館の収支報告書、法人決算書及び総勘定元帳を突合したところ、指定管理者は、一般正味財産から充当する特定資産のうち車輛購入準備積立預金の積立額を、指定管理業務に係る収支報告書では経常費用に計上しており、市は、これを当該事業年度における支出として把握し、評価を行っていた。

一般正味財産から充当する特定資産の積立額を当該事業年度に要した費用であるかのように記載することは妥当ではない。市は、指定管理者に対し、各事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を確実に行われた。

[措置内容]

指図書事項については、車両購入準備積立預金の積立金を経常費用に計上しないよう指導するとともに、指定管理者から適正に記載した収支報告書を受理しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(6) その他改善を要するもの

[指図書の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市生活文化会館において、翌日までに取引金融機関に預け入れることとされている駐車場利用料に係る収納金を、月末において一括して収納して預け入れを行っていた事例

[措置内容]

指図書事項については、連絡調整会議の場において、指定管理者に対し、駐車場利用料金に係る収納金を原則収納の翌日までに取引金融機関へ預け入れるよう指導を行い、令和2年3月1日分から運用を改め、適正に収納金が預け入れられていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

イ 旅費事務を適正に行うべきもの

川崎市職覚障害者情報文化センターにおいて、職員への旅費の支給を改正前の規定に基づいて行っていた事例

[措置内容]

指図書事項については、当該法人と会議を行い、職員の出張に対して支給する旅行雑費は、神奈川県職員の例に準じて支給するよう改善していることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ウ 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市立労働会館の事例

a 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登録を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 川崎市生活文化会館の事例

a 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登録を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(ウ) 川崎市特別養護老人ホームひらまの里の事例

市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ) 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ) 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指箇事項については、不存在であった備品について物品不用処分決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(キ) 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

- a 市の備品整理簿に登録されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指箇事項については、所在不明の備品について廃棄であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて物品不用処分決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ク) 井田老人デイサービスセンターの事例

- a 市の備品整理簿に登録されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
- c 指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品について指定管理者の備品管理簿が作成されていなかった。

[措置内容]

指箇事項については、所在不明の備品について廃棄であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて物品不用処分決定を行いました。また、指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品については、備品管理簿を作成したことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(特定非営利活動法人・ケア福祉サービス)  
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ケ) 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事例

- a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
- b 指定管理者に貸与している本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていないなかった。

[措置内容]

指箇事項については、指定管理料で購入した又は指定管理者に貸与している本市帰属備品について、備品整理簿への登録を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 事業計画書で定める業務を適正に実施すべきもの

川崎市生活文化会館において、事業計画書に記載された事項のうち実施されていないもの、必要な記録等が作成されていないものがあつた事例

[措置内容]

指箇事項については、指定管理者に対し事業の実施状況を適切に反映させた事業報告書を作成するよう指導し、令和元年度の事業報告書にて確認しました。

今後は、業務の適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

- オ 収支状況の報告について適正に指導すべきもの
- 特別養護老人ホーム8施設の実施状況報告の収支状況報告において、計上科目の記載について施設ごとの取扱いが異なつた事例

[措置内容]

指摘事項については、統一した基準を明確にした上で、指定管理者に対し、基準に基づいて収支報告を行うよう指導し、統一した基準で収支状況が報告されたことを確認しました。

今後は、適正な収支報告が行われるよう指導に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

カ 報告書等の提出を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川ケ崎の事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、定められた期間内に事故報告書を提出するよう口頭で指導し、令和2年2月までの事故報告書については適正に提出されたことを確認しました。また、令和2年3月については該当する事故がないことを確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(イ) 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

セルフレモモニタリングに関する報告が定められた期間内に行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、口頭で指導を行い、該当施設から期限内に提出され、セルフレモモニタリングシートの内容について確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ウ) 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、定められた期間内に事故報告書を提出するよう口頭で指導し、その後の事故報告書については、適正に提出されたことを確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 井田老人デイサービスセンターの事例

提出することとされている半期分の財務関係資料が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、半期分の財務関係資料が提出されたことを確認しました。また併せて、半期終了後30日以内に提出するよう指導しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

キ 費用を適正に計上すべきもの

(ア) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川ケ崎の事例

事業報告書の収支状況報告において、租税公課に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(イ) 三田福祉ホームの事例

資金収支計算書において、保守手数料に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から誤って計上した保守手数料は適正に会計上の振替処理を行った旨の報告があり確認を行いました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人ともかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ク 事業を適正に把握すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎において、デジタルサポート事業が事業計画書等に定められておらず、市が事業を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、事業内容等について該当施設に確認を行い、指定管理事業報告書及び収支状況報告書に適切に記載されていることを確認しました。

今後は、事業の適正な把握に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

## 人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月29日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興

### 川崎市人事委員会規則第8号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6号まで」を「第5号まで及び第8号」に改め、同項第2号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び第6号に掲げる者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第5号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等」に改め、同項第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者

(7) 前号に掲げる者の父母

別表第3の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表10の項、12の項及び16の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表17の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表18の項及び備考12関係第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考12関係第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表備考13関係第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考17関係第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表備考18関係第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第3の付表第1中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表備考第2号を削り、同表備考第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同表備考第2号とし、同表備考中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月29日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興

### 川崎市人事委員会規則第9号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6の項中「結婚」を「結婚等」に改め、同表13の項及び14の項、別表第5の付表第1並びに別表第5の付表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 公 告

### 川崎市人事委員会公告第5号

令和2年度川崎市職員（技能・業務）採用  
選考の実施について

令和2年度川崎市職員（技能・業務）採用選考を次のとおり行います。

令和2年7月21日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

## 令和2年度

# 川崎市職員(技能・業務)採用選考案内

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申込受付期間	7月29日(水)～8月18日(火)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票発行	9月14日(月)(予定)
第1次選考日	令和2年9月27日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	10月6日(火)(予定) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	10月20日(火)【体力検査・面接試験】(予定)
最終合格発表日	11月19日(木) 午前10時頃(予定)

### 《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)



※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

## 1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
技能・業務	(例)・生活環境事業所における廃棄物収集車の運転及び廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路維持作業車の運転及び道路補修作業等 ・事業所等における自動車(市営バスは除く)の運転 ・配水工事事務所における配管作業及び作業車の運転等	15名程度

(注) 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。



## 2 受験資格

選考区分	年齢	免許
技能・業務	昭和56年4月2日以降に生まれた人	申込時に大型自動車免許及び大型特殊自動車免許(限定免許を除く)をいずれも取得済み又は取得見込みであること ※申し込み時に取得見込みの人は、令和3年3月31日までに大型自動車免許及び大型特殊自動車免許を取得できない場合は採用されません。 また、取得の証明ができない場合は採用されません。

※学歴は問いません。

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
9月27日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時15分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。  社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【択一式 50問 120分】	法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) ほか  ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 10月6日(火) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。  ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【800字以上、1,000字以内 60分】		
第2次選考【体力検査・面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
10月20日(火)	体力検査	技能・業務職員としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、腕立て伏せ)を行います。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 11月19日(木) 午前10時頃(予定)
	個別面接	個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 【30分程度】		

(注)

- 1 受験に際しては、受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、

不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。

6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。

7 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)及び運転免許証のコピーを、10月13日(火)(消印有効)までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、10月8日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。

また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

#### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 申し込み時に取得見込みの人は、令和3年3月31日までに大型自動車免許及び大型特殊自動車免許を取得できない場合は採用されません。また、取得の証明ができない場合は採用されません。
- (5) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

#### 5 給与等(令和2年4月1日現在)

##### (1) 給与(初任給)

技能職員として採用された場合の給与月額例は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。なお、年齢の基準日は、令和2年4月1日です。

年齢	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
25歳	192,560円	① この他に、期末・勤勉手当(4.50月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。 ② 業務職員として採用された場合、初任給は左記の金額と若干異なります。
30歳	215,296円	
35歳	235,828円	

##### (2)勤務時間及び休暇等

###### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む)

※配属先によって異なる場合があります。

###### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

###### ③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、令和2年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

#### 6 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和2年12月下旬以降に発送します。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点	

## 7 申込方法等

申込受付期間	7月29日(水)～8月18日(火)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申 込 方 法	封筒の表に「技能・業務選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提 出 書 類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 84円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	9月14日(月)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、選考当日必ず持参してください。 なお9月17日(木)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

## 《申込書記入方法》

申込書は、この採用選考案内の記載事項を了承の上、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別：該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日：1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、( )内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢：令和3年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ④ 氏名：カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先：受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号：電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴：最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。  
※1 卒業見込は、令和3年3月までに卒業を予定している場合に限りです。  
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。  
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。  
(記入例)○○高校に平成25年4月に入学し、平成28年3月に卒業  
△△中学校に平成22年4月に入学し、平成25年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄：記載内容を確認の上、必ず自署してください。

(コード表)

最終学歴			
区 分			
大	学	院	1
大	大	学	2
短		大	3
高		専	4
専	修	学	5
高		校	6
中		学	7

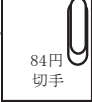
※ 申込書裏面も必ず記入してください。裏面の記入がない場合は、申込を受け付けません。

## ◎ 前年度(令和元年度)実施結果(参考)

採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
10	41	37	26	15	2.5

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の84円切手をクリップで留めてください。



令和2年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
選考	03	技能・業務	70		
性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (令和2年4月1日時点)
① ② ③ 男・女	昭和・平成	09	(1997)	1014	満23歳
④ 氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
カワサキ ジロウ					
④ 氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
川崎 次郎					
⑤ 受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
210-0004			神奈川県川崎市川崎区		
〔町・字名〕及び〔番地〕			〔マンション・アパート名〕、〔室番号〕、〔方書〕等		
宮本町1-2-3			砂子平沼ビル401号		
⑥ 現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
-					
⑥ 電話番号 (自宅)		(携帯)		連絡先名 (緊急連絡先)	
044-200-XXXX		090-1234-XXXX		父 090-5678-XXXX	
⑦ 最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学部)	(学科・専攻)
〇〇高等学校		6			普通科
昭和・令和	平成	25	年	04	月
	入学	昭和・令和	平成	28	年
				03	月
卒業 (卒業見込)					
その前の学歴 (学校名)		(学部)		(学科・専攻)	
△△中学校					
昭和・令和	平成	22	年	04	月
	入学	昭和・令和	平成	25	年
				03	月
卒業					
私は、令和2年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
⑧ 令和 2年 7月 31日 氏名 川崎次郎 (必ず自署してください。)					

裏面も必ず記入してください。

令和2年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること		
選考	0 3	技能・業務	7 0				
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢 (令和3年4月1日時点)			
男・女	元号	年	月	日	満 歳		
昭 和	平 成	( )					
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			(「都道府県」及び「郡・市町村・区」)				
(「町・字名」及び「番地」)			(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)				
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。							
電話番号 (自宅)		(携 帯)		(緊急連絡先)			
— —		— —		連絡先名 — —			
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)		
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒業・卒業見込
その前の学歴 (学校名)			(学 部)		(学科・専攻)		
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒 業

私は、令和2年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

令和 年 月 日 氏 名 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

氏名

〔免許取得状況記入欄〕

※ 大型自動車免許及び大型特殊自動車免許は受験資格です。取得年月日を必ず記入してください。

免許区分	取得(見込)年月日	どちらかに○
大型自動車免許	平成・令和 年 月 日	取得済み 取得見込み
大型特殊自動車免許(限定免許除く)	平成・令和 年 月 日	取得済み 取得見込み

職歴欄(自家営業・アルバイト・無職期間も含めて直近のものから記入してください。)

勤務先名称	職務内容	職務経験期間
(直近の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月

川崎市技能・業務職員を志望した理由(必ず記入してください。)


**農 業 委 員 会 告 示**

**川農委告示第8号**

第2回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
令和2年7月30日

川崎市農業委員会  
会長 小 川 耕 平

- 1 日 時  
令和2年8月11日(火) 午後2時00分～
- 2 場 所  
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階  
第1会議室  
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)
- 3 議 題
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
  - (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
  - (4) 議案第4号 令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見(案)について
  - (5) 報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
  - (7) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
  - (8) 報告第4号 生産緑地の主たる従事者証明について
  - (9) 報告第5号 生産緑地のあっせんについて
  - (10) 報告第6号 川崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(素案)について
  - (11) 報告第7号 令和2年度農地パトロール(利用状況調査)について
  - (12) その他

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第74号**

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月16日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第75号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年7月17日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第76号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	1期	令和2年7月31日(第1期)	計27件
令和2年度	国民健康保険料	過随5月	令和2年7月31日(過随5月)	計3件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第23号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和2年7月31日(第1期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年7月31日(第8期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年7月31日(第9期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年7月31日(第10期分)	計36件
令和2年度	国民健康保険料	過随4月	令和2年7月31日(過随4月分)	計4件
令和2年度	国民健康保険料	過随5月	令和2年7月31日(過随5月分)	計2件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第38号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年7月31日	計1件
令和2年度	国民健康保険料	過年4月	令和2年7月31日	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第39号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第40号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年 7月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗



年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第1期分	令和2年7月31日 (第1期分)	計16件
令和 2年度	国民健康 保険料	第6期分	令和2年7月31日 (第6期分)	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第7期分	令和2年7月31日 (第7期分)	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第8期分	令和2年7月31日 (第8期分)	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第9期分	令和2年7月31日 (第9期分)	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第10期分	令和2年7月31日 (第10期分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第41号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第42号**

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついで決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。  
(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第51号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	過髓4月	令和2年7月31日 (過髓4月分)	計1件
令和 2年度	国民健康 保険料	過髓5月	令和2年7月31日 (過髓5月分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第52号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第1期	令和2年7月31日	2件
令和 2年度	介護保険料	第2期	令和2年7月31日	2件
令和 2年度	介護保険料	第3期	令和2年7月31日	9件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第53号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

令和2年7月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	5月過随分	令和2年7月31日（5月過随分）	計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第54号

次の国民健康保険料に係る差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月22日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
				計2件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第39号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年7月31日（第8期分）	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年7月31日（第9期分）	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年7月31日（第10期分）	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年7月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年7月31日（第1期分）	計3件
令和2年度	介護保険料	第2期	令和2年7月31日（第2期分）	計3件
令和2年度	介護保険料	第3期	令和2年7月31日（第3期分）	計3件

(別紙省略)